

平成29年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成29年6月7日（水曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
教育長 小野伸之君	企画部長 近藤学君
総務部長 山本富雄君	住民こども部長 都筑幹浩君
健康福祉部長 藪田芳秀君	環境経済部長 鳥居栄一君
建設部長 羽根淵闘志君	教育部長 志賀光浩君
消防長 吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長 志賀幸弘君
建設部次長 尾関義彰君	教育部次長 牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長 金澤惣一郎君	会計管理者 兼出納室長 林敏幸君
監査委員 山下力君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(杉浦あきら君) 本日、説明のため出席を求めたものは理事者及び代表監査委員の17名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(杉浦あきら君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の両名を指名します。

日程第2

○議長(杉浦あきら君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番(志賀恒男君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告した順に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、教員の多忙解消の取り組みについてであります。愛知県は平成28年6月に、教員の多忙化解消プロジェクトチームを立ち上げました。平成28年11月に、このプロジェクトチームは教員の多忙化解消に向けた取り組みに関する提言というものを取りまとめを行いました。この提言を受けて愛知県教育委員会は、教員の多忙化解消プランを本年3月に取りまとめ、公表いたしました。本日の質問は、教員の多忙解消に向けての取り組みについて質問をさせていただきます。

最初の質問であります。教育長は、就任をするときの挨拶の中で、教育現場を大切にしていきたいというふうに抱負を述べてみえました。今回の県教育委員会のプランに対し、教育長として思うところ、感想を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） ただいま委員のおっしゃったとおり、現場を大事にしたいと今でも思っております。国や県が教員の多忙化について問題視していただいたことは、私としてはありがたいことだと思っております。手を打っていく必要のある、今とても大事な課題だと思っております。ただ、これは簡単にできないなど。一步踏み出す方向が間違えると、子どもやその保護者に大変迷惑がかかってしまう。先生たちの多忙化を解消しながら子どもが健全に成長していけるように、両方を狙っていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今、教育長がおっしゃられたとおり、大変重たいテーマだというふうに思います。教員がブラック企業というふうな状況に置かれているというような新聞の取り上げ方も出ているようであります。それほど多忙だということだと思いますが、幸田町の教員の勤務時間、残業などの実態、現状について伺ってきたいと思います。

教員が多忙かどうかの判断には2つあるというふうに思います。まず、1つ目が仕事の種類と仕事の量の問題についてであります。教員の本来の仕事であります授業、児童生徒の指導と評価、学校行事の計画・実施、学校の管理運営などの業務があります。しかしながら、この本来業務のほかに、いじめ、校内暴力、特別支援教育、ITコンピューターの活用、モンスターペアレントへの対応など、数え上げたらきりがありません。追加されることはあっても削減される見込みがない、そんな状況に置かれているかと思えます。休憩を含む勤務時間8.5時間に対して、このような業務をどのように把握してみえるのか答弁がいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ただいま挙げていただきました諸業務につきましては、義務教育上の根幹をなす業務、そして付随的業務とさまざまでございますけれども、学校運営上いずれも欠かせない通常の業務でございます。そして、それらの対応は年度当初に学校経営案という形でまとめられ、教育委員会に報告をされております。また、特出すべきことがあるような場合につきましては、その都度随時報告をいただいているという形でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 学校経営案として報告をされていると、把握しているということでございます。現在の流れの中ではそういうことかなということではありますが、じゃあ、具体的に多忙かどうかの判断につきましては、2つ目が労働時間、在校時間の問題についてであります。現在、問題になっておりますのは、朝早くから夜遅くまで学校にいる先生の在校時間が勤務時間に対して長いということが問題視されております。公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び関連政令などによって、教員には時間外勤務手当が支給されておられません。そのかわりに、月額給料の4%に相当する教職調整額が一律に支給されております。この給与制度によって時間外勤務を命じ

ることができないところに、私は根本的な原因があるのではないかと考えております。しかしながら、勤務実態を常に把握するということは、いかなる職場でも大変重要で必要なことだというふうに思います。在校時間をどのような方法で把握してみえるのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 在校時間につきましては、教員各自が自己申告により記録をし、それを校長が取りまとめ教育委員会に報告をすることにより把握をしております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 自己申告によるということであります。

県教育委員会が平成27年に調査した在校時間の調査結果によりますと、1カ月当たり80時間を超えている教員の割合は、小学校で10.8%、中学校では実に38.7%、特に中学校においては100時間を超える教員が20.7%という調査結果が出ております。幸田町における小学校、中学校の教員の在校時間はそれぞれどのようなのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本年4月分、最新の状況でございますが、先生方の在校時間が月80時間を超えた教員の割合は、小学校が35.5%、中学校が63.0%、小中学校を合わせた全体が45.1%という状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 実態が徐々にわかってまいりました。大変幸田町における小学校、中学校の教員の方々の在校時間が大変長いということでもあります。

ここで、平成28年、昨年3月10日に参議院文教科学委員会、ここで教員の過重労働の問題を取り上げて質疑が行われております。その状況を質疑の文章を読み上げて、皆さんに理解をいただきたいというふうに思います。

具体的事例として、愛知県教育委員会が教員の在校時間から超過勤務の調査を実施をした。中学校で見ると、岡崎市の周辺の市は4割から多いところでは8割の教員が80時間以上の超過勤務になっている。ところが、岡崎市だけが2.7%であった。これを不思議に思った労働組合が情報開示請求をして調べてみたところ、70時間台とか79時間台の教員が異常に多いということがわかった。岡崎市というのは、教員が自己申告で在校時間を記録し報告しております。こうなると80時間を超えないようにコントロールされたのではないかという疑問が湧いてくるわけです。事実、月刊誌「教育」というところに岡崎市の教員が次のような投書をしております。岡崎市の教育委員会は、各学校の取り組みのおかげで時間外労働が80時間を超える先生がほとんどいない。これは大きな成果であると喧伝しております。そして、この先生が80時間超えの記録を実際に提出したところ、校長からすぐに呼び出しがかかり、結局79時間5分には書き直して提出をした。今読み上げたのが質疑の文章の概略であります。幸田町の小学校、中学校においてこのようなことが起きていないか危惧をされます。幸田町で岡崎市で起きているようなことはないかと断言できますでしょうか。自己申告ということですので、この辺が心配であります。教育長の見解をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、委員がおっしゃった危惧されることですが、断言はできるかという、全部調査をしたわけではありませんが、そういうことはない信じております。ただ、私も校長をやっているときに感じたことですが、教員が自分で余りにも多くて数字を若干少な目にしてるかと思ったことはありました。その職員を呼んで、せっかく調査するのだから、その意味を考えてちゃんと書くように差し戻しをした覚えはあります。校長から、少なくしろとか多過ぎると言っている校長はいないと思いますが、申告の段階で気を使っている職員がいるかなと思います。5月の教頭会の折に調査をきちんとやるように再度確認をしました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ健全な状況で進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、県の多忙化解消プランには目標が設定をされております。教員の勤務時間外の在校時間の削減目標を平成30年度までに、月80時間超えの教員の割合を現状数値の半減以下を目指す。具体的数値として、小学校は5%以下、中学校は20%以下、高等学校は5%以下、平成31年度までに月80時間超えの教員の割合を全て0%を目指すというふうにしております。目標達成のために今後どのようにされていくお考えなのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今後の対策でございますけれども、月並みではございますけれども、各種会議、行事や研修の精査、所要時間の適正化並びに校務支援システムの活用による一層の事務の合理化、またノー残業デーの設定、中学校においては部活動休養日の設定等、教育委員会としてさまざまな観点から対応策を検討していき、それを校長会等で協議を重ね現場の声を組みながら、実効性のある提起をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ実効性のある取り組みをお願いしたいと思います。通常、多忙な業務を効率化をしていくときには業務分析というのを行います。ぜひそういった手法を活用をしていただいて、まだ目標でございますのでこれからということではありますが、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、個別の問題について質問をまいります。

20代の教員の在校時間が一番長く、40代、50代と年代が上がっていくほど勤務時間が適正になっていくという実態があると指摘をされております。幸田町における実態とその対応はどのようにしているかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 勤務時間の実態につきましては、先ほど御報告をさせていただきました在校時間につきましては、年代別での把握はしておりませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、20代の若い先生方は経験が少ないため各種業務にふなれで、能率がよくないということは否めません。なおかつその若さゆえに元気満々で、頑張り過ぎてしまうというような傾向があるように推測されます。対応といたしまして

は、ベテランの先輩の先生が指導したり相談に乗ったりすることにより、チーム学校として能率を上げ、教職員みんなで早期退勤ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ベテランの人が指導するということは大変重要であります。通常民間ですと職場先輩制度というのがありまして、若い個別の先生にあなたが指導する立場ですよというのでペアを組んで、職場先輩制度というのをつくります。そういった制度を活用をして、若手を育成するのは誰が責任者だということを各学校の中で決めて運用をしていくと。そんなことも参考にさせていただいて、実のある若手の優秀な教員の方々を育てるような、そんな仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

県の教員の多忙化解消プロジェクトチームの議論の中で、愛知県の公立学校教員の精神疾患による病気休養者数は、平成18年度以降、もう10年以上前からであります、200人で全体の0.5%前後で推移をしてきているという話が載っております。町の教員で精神疾患による病気休職者の数は県の平均と比べどのようになっているのか、人数並びにパーセントをお聞きをいたします。

○6番（志賀恒男君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本町においては、毎年恒常的にいるというほどではございません。本年度においては0人ではなく割合で申し上げますと、全体の0.4%ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 具体的な人数は差しさわりがあるかもしれませんが、0.4%ということで、県の0.5%と誤差範囲で同じレベルだなというふうに思います。精神疾患による病気休職者については、それぞれ個別の事情があつての休職ということではあるかと思いますが、個別によく原因を調査して対策を行う必要があるというふうに私は思います。その点についてはどのようにされているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 原因の調査につきましては、各学校の校長と管理職による本人への聞き取りにより、対策につきましては、その原因の可能な範囲での取り除きや緩和等に取り組むこととなります。大切なことは、校長等がふだんから個々の先生方のちょっとした変化に気を配り、発病に至る前での段階での声かけ、相談や指導に心を砕くことにあるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 早目に検出をして手を打つということは基本だというふうに思います。ぜひそのような対応をしていただく、あるいは今後も続けていただくということが必要かと思ひます。

教員の業務は時代のニーズの変化に対応するため、基本的にはふえる一方であります。教員の多忙解消に向け町としてあるいは教育委員会として、教員の業務の削減への取り組みは今までなされてきたのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今までの取り組みでございますけれども、校務支援システムの導入による事務の合理化を初め、幸田小学校のような大規模校への校務員の配置、その他教育委員会による各種調査物、報告、配付物等の厳選による削減に取り組んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁ですと、一般論で答えてくれるしかないのかなというふうに思いますので、こういう多忙につきましては具体的な手を打つということが大切であります。

一例を申し上げます。中学生の海外派遣中止というものを昨年度行いました。業務の削減という意味では、大変わかりやすい例の一つだというふうに思います。どのくらいの時間削減となったのか、概略で結構でございます、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほどのお尋ねで、取り組みの具体性がお答えで欠けていたので少し補足をさせていただきますけれども、今まで一番具体的な手として打ってきてまいりましたのが校務支援システムの導入ということでございます。具体的に申し上げますと、そういうシステムを導入することによりまして学校で今まで手書きだとか本当にちまちまやっていた事務的な作業、具体的には出席簿だとか給食実施簿、健康診断表、通知表、指導要録等、諸帳簿を今まで先生方が一人一人分を手書きをしていたものをデータベース化により、オンラインで共通のデータの中で作業ができるというような事務の合理化を進めてまいっております。補足をさせていただきました。

それから、今お尋ねの中学生の海外派遣による削減時間ということでございますけれども、詳細につきましては把握はしておりませんが、事業を実施していた折には6回の事前学習会や報告会等、派遣団員が一堂に集まる機会だけで約20時間、そして実際の行程で6泊8日、その事前事後、団員募集の4月から11月までの長時間にわたる諸業務にかかる時間が削減されたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 中学校の海外派遣中止というのは、中止そのものについては私ここで議論するつもりはありませんが、とにかくこういった削減の個々の積み重ね、これが大切だと思います。積み重ねを行っていくことによって新たな業務な削減がまた先生の間から出てくるというような、よいサイクルが回っていくように私は今後期待をしたいというふうに思います。

県の教育委員会は、部活動の休養日の基準を公表をしております。県教育委員会として生徒と教職員の健康維持のため、平成29年度、今年度であります、暫定的に週2日以上で平日に1日と土日のいずれか1日は必須の休養日を設けることというものであります。部活動における課題、問題点について県がこういうふうに休養日を設けてきたということについて、課題とか問題点について現状の認識をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 生徒及び教員の健康と安全の確保並びに学校教育活動として望

ましい部活動のあり方の観点から、適切な練習時間の設定、休養日の拡大が課題であると認識しております。また、それとともに学校の判断だけでなく保護者の御理解、合意形成も欠かせないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 県の教育委員会は、平成29年度は週2日以上休養日を設けるとの暫定基準を出したわけございまして、各市町における教育委員会、幸田町も含めまして対応につきましては今後どのように具体的にされているのか。もう既に平成29年度につきましては、暫定的に週2日以上休養日を設けなさいという指示が出ておりますので、どのようにされるのか具体的にお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 部活動で土日のいずれか1日を含めた週2日以上休養日を設けることにつきましては、校長会の申し合わせ事項として、この4月から可能な範囲での運用に努めているところでございます。平成30年度には県が部活動指導ガイドラインを策定し、市町にも独自のガイドラインの策定を求めてくるものと見込んでおり、校長会とも協議しながら実効性のある対応を考えていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 4月から可能な範囲で対応をしていきたいというような申し合わせの答弁でありました。大変気になっておりますが、今後注視をしていきたいというふうに思います。

また、対応に対する弊害について考慮もしないといけないというふうに思います。具体的には父兄の反対とか要望とかについては、そういう意見を聞く場を設ける必要があるのではないかという気もいたしますが、その点についてはどのように考えてみえるでしょうか、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御心配のとおりで弊害という点におきましては、今まで土日とも部活動で学校管理下にあった生徒が少なくてもどちらか1日はその管理から開放されることにより、生徒は大丈夫なのかという心配もなくはないと思います。しかしながら、それは弊害ではなく子どもを家庭や地域社会に返すことにより、学校以外の場で子どもが成長する機会が与えられるチャンスでもあるというふうに前向きな捉え方も考えております。また、父兄につきましては、それぞれの考え方によりそれを喜んでくださる方あるいは迷惑がる方、さまざまかと思いますが御理解をお願いしていきたいというふうに考えております。また、保護者会等いろいろな場を通じて保護者の御意見をいただきながら、対応は考えていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） こういう変化の起きるときには大丈夫かというような意見も出てまいります。そういうネガティブな意見に対してはそれを乗り越える新たな工夫なり手立てをする、前向きな考え方で臨むのがよろしいかというふうに思います。

次に、先生が部活動の指導に忙しいということが以前から言われております。教員と部活の指導を専門にする人、そういうふうに教員と部活の指導をする人を分けることが

解決の手段の一つではないかというふうに私は思います。外部指導者の活用について国も検討しているようであります。今まで検討されたことがありますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 外部指導者の活用につきましては、今まで具体的な検討をしてきたという経緯はございません。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 具体的な検討をしてきたことはないということですので、検討すればまた新しい展開が逆に開ける可能性があるというふうに私はポジティブに考えたいというふうに思います。教員経験のない人が部活の指導を行うと、その熱心さのあまりに別の問題が発生する可能性、事実起きておりますが考えられます。教員OBの方に部活指導専門家になっていただくのが私は一番よい解決策じゃないかなというふうに思います。部活の指導経験のある再任用教員の活用を幸田町でも率先して行うのもよいのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えか答弁をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 委員の御提言はとても有効な手段の一つであると思います。ただ、正直なところ、近年再任用教員を雇用してもなおかつ必要な教員の確保に苦慮しているという現状もございますので、教員確保対策とあわせて全体大枠の中で研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私は、今回県教育委員会が多忙化解消プランの実現に向けて動き出したということは大変よいことだというふうに思います。幸田町独自の教員の多忙化解消に向けた研究会組織のようなものを立ち上げ、検討を進めていくことを提案をしたいと思います。教育長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 私も、これが国、県で問題になっていること、最初に申しましたとおり、いい動きだと思います。ただ、余りにもマスコミなどでこれがクローズアップされ、教員になりたい人が減ってきてしまうという心配を最近はしております。今、部長が答えたとおり、教員の採用に関して免許を持った人を探してくるのに本当に今苦労をしておりますので、明るい見通しの持てるところに到達させたいと思っております。今の御質問の町の組織ですが、小さな町ですので、今現在新しいプロジェクトチームをつくるということは今は考えておりませんが、既に学校は9校しかありません。それから、部活に関しては小学校がやとりませんので、3人の校長とは何度も話ができております。プロジェクトチームをつくるまでもなくやっておりますので、この中でやっていきたいと。それから、これも最初に申しましたが、時間外に働く数字を減らすだけなら荒療治をすればできるわけですが、やっぱり、どの先生も私もそれが子どもや親にとっていいこととは思えないので、これは大変難しいことだと。きのうも都市教育長会、町村教育長会の役員の会合がありまして名古屋で随分これについても議論をしましたが、やはりお金が一定ななかなか大変ですが、国や県が人をあてがっていただけるようにする

ことが一つは手だと。これを国や県に町村の教育長の申請として上げていく。これまでも上げてきましたが、さらにお願いをしながら各市町は各市町で今委員のおっしゃったとおり、子どもたちに迷惑がかからないように先生を早く帰す、これが大事だなと。幸田町では私が行っただけでできているかどうかはわかりませんが、大きな大事業がなかなかしてあげられないので、先生たち個人が意識を持って、今までより15分でもいい30分でもいいし、毎日早く帰るように心がけてほしいと。8時だった人は7時半、9時だった人は8時半、ちょっと自分で考えてやれないかと。大体私の経験でいくと、きょうは6時に帰った、明日は9時に帰ったとばらばらになる人は少ない。あの人はいつも6時半ぐらい、あの人はいつも9時半ぐらいというふうになってくるので、それぞれいつもの自分のなれた生活を15分か30分早くしてみると違わないかという提言は校長会でさせてもらいました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 次の質問に移りたいと思います。

企業立地課の成果と課題及び今後についてであります。平成24年に総務部企業立地課が設立をされ、翌年には企画部に移行をして早くも5年が経過をしております。この間、企業立地マスタープランを策定し、政府の地方創生を目的として「幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を企業立地課が中心となって策定をいたしました。企業立地課の成果と今後について質問をしてみたいです。

最初の質問は、既に開発許可がおりて工事が進んでいる事業について伺いたいと思います。現在、確定している企業の事業所の数、設備投資額、従業員等の数について説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま委員がお尋ねの件でございますが、現在、開発許可がおりて事業を進めている新築の企業は2社、野場地区の飯島精密工業、桐山地区のカンドリ工業、そして建築確認申請がおりて事業を進めている増築企業は2社、長嶺地区のフタバ産業、須美地区のアイシン辰栄でございます。

続いて、設備投資額は、工場内部に設置する製造用の機械等が現在まだ調整中ということで不明であり把握はしてございません。従業員の数は、本社からの移動を検討中ということであり把握はこれもしてございませんが、しかしながら、新規雇用にあっては町内在住者の雇用を最優先するという意向を企業のほうから聞いている、そういう状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 合計で4社進んでおりますということで、民間のことですので、設備投資額あるいは従業員の数についてはなかなか事前に公表してもらうのは難しいかなという気はいたします。

次に、今後も企業誘致が進んでいくのかどうかということが大変重要であります。その物差しとなるものの一つとして重要なのが、これから幸田町に進出したい、あるいは新たに事業拡大のための工業用地拡大を検討している企業の数があるかということが大変重要であります。検討中でありますので具体的な企業名、場所とかは難しい

かと思いますが、検討中の企業の事業所の数、設備投資、従業員の数について概略で結構ですので説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 現在、企業立地課にて御相談をいただいている企業は8社ございます。製造業が7社、そのうちの1社は創業220年の機械製造企業でございます。そして、販売業が1社でございます。続いて、設備投資にありましては、新築が4社、増築が3社となっております。従業員の数にありましては、現在まだ具体的な人数はいただいているところですが、これも同じように町内在住者を雇用に努めるという意向をいただいているというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 8社あるということで、このうちの何社が決定までにいくのかというのはまだわかりませんが、ぜひ大切にして誘致なり増築ができるように尽力いただきたいというふうに思います。

次に、町への打診の段階、あるいは可能性のありそうな企業は何社あるかについてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま可能性のある企業としては、三河地区で操業している企業が4社ございます。これは近年刈谷、安城、岡崎における土地の価格が上昇しており、若干土地の値段が上昇していない幸田町に目を向けておられるということが起因としているというふうに推察はしております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 三河地区で4社あるということで、ぜひこの誘致の可能性についても尽力をしていただきたいというふうに思います。

企業誘致に関しまして、企業立地課設立から5年がたったということは申し上げましたが、企業誘致を進めていく上で、この5年間で困っていることあるいは課題なり障害になっていることについて、何か感じるところがあるかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 現在、企業訪問をしているときに、1年以内に工場の建築に着手したいという緊急を要するような御要望を受けたときには、現在公共シヨクの工業団地のストックが幸田町にはございませんので、対応ができないというところが困っているというところではございます。財政力のない幸田町では公共シヨクの工業団地を用意することは極めて困難であるため、県企業庁に町内の工業団地の開発を引き続き依頼をしているところでございます。残された企業誘致の手法は、市街化調整区域内の進出企業の努力において開発申請をしていただく2つの手法しかないというのが課題とは言えると思います。1つは、都市計画マスタープランに位置づけている11カ所のうち、既に進出がされた以外の9カ所に指定集積業種に該当する企業の誘致をする手法が1つ、それで、もう一つは、技術先端型企業に該当する企業の誘致でございます。今後も引き続き環境等に配慮し、地元の皆様方の御意見もお聞きしながら慎重に市街化調整区域内の開発に努める所存でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 進めていく上でなかなか困難があるなどというのは前々から認識をしておりました。今、答弁の中でもありました1年以内に着手したいが土地がないですねということが困難さを伴うと。じゃあ、そうですかということには私はならないと思います。1年以内に決めるという、着手したいということは、企業の中ではその1年あるいは2年前から検討しているはずなんです。ですから、その情報収集をきちんとやっていただくのが本来の対応かなというふうに思いますので、引き続き努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に具体的に幸田町に企業進出を検討したけれども、結果的に幸田町への企業進出を諦めたという事例とその原因について調べると、どう対応すればいいかということが出てくると思います。その点についてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま委員のほうから、まあ1年以内、早急に困っている企業は情報収集が足りないのではという御指摘をいただきました。こちらについてはごもっともでございます、今後も引き続き広く情報収集に努める所存でございます。

そして、企業の進出を諦めた事例でございますが、昨年、残念ながら3つの企業が進出を諦めました。その原因は大きく4つあります。1つは、先ほど申し上げましたように、緊急に1年以内に建築着手がしたい。これについては対応ができなかったということでございます。次に、市街化調整区域内の産業集積等の基準に合わなかった、開発の要件に該当しなかったということがございます。次に、3点目でございますが、買収単価が高く、結果的には購入できなかった。これは調整区域が余りにも低いというように企業様が思っておられますので、お地元と話をされるときには、さほど幸田町の市街化調整区域の土地は決して高くないというところで意思の疎通があったということをお聞きしております。そして、希望面積が確保できなかった。これは、一部のエリアにおける地権者様が反対をされるということで欠けてしまった。そうすると、工場のレイアウトが真四角な工場ができないということで断念をされた。この4つでございました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 具体的に進出を諦めた、その原因について聞きますと、一つ一つなるほどなというのがわかってまいります。だからこそ、検討している企業についてはその数をふやし、大事に進出検討を具体化するという活動が必要だと改めて思います。

次に、冒頭でも述べましたが、国は地方創生の政策展開のために2015年から2019年までの5カ年間の地方版総合戦略の策定及び政策目標と施策の策定を地方自治体に求めてきました。そして一方、平成28年度以降は、政府は総合戦略のさらなる進展のため新型交付金の本格実施を行うというふうにしております。どのような具体的な動きになっていくのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 委員がおっしゃるとおり、当時のまち・ひと・しごと創生法における地方創生交付金は10分の10、100%の補助金でございます。

ました。委員が言われる新型交付金というのは地方創生推進交付金ということで、2分の1の補助となってしまいました。国は、地方自治体が自主的に主体的に行う先導的で継続的な取り組みをする事業を2分の1補助にて支援をするから、あとは地方の努力と責任において地方創生の深化をしてくださいと、そういう動きが今後さらに加速をしていると想定をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 初期の種まきから国のほうも収穫の時期に入らせようということで、補助金を2分の1としたというふうに理解をしました。この国の動きに対して、一方県の動きについては何か変化があるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） この地方創生におきましては、愛知県も幸田町と同じ地方自治体でございます。そして、愛知県総合戦略に基づき実施をされているところでございます。特に、愛知県さんは地方創生として新産業として、宇宙ロケット、AI、自動走行並びにまた名古屋港等々の拡大のインバウンドの観光等々にあらゆる先進的な事例に挑戦をされておられます。愛知県とすると、企業誘致では以前からやっていたいただいているのですが、法人住民税10%減税相当分を基金として新愛知創造産業立地補助金等により企業の支援をしていただいております、幸田町においても新愛知創造産業立地補助金を使っていただいております、企業が投資をしていただいているということもありますので、大変愛知県さんには感謝をしているところでもございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 県のほうの動きにもよく対応をして、協力関係をつくって進めていただくということがよいかというふうに思います。

次に、政府は、国の総合戦略の平成28年度以降の本格実施に向けては客観的な指標の設定、プラン・ドゥ・チェック・アクション、PDCAによる効果の検証を行うとしております。町が現在取り組んでおりますプラズマ、自動走行、なめらかなまちづくりなどにつきましてプラン・ドゥ・チェック・アクションを行うとどのようになるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、幸田町の総合戦略では3つのマストを立てております。名古屋大学の低温プラズマ、同じく名古屋大学の自動走行、同じく名古屋大学のなめらかなまちづくりなど、名古屋大学におんぶにのっかっているところも多様にあるわけでございますが、政府の指示によるPDCAのチェック方式は既に画一化されており、国内の全自治体がこのPDCAを回しているところでございます。このPDCAを回すことにより事業進捗、マイルストーン等を確実に管理し、事業をさらに推進をしなければならないように国のほうから定められた手法を行っておりますので、幸田町においても事業が極めておくれることのないように気をつけてPDCAを回していきたい、このように思っている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） プラン・ドゥ・チェック・アクションを行うということは、プラン

とドゥまでは、実行まではやりましたと。チェックして次にどうするかというのがチェック・アクションであります。チェック・アクションについてもう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） このチェックにつきましては、幸田町は総合戦略推進委員会という組織がございます。その外部の審査機関によりどのように国に提言をした重要なマイルストーン、どれだけの成果表をするかというところを行っております。アクションにつきましては、現在行っている事業を審査委員会等々に指示されて、もしおけているところであるならばどのように戻していくか、そういったところの検討会議を庁内のプロジェクトチームでも図りつつ、この事業の進捗を確実に前に進むようなアクション、行動をとるように国から指導を受けているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） プラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルを回すということも大事でありまして、それに続いて国や県の動向を把握するというのも大変大事だというふうに思います。平成24年から26年まで県の産業立地通商課へ、また平成27年からは経済産業省中小企業庁に職員を派遣をしております。特に中小企業庁の中ではどのような組織で、どのような目的で、そして今までの成果について説明願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、国、県の動向を把握することはとても大切であると思っております。中小企業庁に当課から派遣した職員は、経営支援部創業・新事業促進課に配属をしていただき、中小企業における新事業の創出、その経営の向上に関する政策立案を担当させていただきました。町内中小企業における創業支援のスキルを得ることを派遣の目的とまずいたしました。主な成果としては、幸田町における創業支援事業計画の策定のサポートに助けていただいた。そして、中小企業向けの各種新規補助金の情報をいち早く入手し、幸田町、商工会等に提供できたことと思っている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 中小企業庁では、経営支援ということで確かに展開をされているなということに理解できました。

次に、本年4月1日から企業立地課からは、中小企業に派遣していた職員が帰任して新たに別の職員、経済産業省資源エネルギー庁に派遣をする人事が行われております。幸田町とはどのような関係があるのか、資源エネルギー庁の中のどのような組織で何の目的かについて説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 今年度から派遣をさせていただきました職員は、現在、省エネルギー新エネルギー部省エネルギー対策課にて技術製造担当係として着任をさせていただきました。主な目的は、経済産業省において本年度から始まります省エネルギー設備導入補助事業における工場・事業所単位と設備単位において、1事業

当たり15億円を上限額に2分の1補助金の制度設計を行う担当として現在なっております。これにより町内企業及び町に進出を検討していただける企業に対し、制度を詳しく説明するためのスキルを得るということを目的とさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 省エネルギー関係で幸田町内の企業へということで理解ができました。

次に、今まで企業立地課から職員を町外の県や大学に派遣をしておりますが、その成果について具体的に説明を願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 成果としまして、5月30日、政府は未来投資会議において新産業構造ビジョンを決められました。それは、IoT、AIにおけるスマート工場等の設備投資の推進を位置づけられたものでございますが、先に述べましたように省エネルギー設備導入補助金はその一環のものであり、幸田町における企業誘致の単独補助が現在はできないかわりに何とか国の補助事業を企業の皆さん方に案内することにより、その企業から幸田町への信頼を深められるということを目指しているところでもございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。ぜひ、そういう幸田町のメリットを打ち出して誘致なりを進めていってくださるようお願いをします。

また、次に、島原市から企業立地課に職員が派遣されてきました。派遣に至った経緯、目的、期間について、また具体的な業務内容についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま委員が言われたように、企業立地課には島原市から職員が派遣をされております。経緯にありましては、島原市との交流を進める中で、市長から平成29年4月に産業部産業政策課に新たに企業立地推進班を設置したい、それについては企業立地に関する専門的知識や技術の習得を目的とした実務研修生の受け入れを要望したいということを受けたものです。派遣期間は1年間でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 島原市側からの要請だということで理解ができましたが、島原市に戻ってから幸田町に派遣されてよかったと言えるような成果を持って帰っていただけるかどうか心配でございます。どのように考えているのかお答え願います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 島原市は、幸田町と同じく公共で行っている工業団地のストックがございません。これも先に述べたように、幸田町と同じように市街化調整区域における技術先端企業の誘致が核となると思いますので、当課が行っている事業を研修生が学んでいただければ、少しは前にいき役立たずかなというふうに思っております。成果としましては、平成27年度の幸田プレステージレクチャーズに講演をいただいた熊本大学の先進マグネシウム国際研究センターの河村教授が幸田町の紹

介で、先月、島原市の産業部の技術顧問に今就任されたということでございます。小さな一歩でございますが、少しずつ成果を出していただきたいと、かように思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ、小さな成果が大きな成果になっていくように期待をしたいと思えます。

次に、私、一議員としての感触であります。最近、地元の企業が事業拡大のために工場の増設に力を入れているなどという感じを受けております。町としてこの流れ、具体的な動きをつかんでいるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 企業立地課のほうのカウンター等々に町内の企業様が来て、真摯に対応をさせていただいているところでございますが、しかしながら、具体的な各企業ごとの動きを把握まではできていないという、そういう状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいま企業ごとの動きについてはいまいち把握できていないということですが、私は企業立地課の設立当初は新規の企業訪問などを活発に行っていたというような印象を持っております。最近、地方創生に関連した活動にその重点をシフトしているように感じます。もう一度原点に戻り、企業訪問などを行うべきではないのかというふうに思いますが、どのように考えてみえますか、お答え願いたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、近年は各企業へのサルベージ訪問活動は控えているところでございます。この控えている理由につきましては、先ほど申しましたように調整区域における開発要件に適合しない企業があり、その訪問した企業が実は私たちは先端企業、技術センターを持っていたというふうに思っていたんだけど実は先端ではなかった、そういったところがありまして、時間の無駄になるようなことはやめてほしいというようなことも企業さんから言われ、現在は先端企業に適合する企業を丁寧にリサーチして積極的にヒアリングを継続してやっていきたい、このように思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 企業訪問は、企業の内部検討というのはなかなか情報が出てきません。汗をかいて訪ねていかなければ、新しい情報、価値のある情報というのは得られないと思えますので、先端産業であれ事業所の集約化であれ、可能性を諦めることなく追求していただきたいとこのように思っています。

最後に、町長にお聞きをいたします。企業立地課という新規の組織を立ち上げてもう既に5年が経過しております。今までの成果について報告、説明を受けましたが、町財政基盤の安定化のためには企業誘致による税増収が本命であるというふうに私は思っています。現時点における町長の企業誘致に対する期待またはビジョン、改めて述べていただ

きたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業立地に対しまして御質問をいただきまして大変ありがとうございます。

5年経過して成果はどうかということでございますけれども、私どもは粛々と今までやってきたつもりでございます。今、立地監から答弁をいたしたわけでありましてけれども、単なる企業誘致とは税増収のみではなくて、全体的な幸田町の5万人構想というその中のバランス、そういういろいろなものを想定に置いて、町民が安定して安らかに暮らせるまちづくりの中の企業誘致でございますから、特に税制というものは一番大きな重点をなすものであります。そういう中においては、持続可能なまちということでさらによく精査をしながら、最近ですと企業立地のほうで今自動走行の問題が先日の新聞に載りましたですけど、きょうはふるさと納税の問題とかいろいろ出ております。バランスよく進めるためにさらに気を使って企業誘致をしてまいりたい、そんなことを思っておりますので今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をします。

初めは、幸田町民の足としての路線バスの復活を願う立場から、3駅プラス3市間、西尾、岡崎、蒲郡を言いますが、路線バスの構築についてお聞きします。

幸田町は東西三河の中心部に位置しております。西尾、岡崎、蒲郡の3市と接しているという重要な存在です。3市にとってのキーストーンであり、ハブ都市であるとも言えます。鉄道で言えば、幸田駅は明治41年にできました。もうすぐ開業110年になります。そして、道路は桑谷街道、深溝街道、浜街道、平坂街道、吉良街道の5街道が整備され、藤川街道、土呂街道につながるという交通の要衝でした。その幸田町の公共交通機関の路線網を見ますと、残念ながら網目が荒く、JR線とコミュニティバス路線だけであります。4万人を超えた幸田町の公共交通機関はこれだけでよいのか。幸田町の役割の一つは周辺3市と結ぶハブ都市ではないのか。幸田町は、駅がふえるたびにバス路線がなくなっていました。今後はどうするのか。現状の課題についてお聞きしたいと思います。

最初にお聞きしますが、幸田町は民間のバス路線の導入を将来構想としてお持ちなのかどうかについてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、御質問の民間バス路線の構想につきましては、都市交通マ

スタープランの中で再編成も維持も含めて掲げておりますが、現状としては廃止という形になってございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町がいわゆる路線バスの導入の検討にとても後ろ向きであるということが今わかっております。これでは話が進んでいかないわけですが、少しそれでも前に向けるように話をさせていただきたいと思っております。

幸田町内には民間の路線バス路線がありません。民間の路線バスがない自治体というのは、県内にはほかにどういうところがあるのでしょうか。まして人口4万人規模の自治体ではどうなのかについてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、御質問のいわゆる路線バスとしての民間のバスが走っていないという形のもの、統計上を見ますと54市町中4町、大口町と扶桑町と武豊町と幸田町というのが統計上は出てきますけれども、実は例えば民間というと、武豊町のようにコミュニティバスを民間に委託しているというようなことでございますので、そういった部分ではこの4万人、武豊町も4万2,605人ということで人口的には4万人規模の中で、全く路線バスで民間のバスの車両が走っていないというふうな状況ということと幸田町がそういった状況になっているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町を発展させ便利にするためには、民間活力が必要です。民間路線バスをすぐに導入することは、現状では不可能に近いと私も思っております。それは、幸田町が民間路線バスを導入し、それを基軸とした計画を持っていないからです。幸田町のまちづくりの前提に初めから路線バスの導入を組み込んでおくこと。例えば、幸田町民路線バス導入研究会のような研究・検討組織があるのでしょうか。また、そのことに詳しいコンサルタントや大学の研究者に依頼したことはあるのでしょうか。幸田町として路線バスをどのように評価されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、現状においてはこういった組織はしてございません。幸田町の場合、都市交通マスタープランというのを平成22年の3月に取り組んでいるわけですが、その場合にはまず策定委員会として学識経験者とか交通事業者、JRとかバス、タクシー事業者、また各種団体の代表者、また関係行政機関などの職員等を組織した経過がございます。こういったバスについての部分だけでなく公共交通全体の検討ということでございますけれども、そういった中で大学の先生なりコンサルタントと申しますと、名城大学の松本幸正先生が幸田町の交通対策についてはもともと福祉巡回バスの相談もさせていただいていた、当初からのかわりのある先生でございますので松本幸正先生。また、コンサルタントとしては特にこういったものに詳しいところ、当然そういった御提案を受けたり、窓口にそういった営業で交通関係コンサルタントのほうからも受けたことがございますけれども、実際にそういったものに取り組んでいるという状況ではございません。また、なお愛知県でも愛知公共交通ビジョンという形で、

平成29年これから33年までの部分のビジョンを掲げておりました、そういった中では名古屋大学の未来社会創造機構の森川高行先生、こういった先生も入っていただいたりして幸田町の公共交通全体についての検討はさせていただいてますけれども、どうしても幸田町は鉄道が中心の町という形になっておりますので、それにバスの連携とかまたタクシーもこれからは公共交通としての位置づけをされておりますので、そういった面での人の移動を支えるということの連携が必要であるというようなことはお聞きしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町としての路線バスへの評価という部分について再度詳しくお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 路線バスについては、いろいろなさまざまな歴史、経過がございます。いろいろな部分で今までの名鉄のバスが岡崎から蒲郡、また西尾などの経路もしながらありましたけれども、これが廃止されてしまうと。その背景にはどうしてもそういった利用がないということで、いわゆる路線バスとしての部分では一度廃止されると復活というのはなかなか難しい状況であるということから、幸田町の経過からしても最後に廃止となった岡崎・幸田間につきましても、なかなか補助路線として存続というのが難しい状況にあったということで、補助金を投入して名鉄バスを走らせるというふうなことの部分では、幸田町としてはそういった経過が結果的には断念したという状況でございますので、今後につきましては、やはりなかなか名鉄バスの展開という形での部分では難しい状況であるかなというのが、今後見直しをしていく予定もございまして、そういった中ではもともとの鉄道従事者としての部分で路線バスとして名鉄バスが参入していた部分を、ここで幸田町が再度そういったものを取り組むというふうなことはなかなか難しい状況にあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そういうふうにお聞きしますと、結局幸田町としては将来的には鉄道、JRとそれからコミュニティバス、これで当分いくというような考え方ということで解釈してよろしいかどうかについてお願いをします。

○8番（中根久治君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、幸田町ではJR東海道本線部分とコミュニティバスが走っているわけですが、こういった形でコミュニティバスが直営で走っているところも、そういった面では民間の武豊町のような委託をしている状況ではないというところと、また民間が入ってくればそういったいろいろな展開も考えられるということで、今後の検討としてはそういった部分もこれから都市交通マスタープランが今ちょうど中間点が平成32年になりますので、その前提となる再検討をこれから取り組んでいこうということで、全く路線バスなり民間のバスということを考えていないという状況ではないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私もこの都市交通マスタープランの見直しがもうすぐ来るというこ

とを意識しての質問でございますが、ぜひそのことをもう一度振り返ってみる必要があるかというふうに思っております。先に言いましたけれども、幸田町は周辺3市のキーストーンでありハブ都市です。既に幸田町は都市計画マスタープランと都市交通マスタープランという2つのプランの中で、路線バスの計画についてはもう述べられております。どこをいつまでにどのようにするかという具体的な計画は入っておりませんので、そういったところを今後どうするか、あと何年後には見直しに入っていくわけですが、そのためにどうするかというのが今後の課題かなというふうに思っております。その一つとして、岡崎と幸田と西尾を結ぶ路線、もう一つが西尾と幸田と蒲郡を結ぶ路線、最後の1個は蒲郡と幸田と岡崎を結ぶ路線。要するに、幸田町を中心として岡崎、西尾、蒲郡をお互いに上手に結び合っていく3つのコースがあり得ると思うのですが、それをバス路線として設定するということはお考えなのかどうか、その必要性和実現に向けての課題ということについてお願いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、3つほどルートを言っていましたけれども、それぞれちょっといろいろな部分で難しい状況であるというところをお答えさせていただきたいと思いますが、まず岡崎－幸田－西尾という過去にこういったルートが幸田町にもございました。岡崎駅のほうから中島を経由したり、幸田町の幸田駅を経由して西尾市とかに向かっていたといういわゆる名鉄西尾線の部分で幸田町まで乗り入れてたというふうな部分もございます。それがなかなか現実的には、途中西尾電送のほうがございましたけれども、そういったところの部分企業がいわゆる路線バスの活用から自社バスに切りかえてきたというふうなところ辺が、やはりこういった部分で廃止の経過にあったというところから、名鉄バス路線としてのそういった部分では課題があり、また復活をするためにはこういった民間で投入できるようなそういった参画できる部分があるかどうかというのが一つの大きな課題になるかなと思います。また、西尾－幸田－蒲郡という形で同じように西浦のほうへ向かっていくものとか、蒲郡の駅に向かっていくものも過去にはございました。ただし、なかなか今3つ目の蒲郡－幸田－岡崎という形での部分でございますけれども、いわゆる西尾と蒲郡につきましては、なかなかやはり今の現在の部分としては名鉄の蒲郡・西尾線、こういったものを存続させるという部分でそのために公費を投入しており、また名鉄電車と名鉄バスの連携というのがやはりこういった名鉄としての取り組みの中でどうしても考えられるというところから、なかなかいわゆる名鉄蒲郡線についても、これを三ヶ根駅とかそういったものにバスのほうが経由していたことがありましたけれども、バスと鉄道を連携させるとなるとやはり蒲郡につきましては、蒲郡側についてもそういういわゆるバスと名鉄の駅との連携というのを中心に考えながら、名鉄蒲郡・西尾線の存続という部分でのバス交通を考えておられるというふうなところからすると、ここで幸田町がそこに入り込んでいくというのはなかなか難しいだろうなというふうなところがございまして、平成32年までが蒲郡・西尾線の存続というまず協定基本合意されてる部分でございますので、その後の部分としてどうなっていくかというところ辺が今後の幸田町としても、蒲郡、西尾またひいては岡崎、こういったものの広域的な検討というのはしていかなければいけないだろうなと

いうことであります。ただし、先ほど来申し上げてますように、名鉄バス路線としての部分としては一度廃止されてる部分がございますので、なかなか復帰は難しいと。そういった中で、昨今ではさげばれておりますいろいろなバス事業の参入とか、タクシー事業者による参入、こういったものを考えていく。こういったものが今後都市交通マスタープランの再検討の中でしっかり取り組んでいきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 民間バス会社に提案できるようなプランを幸田町が作成し、お互いの実現の可能性を探るといふ、そういった努力がこれは必要かと思うんですね。幸田町としては名鉄が一度やめちゃったからもう難しいというのではなくて、こちらからそういう働きかけるような、そういった努力が必要なんだろうと思うんですね。現実をいいますと、周辺3市ですね。幸田町からこの3つの市の大きな病院へ行くのに町民の利便性を考えてみれば、これはバス路線があったほうがいいに決まっておりますよね。そういったことも配慮しながら、やっぱり幸田町からいろいろなプランをきちんと具体化して働きかけるという、そういった努力がないなという気がしておりますので、その辺の努力をいただきたいと思っております。幸田町の都市交通マスタープランではバスネットワークの構築と、実に表現のいい言葉が使っております。バスネットワークの構築です。そういう言葉がキーワードになっておりますね。これについてその中身はどういうことを言おうとしていたのか、計画の実現性についてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、名鉄との提案、プランとかそういったものも、もちろん私も名鉄バスがその後廃止されても接触しながらいるわけですがけれども、なかなか先ほど申し上げたように名鉄バスとしては一度廃止したもの、またそれを新たに展開していくとなれば、そこに乗降客がしっかり見込めるかどうか、こういったものが大前提となってきたり、企業さんが自社バスに変えたりとかいろいろな部分で目的を明らかにしないと、なかなか路線バスは行き先も含めてそういった部分がやっぱりはっきりしてこないと取り組みが難しいという状況にあると。また、先ほどありましたようにいろいろな施設を考えれば、そういった病院へのアクセスというのも幸田町としての大きな課題になるかと思えます。前回は答弁させていただいているような、いわゆる鉄道を使ってバスに乗りかえてという形での3つの市民病院のアクセスについてはどうしても時間がかかりながら、行けないことはないんですけどもなかなか直接行くということがないということで、県の公共交通実態調査というのを昨年行っておりまして、そういった中でも公共交通網としてはまず医療と福祉施設とあと商業施設というふうな形の3つのテーマがございまして、そういった中で福祉施設とかは点在されていたりするので可能という部分もありますけれども、また商業施設も幸田町の場合はそういった部分でかなり最近ふえてきているということから、そういった部分はある程度解消してきていますが、いわゆる20床以上の病院、入院施設のある病院ですね、こういったものへのアクセスというのはなかなか幸田町の部分については難しい状況にあるなど。その要因は、もともとこの3つの市民病院に対してはいわゆる自家用車で行く方が多いということから、なか

なかバス事業者も取り組みが難しいということで、例えば最近の動きとしては、こういった送迎的な部分でのバスを取り組むというふうなことも一つの課題としてはあるかなと思いますが、なかなかやはり難しい状況にあるのかなと。また、比較的近くにでき上がる藤田大学病院に対してのアクセスについてもバスの乗り入れということも、岡崎市の中では岡崎駅とのアクセスという形で今検討しているようではございますけれども、相見へのアクセス、こういったものもその中に検討をということも入れていこうと思っておりますけれども、なかなかやはりバス事業者、実はこれは藤田学園のほうも、西尾線のほうですね、バス会社としては東部交通というタクシー会社が運行している会社でございます。そういったところが藤田学園から西尾ルートの方へという形の部分で、そこに幸田町を経由という形も提案はできるわけではございますけれども、なかなかそこに利用客、こういったものが定時的にあるかどうかというのは難しい状況になるかなということと、こういった目的を持った部分での施設へのアクセスは、行きはいいけれども帰りはからで帰ってくるとか、行きはからだけ帰りは満タンに入ってくるという時間的な部分とか効率性、こういったものがあって大きなバスで行くという形は難しいのかなと。これを小型化したりいろいろな、先ほど申し上げたタクシー事業者の取り組みがバスに参入してくるといふようなことがありますので、そういった提案をこれからも、今はマスタープランの再検討の中では取り組んでいきたいと思っております。

そして、またバスのネットワークの構築というのがこのマスタープランの中の部分で提示されております。これは一つの考え方として、ネットワーク、その中には3つほどございます。3つの中で1つは、コミュニティバスの導入というのが1つ。2つ目が路線バスの再編。3つ目が企業バスとの連携というのが、この計画の中で3つほど掲げているのがこのバスネットワークの構築ということでございますけれども、まずコミュニティバスの導入ということはこの計画の時点では福祉巡回バスでございましたので、これをコミュニティバスに展開させて3ルートから4ルートに変えて、えこたんバスという形に切りかえてきたと。2点目の路線バスの再編、これが実際には平成26年9月30日で廃止という形での幸田町に路線バスが今ないというような状況でございますので、これを今後、先ほど申し上げておりますようにいろいろな参画の仕方、経営の仕方がございますので、そういったものを提案していくようなことが必要になってくる状況にあると。3つ目は企業バスとの連携。これにつきましてもいわゆる企業バスとしてマイカーの利用抑制というのがこの計画の中にございますけれども、なかなかやはり企業のほうの連携というのも、イベントなどでは連携させていただいて送迎をやっていただいたりしてはございますけれども、今後もこれも課題となってくるというふうなことで、大きく分けて3つの課題の中で取り組んできているというのがこの内容でございます。

(「答弁は簡潔に」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 8番、中根君。

○8番(中根久治君) 駅の問題はまた次の機会に回したいと思っておりますが、それでも相見・幸田・三ヶ根の3駅は宝の持ち腐れという部分が少しあるなど。それぞれが無人化に向かっていく、発展していかない駅というふうなイメージかなというふうに私は捉えているのですが、その3つの市が、岡崎も西尾も蒲郡も3つの市は実に見事にJR

線と名鉄線と民間バスと、もちろんコミュニティも入れまして全てをうまく融合して活用しているんですね。3つとも、その3市は。ところが、幸田町はその3つの町に接していながら、その1つも学ぼうとしていないなど、交通体系については。もちろんその3市ともとても財政力の乏しいところだというふうに聞いておりますけれども、でも、それでも幸田町はその3つの市は赤字覚悟でも名鉄路線は確保しているんですよ。これはなぜか。何がそうなんだということを学ぼうとしていないなということが言えますね。今あるJR3駅が大事ですよ。あとはコミュニティバスですよ。それでは町の発展にはなっていないだろうなというふうに私は思っております。駅の問題は次にしますが、さっき言いましたように駅がふえるたびに幸田町は名鉄バスがなくなりまして、ついに相見ができたなら、ついに最後に名鉄バスは消えました。そして、福祉バスがコミュニティバスになってきたんですよ。ほぼこの町内の全域をコミュニティバスは網羅しているのですが、残念ながら利用客が少ない。少ないなんてものじゃないですが、ない。土曜運休と町外には行かない。今のえこたんバスでこれからの幸田町は対応できるかということについて、考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 岡崎・西尾・蒲郡という話題がございますけれども、こういったものについては、幸田町で先ほど申し上げたようにバスの撤退のときに議論したんですけれども、いわゆるバス路線に補助金を出すと、公費投入というのが幸田町では今まで行っていなかった。それをいろいろコミュニティバスと連携させて比較した結果、路線バスへの補助金は断念という形であったと。逆に、岡崎・西尾・蒲郡については、この路線バスに対して億単位で補助金を出しているというようなことがその存続、またこの補助金を出せば、今法律的には法定協議会という形でいろいろな検討する会議を設けなければいけないということになっています。その会議にもってそういった議論をされているところが幸田町では先ほど来質問していただいているように、そういった検討会議がないじゃないかというふうなところも含めて、幸田町はこれから都市交通マスタープランの見直しの中で、これをそういった検討する会議を立ち上げていこうということで、今年度からこういった今のコミュニティバスの課題とか都市間の連携、こういったものもこれからは検討していきたいと。その背景には、いわゆる公共交通の部分で法律の改正がありまして、都市政策基本法という形が平成25年にでき上がってきてますし、またそのための地域活性化の交通系の法改正もあり、そういった面で地域で支えるバスというふうな形もこれからは議論されるというところでこの議論に入っていくながら、今のえこたんバスのこれでいいかという御質問に対しては、これからそういったものを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 結局、幸田町はえこたんバス路線だけで間に合うというふうに考えてはいないと思うのですが、名鉄バスあたりに補助金を出すのがとても辛いという立場があって、これは踏み切っていないと思うんですよね。ところが、周辺の3市はそれをちゃんとやってるんですよね。評判が悪いことも確かによく聞こえてきますけれども、でもそれは必要なんだと、そういう意味でやってるんですよ。ですから、愛知県下でもこ

んな4万人にもなるような町の中で路線バスが走っていないという珍しい町になってしまったと。それはどこかで考えていかないと、発想の転換を図っていかないと、これは難しい問題だろうなというふうに私は思っておりますので、ぜひ検討の土台に上げていただきたいと思っております。えこたんバスについて言えば、今後の展開として民営化を図っていくべきだろうなと。そうすれば、もう少し違った発想でえこたんバスが運営されるかなと。または、第三セクターで民間活力を利用した活用方法を考えていくと、それもあかなと思うんですが、そういうことについてお考えをお聞きます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言われたとおり、これからのコミュニティバスの運営方法についてはいろいろな課題があります。これからの方向性としてはバスの小型化とか、ダイヤモンド化とか、またNPOの参画、また地域タクシーとして取り組む、また先ほど申し上げた企業バスのいろいろな展開の活用の仕方、タクシー事業者の今後の展望。また、いろいろな部分でバス大型運転手の人員不足、大量退職による、そういった部分も含めていろいろな部分で外的要因が変わってきてる。こういったものをこれから検討していき、取り組んでいく必要があるということでもありますので、今言っていたいただいたような内容をこれからしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） えこたんバスについては、以前から小型化とかオンデマンド化とかいろいろなのが出ておりますが、積極的にこれを活用するためには現状を反省しながら民間活力を利用する、そうしたまちづくりの一環の中で考えていただきたいというふうに私は思っておりますので、お願いをします。

次にお聞きしますのは、教育に関する今日的課題ということでもあります。現在、国会や内閣から教育に関する発言がよく聞かれます。大臣や議員が発言しているのでマスコミを通じて知っているわけですが、それを幸田町に当てはめてみるとどういうことなのか、町はどのような考え方をしているのかについてお聞きしたいと思っております。

初めは、教育勅語をどう扱うかです。政府は、憲法や教育基本法等に反しない形で教材として用いることは否定できませんとか言っております。もう閣議決定ですよ。文科大臣は憲法や教育基本法に反しないような配慮があれば、教材として用いることは問題としないと発言をしております。憲法や教育基本法に反しない配慮なんてものは、これは従来法教育では当たり前の話ですよ。当たり前のことを言っているんですよ。今までもそうであったんですが、今までに扱っている教材は全てそうなんですから、これは当たり前のことなんです。政府の言う憲法や教育基本法に反しないというのは、具体的にはどのような形での配慮なのかについて、教育委員会の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 委員がおっしゃるとおり、憲法や教育基本法に反しないということは当たり前のことでございます。それが具体的にどういうことなのかというお尋ねでございますけれども、このようなことを国が言い出すに当たって、国のほうから具体

的にこういうことであるというような指針は出てはおりません。そういう状況の中で教育委員会で良識的に考えれば、憲法の三大原則である基本的人権の尊重、平和主義、国民主権に反しない、あるいは教育基本法で言う個人の尊厳の重視、真理と平和を希求する人間の育成等に反しない形や配慮でというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それは戦後の教育の基本原則ですから、もうずっとそうやってきたわけですから改めてここで言う必要もないような気がしておりますが、実際に学校で先生が教材として扱うことが想定されますよね。もちろん道德の授業の中ではあり得ることかと思しますので、そこで教材選択の実態、これは使用する先生の個人の判断で選択できるのか。管理職は授業内容の把握ができるのか、教育勅語を教材とする場合の留意点についてお聞きしたいというふうに思っております。普通の教材でしたら、教科でしたら、これは教科というのは決まっておりますので指導内容についての実態、教材の把握というのは十分にできますが、道德に関しては何を取り上げるかというのは、それは多分担任の先生の判断によることが大きいと思うんですよね。そこで、もしいろいろなものを判断、例えば教育勅語を取り上げたいという先生がいたら、それはどこでどのような留意点の指導があるのかないのか。それは勝手に使ってください、どうぞなのか、その辺のことについてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ほとんど委員が言われるとおり、まず基本的なことといたしまして教材の選択に当たりましては、通常の教科の場合、教育委員会が採択した教科書と統一的に購入している副教材を使用するというのが基本であり、このほかその点については委員がおっしゃるとおりという部分でございます。また、このほか体験学習や問題解決学習を行う際には教材自体を見つけることから学習をスタートさせるということもでございます。そして、それらの教材の選択に当たりましては、目の前にいる子どもたちに必要な価値観や体験、学びを提供できるものを先生個人の判断で選択することができます。また、管理職による授業内容の把握につきましては、シェアという形で各担任等から管理職に対し翌週の時間割や授業内容が提出されるため、それにより事前に把握しているというのが現状でございます。委員がお尋ねの一番の目的は、例えば道德等で教育勅語を扱う場合ということでございますけれども、教育勅語に対してはその中で示されております徳目が今日においても道德的価値があるという議論もございますが、その価値観をあえて教育勅語から引用して教材として取り上げる必要はないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私、個人的に言えば、実は政府や国会やどこもそうなのですが、教育の問題をここまで踏み込んで発言することはまさに教育圏の侵害だろうと思うんです。学校の先生または学校の立場で判断すればいいと私は思うんですけれども、これだけ世間が騒ぐようになってくると、知らない教員が話のたねに教育勅語について1時間取り上げて、子どもと一緒にそれを斉唱するとかいうようなことが起きてくれば、これは大きな問題だろうと私は思うんですよね。そういったとても軽はずみな形でこれが

利用されるということが起きれば、それはとても大きな問題だろうと。ですから、あえてこれは使わないということをしちんと教育委員会も現場の先生方もそのことを共通認識として持っていただきたいと私は思っております。話がちょっと横へいきますけれども、戦後望ましい人間像というのを、期待される人間像というのを昭和の40年代でしたかね、当時の文部省が作りました。期待される人間像ですね、これはどういうものかといいますと、戦前の教育勅語を廃止したからそれにかわる新しい文科省としての人間としてのあり方はこうなんだということで、文科省がこれは出しておまして、これは全国に伝わっております。多分お持ちだろうと思いますが、そういうものを基本として考えていくというのが一番大事なことかなと。それを飛ばして戦前回帰までもっていくことは、それは許される問題ではなかろうと私は思っておりますので。教育勅語にかわるものがあるのかないのかということについて、これはあるわけですから、しかも戦後つくって、昭和40年代に文科省がつくってるもので、それを使わないで教育勅語という考え方は、それはちょっとおかしな話だと私は思うのですが、その見解についてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 委員がおっしゃるとおり、昭和41年に期待される人間像というのが中央教育審議会の答申として示されております。その中で、教育者その他人間形成の任に携わる人々の力をつけるためということで示されたわけですが、その内容的には宗教的情操だとか戦前に近い観念的なこともあるということは承知をしております。先ほど御心配をいただきました、教育委員会としてさまざまな今日でも通用するような徳目をあえて教育勅語から引っ張ってくる必要はないという認識ではおりますけれども、委員が心配されるように基本的に教材の選択というのは各個人の教員に任せられている部分もあるものですから、そういう状況の中で教員の先生が認識不足の対応があってはならないということは考えますので、そこら辺のところについては校長会等とよく話しながら対応について協議していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ぜひその辺はよろしく願いをします。軽はずみにそんなものを使おうとする先生がいるようなことが起きるかもしれませんので、その辺についてはよろしく願いをします。

次に、Jアラートへの対応についてお聞きします。

政府は、外国から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、全国瞬時警報システム、Jアラートによって国民のとるべく行動を示しております。随分物騒な話ですが、Jアラートが作動した場合に学校としてはどのようにされるのか、お聞きしたいと思っております。こうした場合の対処マニュアルを作成したり、訓練をしているのかについてもお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） Jアラートの関係でございまして、昨今心配をされております北朝鮮からの弾道ミサイルの飛来については、発射から着弾まで10分程度ということでございます。また、Jアラートにつきましても、発射から四、五分後に作動するとい

うふうに言われており、つまりJアラートが作動してから5分程度で着弾するということになるかと思えます。そこで、学校内にいた場合でございますけれども、まずは校舎内、教室等に非難をさせ、できるだけ窓から離れ机などの下に潜り、頭部を守るような誘導をいたします。また、マニュアルにつきましては作成はしておりませんが、それ用の訓練もまだしていません。ただし、そういう身を伏せるというような点につきましては、東海地震に関連する情報等が発表された際に基づく行動に近い対応をとることになると思えます。なお、実際には着弾後における行政の状況判断によることとなると思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町としては、そのマニュアルも訓練もしていないということを今お聞きしました。弾道ミサイルを想定した住民避難訓練とか、小中学校の避難訓練の計画やマニュアルは作成していないということでもありますので、今後それは作成する意図があるのかなのか、計画があるのかなのかについてもお願いをします。また、エムネットというのとJアラートの回線の違いがちょっとよくわかりませんので、お聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） Jアラートが発動した場合の対応のマニュアル、訓練等については今のところは計画がございませんけれども、今回弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動についてということで、国のほうから対応の指針等は出ております。国等の指針等も参考にしながら、今後マニュアルまで作成して、それ用の訓練が必要なかどうかということ自体検討して対応を考えていきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 答弁漏れがございましたけれども、申しわけございません、エムネットについては承知しておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 小中学校には、私はよくわかってないのですが、Jアラートという受信機というんですか、そういうものはもう設置してあるのかどうか。また、設置してあれば、その運用訓練というのはされているのかどうかということと、それから登下校を含む野外での活動中での対応についての留意点もお聞きしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） Jアラートの設置と、Jアラートが発動された場合は町の防災無線自体が鳴るものですから、それに基づいて行動をとることになると思えます。それから、常に学校の中にいるということではなく、委員が御心配のとおり登校中、下校中ということもあります。そのように屋外にいた場合には、近くのできるだけ頑丈な建物や、幸田町には地下道はないわけですけれども地下道等、そういうようなところが近くにあればそういうところに避難をし、そのような適当な建物等がない場合には物かげに身を隠す、地面に伏せて頭を守る等の行動を指導していくということになります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） もう一つ最後に、教員の勤務時間についてであります。先ほど志賀

委員からも質問がございましたが、重ねてお願いをします。

教員の多忙化解消への取り組みは、県レベルで多くの自治体が進めておりますが、国レベルで言うと、これは働き方改革ということになるのかなというふうに私は思います。そこでお聞きしますが、幸田町では、小中学校の教員は多忙なのかと。その実態を踏まえて、小学校、中学校別にお答えいただきたいというふうに思います。多忙なのか、本当に多忙なのかということについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 多忙かどうかということにつきましては、多忙の目安ともなりますが在校時間が月80時間というのが一つの目安になるかと思えますけれども、その80時間を超えた教員の割合がことし4月の状況でございますと、小学校が35.5%、中学校が63.3%であり、この数字に基づいて考えれば各学校の先生方は多忙に感じている先生は多いというふうに認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教員イコール多忙というふうに最近なっているわけですが、在校時間の中身の問題なんだと思いますね。中身の問題で多忙かどうかの判断を少ししていかないとまずいだろうなというふうに思います。多忙の要因のトップに挙がるのが部活動の指導時間です。幸田町のように小学校では部活動がないと、でも、まだ多忙であるというのはいかなる理由か。それは多忙になる複合的要因が突きとめられていないからだと思えますので、その部分を突きとめて改善していくようにしなければ、これはそういう多忙という言葉は排除することができません。そこでお聞きしますが、幸田町のように小学校の部活動をなくしてもまだ多忙であるというのはいかなる理由かということについて、教育委員会の御見解をお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先生方が本来全力を挙げて取り組むべき授業以外の業務、各種会議や行事や研修、また各種調査物の報告等、諸事務が多いことが大きな要因かと思われれます。また、部活動がないのという御指摘でございますが、確かに幸田町は部活動がございません。おっしゃるとおりでございます。ここにもし部活動があったら今以上もっと大変なことになるということで、よその町で部活動に取り組んでいるところはそれ以上に大変だろうと察するところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、幸田町では小学校では部活動がないわけですから、よその市町と比べればこれは多忙ではないというふうに私は思うんですね、比較の問題で言えば。その辺のところはちょっと理解ができない部分かなと思っております。小学校は教員は放課後の子どもの活動に対しては、現在、部活動を持っておりませんので何も参加していないというのが僕はこれが現実だろうと思えます。放課後の子どもの扱いについては、どこがきちんと手当をしてくれているかという、これは放課後子ども教室です。幸田町が充実させておりますので、放課後子ども教室が物すごくはやっておりますから、そこがほとんどの子どもを預かってくれるし、子ども会とかいろいろなスポーツクラブが子どもの受け皿としてよく活動してくれています。その中に教員は参加し

ているか。学校が放課後になった、じゃあ、放課後の子どもをどうするかと。その部分は教員は部活動を持っていないものですから、それはないんだと。その部分です。それはほかの市町と違うところです。その辺についてどう思われますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 幸田町の学校におきます放課後の対応ということにつきましては、委員がおっしゃるとおり学校というよりも放課後児童クラブを初め、子ども会とかクラブチームのスポーツというようところが大きな受け皿になっているということで、放課後は学校としての対応はしていないという現状というのは認識をしております。ただし、その状況の中で、今子どもが認識している現状においても学校の先生は多忙であるという認識の中で、今以上に今までやってなかった取り組みを学校の先生ももっとしていくということについて、一歩踏み込んだ考え方というのは持っておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、部活動があるとかないとかで教員が多忙であるということにはならないというふうに幸田町は認識というふうに、私は捉えるよりしょうがないですね。そうした場合、教員が多忙になる複合的要因というほかの要因とは一体何だろうかということの調査がされてないだろうなというふうに思います。もっとそういった要因を突き詰めていって、先ほどの志賀委員の質問にもありましたが、いろいろな研修会とかいろいろなものを見直すと、そういうことをきちんとやって大胆に改善していくことで教員の多忙化が解消される。それは、ほかの市町と同じように放課後も子どもと一緒に活動できる、そういった教員組織ができるようになるのではないかなと思うんですよね。今はおっしゃるように、放課後は全て放課後子ども教室とか、子ども会とか、何とかスポーツとかいうのに、または塾や家庭教師かわかりませんが、全てのものにお任せしてやって学校は一切ノータッチ、このことが本当に幸田町の学校教育としていいことかどうかということ、周辺市町と比べてみてこのことが納得できることなのかなということが私は疑問に思っておりますので、そのことについてお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今の質問ですが、幸田町の先生たち、特に小学校の先生は授業が終わると子どもたちにかかわりがなくと。子どもたちが放課後児童教室に行ったり、家に帰ったり、塾に行ったりということでおっしゃるとおりだと思いますが、ほかの市町で幸田だけじゃなくて部活をやらない市もあるわけですが、それが子どもに触れ合っているからいいかどうか、これはまた議論が要るところだと思います。少なくとも今これだけ先生たちが忙しいと言っているときに、幸田の先生たちも部活をやって子どもと触れ合ってはどうか、あるいは子どもが行く放課後児童教室に先生も行って触れ合ってはどうかというのは全く方向違いの話になってしまうので、考えてはいません。それから、中根委員のおっしゃったように部活がなくても忙しい、あるところとないところを比較してないので、それもわからないわけですが。この分析ができてないということですが、いろいろな調査はあります。調査物が多い、それからいろいろな点検業務も多い、ということで部活がまず愛知県が、国もそうですが、部活をターゲットにしたのは事実で

す。実際に動き始めました。それは、あれが教育課程外だから手をつけやすいということにあると私は思っています。ですから、部活なら減らしても教育行程に関係ない。例えば、じゃあ、授業を1時間減らそうとか、そういうことは今は絶対にできないことですので、手をつけられるところは部活動だと。しかも、間違いなく土曜日・日曜日に何時間も先生が拘束されていますので、ここに手をつけるという議論があるわけですが、私も中根委員と同じで、部活だけが多忙化の元凶ではないと。部活をやめてしまったらすぐに先生たちの時間数は減らせますが、子どもにとって親にとっていいか。例えば、土日も全部やめてしまえば解放されるわけですが、お父さん、お母さんが安心して仕事に行ったりそんなことができるかどうか。先生たちはそのために部活をやっているわけではないのですが、子どもの将来、日本の将来を考えたときに、今すぐ簡単にできないので部活に手はつけていますが、部活以外のところもやります。きのうの会議でも若干これに触れられました。ゼロベースで考えたいという考えはありました。要するに、研修とか出張をゼロベースでゼロにして、なくてはならない出張となくてはならない研修だけに絞ったらどうかという発想はありました。多分できませんが、そういう発想はありました。もちろん法定研修は法律を変えなければやめられないので残すわけですが、中根委員の心配されるとおり、部活に手をつけておしまいとは思っていません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほども言いましたが、小学校の先生の多忙というのは複合的要因、もっとほかにもあるんだということをきちんと認識をしていただいて、部活が一番手がつけやすかったというのはこれは確かなのですので、その部分を削ってみたらこうだったということですが、現実はそのじゃないんだと。そのために子どもたちはどこに活動の場を求めていったかという、今のような状態であるわけですから、それ以外のまさに教育長が言われるようにいろいろな研修、レポート、そういう部分をもう少し大胆に削減することを考えていかないとこの問題は解決しないだろうなと思ひましての発言であります。今後よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 特に部活動のない小学校については、多忙の要因が部活動ではないという認識は改めて持たせていただきました。では、何が要因なのかということでも今考えられるのは、いろいろな会議だとか研修だとか出張だとかという庶務的なことが多々あるかと思ひます。それらの精査、時間の短縮等々、取り組めるところから取り組んでまいりたいと思ひます。そして、既に設置済みであります先ほども申し上げました校務支援システム等々の事務合理化、多忙化解消のための手段として導入してきたものもより有効に使って、多忙化の解消に努めてまいりたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に順次質問をしてまいります。3つの項目について質問があります。

まず、第1点目は、総合事業の充実についてであります。2015年の介護保険制度改正によって、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業の移す総合事業が今年度から始まりました。これまでは介護認定を受け利用料を払えば、法で定められた基準によって介護の質が専門職によるもので担保をされてきました。国が示す総合事業のガイドラインでは、家事援助についてホームヘルパーなど有資格者による既存のサービスに加え、シルバー人材センターやNPO、民間事業者による洗濯・掃除の生活支援サービスや住民ボランティアなどによる生活支援サービスも可能としたものであります。総合事業に移行して2カ月たちましたが、体制が整っていない現状もあります。包括支援センターではまだ新たなサービスのプランがはっきり立てられないとのことであります。そこでお聞きをするわけではありますが、総合事業に移行するに当たって、介護予防・日常生活支援事業の体系図が示されましたが、現状とこの進捗状況について伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま委員から総合事業の現状についてお伺いをいただきました。申されましたとおり、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しているというところでございます。これは、要支援1・2と認定された人や基本チェックリストによりまして、生活機能の低下が見られた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての人ができる一般介護予防事業があるということでございます。現状におきまして、訪問介護と通所介護におきましては、従来どおりの既存の事業所をお願いをしているところの部分でございます。多様なサービスという部分で今後サービスの充足を進めていくわけではございますが、訪問介護におきましてはまだサービス事業者がそろっていないということでもあります。また、通所型サービスにおきましては、機能訓練ですとか運動機能教室、脳の健康体操を開催しているサービスを提供することが可能となっております。また、一般介護予防事業といたしましては、げんきかいですとかお達者体操、福祉出前講座などを現在行っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それは、昨年11月に示されました福祉産業建設委員会のこの資料の中に説明があった内容と全く同じであります。とりわけ多様なサービス、これにつきましてはなかなか決まらないということもあるわけでありまして、そうした民間の事業者による指定あるいは事業者が決まらない、こういうことがまだまだ現状ではないかというふうに思うわけであります。それで、この4月から始まりまして2カ月たったわけではありますが、この間に新たな介護申請をした人数とそれから認定に至った方はどれぐらいか、また外れた方はどれだけかということではありますが、その点をわかりまし

たらお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） この4月から新たな介護予防事業ということで進めさせていただいております。基本、ちょっと今手元にあるものとしたしましては、更新によりましてこのサービスをこの4月から利用している方につきましては40人であるということでございます。また、その中から基本チェックリストによりましてこのサービスを利用に至った方が2名であるということでございます。そのほか、新規の介護認定数ですとかワバタの介護に至らなかった方の数は今のところちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどちょっと御説明させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この要介護認定の申請をいたしますと、基本チェックリストで判定が行われるわけでありますが、この振り分け機関、これはどういう体制で行われているのかということでございます。2カ月間たって振り分けで外された方、これが2人見えるということではありますが、この2人の方々のサービス提供というのはどのようにされたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） まず、判定に関します内容でございますが、実際に窓口として行っているものは福祉課あるいは地域包括支援センターで、この事業の相談はまず受け付けているところではございます。そして、その中で必要に応じまして、地域包括支援センターにおきまして基本チェックリストを行う中で、介護予防のケアマネジメントを行ってサービスにつなげていくというものでございます。先ほど2名とお答えさせていただいた方は、それによってサービスにつながったという方の数でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この体系図を見ますと、これがはっきりしないわけでありますよね。この判定で振り分けをしていく機関ですね。これがただ窓口とそれから包括支援センターでやるよというようなことでありますけれども、じゃあ、今までは認定に当たっては医師の主治医の意見書や、それから調査等が行われていたわけでありまして、これが窓口対応だけで基本チェックリストによって振り分けられてしまうと。こういうことがあれば、例えば見方が不十分である場合はこれがふるいから落とされてしまうということにもなりかねないわけでありまして、例えば先進事例で言えば、モデル事業として行っているところであれば地域ケア会議とかそういうところできちんと判断をしているということになるわけでありまして、そうした体制づくりというのは幸田町ではないのかということではありますが、その辺のところの強化ということについてお尋ねしたいと思います。それから、幸田町では新たにことしの4月から幸田町医療・福祉・介護マップというものを示しまして、それで新しい総合事業のお知らせということをやられているわけでありまして、このパンフレットあるいはチラシを見てもわけがわからないと、余りよくわからないわけでありまして、じゃあ、例えば新しい総合事業でチェックリストから振り分けられた人はどういう支援が受けられるのか、どういうことができるのかということが、利用する側にとってはよくわからない内容になっている

わけであります。例えば訪問型サービスは、これはシルバー人材センターやあるいはほかの事業者のほうができますよとか、通所型はどこができますよとか、こういう振り分けられた方が自分から選べる、ケアプランを立てるときに希望が言える、そういう体制づくりも必要ではなかろうかというふうに思うんですけども、これが包括支援センターに行って聞いてきましたけれども、ここでもまだ幸田町の体制の不備というのが明らかになったわけであります。そうした点で、やはり住民にもわかる、あるいはケアプランを立てる包括でもきちんと事業者名やあるいは多様なサービスの中でどのようなものがあるのか、その辺のところもきちんと体制づくりの中で盛り込む必要があるのではないかというふうに感じた次第であります。その辺のところを体制づくりの中で誰が見てもわかりやすい体系図にしていく、またサービス利用の事業者、あるいは例えば住民主体による支援、B型等の充実、この辺を網羅する必要があるというふうに思いますが、その体系図づくりはどのように進められるかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員のほうから、この4月から始めさせていただきました総合事業に関しましてチラシのほうも作成しているところではございますが、この内容が本当にまだ住民の方に渡っていない、あるいは本当に内容がまだわかりにくいというような御指摘をいただいたかというふうに思っております。まず、やはり当然介護が必要な方に対しましてこれまでどおりの医師の意見書から認定審査に基づきまして行う一連の介護の手続につきましては、従来どおりでございます。さらに、介護が必要になられる前段の予防の段階におきまして、そういったサービスの提供が必要であろうと思われる方々に対しまして、もっと簡易な手続においてこのサービスを利用していただくことができるというような形で進めていくものが総合事業であるというふうに思っておりますので、そういった趣旨をもっとわかりやすく資料など、現状ですとまだまだ国が作成したものの域から出てないような部分もあるかというふうに思っておりますので、サービスもまだ充足の途中ではありますけれども、そういった形で体制強化にもちょっと努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。あと、当然関係機関といたしまして地域包括支援センター、こういったところと一緒にこれはやっていかなければならないということでもありますので、そちらとも連携協力を含めて、住民に対してよい充実した総合事業が進められるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この体系図を見て住民の利用者がこうしたサービスを受けたいという、いわゆる介護保険から外れる保険給付から外されるもので多様なサービス、あるいはこれは現行相当サービス、これにつきましてはわかるわけではありますが、多様なサービスの中身がはっきりわからないということで、この充実をすべきだというふうに思いますので、ぜひ早急に急いでいただきたいということでもあります。

それから、2カ月でチェックリストによって2人が多様なサービスのほうで受けれるよというようなことであったわけではありますが、これが判定基準に基づいて利用サービスの決定が行われるということでこの2人になったわけではありますが、例えば現行相当

サービスが該当する症状や行動、こういうのはどういう基準で行われるのか。また、基準緩和型Aの区分はどのようなものか伺うものであります。それで、あとは強制的にサービスを振り分けないようにしなければならないわけではありますが、その対応についてはどのように取り組むのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 実際に事業が始まりまして、チェックリストに基づきましてサービスを提供させていただくという状況でございます。対象とされる方がもともと相談に見えた方とか、あるいはこちらの事業の中でこの方に対してはサービスを受けていただくことが必要だと思われるような方に対してチェックリストをかけて行っていくということでございますので、当然チェックリストの中の項目に従いまして日常生活における関連動作が緩慢かどうか、あるいは運動機能ですとか栄養状態、口腔ですとか認知症ですとか、あるいは町が独自に判断を進めて項目として入れております排せつですとか入浴、食事ですとか、あと服薬の管理とか、そういったようなものを総合的に見まして、その方に対する利用いただけるサービスをケアマネジメントによって位置づけていくというような形でございます。

それと、緩和型のものは、やはり従来の介護制度の中で行ってございました制度をちょっと一部を緩和して、例えばサービス時間をもっと細分化するですとか、あるいは時間をもっと短くすることによってでも受けれるとか、そういった形でのもっときめ細かなサービスによって受けていただく方の幅を広げていきたいというようなことで考えていきたいというふうに思っているところでございます。ですので、やはりこれを強制的にサービスを振り分けるという形で、あなたはこちらですとかというふうな形で決めていくことのないように、その方の状況に合った形でこれは進めていくものだということでございます。

先ほどの新規介護認定の数ですけれども、申請は59名、4月、5月であったということでございます。うち非該当の方が4名であったということで、チェックリストによつての非該当の方はなかったということでありますので、2名がそのまま総合事業のほうにつながったということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この判定基準がきちんと明らかにされていないとサービスが振落とされてしまうというようになるわけですので、きちんと判定基準というのを明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、この総合事業、これは3カ月から6カ月をめどに卒業ということで示されているわけであります。国のガイドラインに沿って幸田町もその方向の体系図になっているわけでありますけれども、この卒業した人につきましては、通所Bや地域での活動、こういうふうなところへの移行ということでもあります。高齢者につきましては、本来老化が進むものでありますし、卒業して生き生きなるという問題でもないわけであります。介護サービスで状態が維持できる、若干改善する場合もあるわけですけれども、そういうことで考えるならば卒業を目標としないでサービスの保障をしていくべきではないかというふうに思うんですけれども、その点につきましては、ケアプランへの締めつけで

卒業を強制的にしないと、こういう取り組みが必要ではなかろうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員のほうからまず判定基準の内容ですね、これを明らかにしていくべきだという御意見につきましては、チェック項目は確かに明確になっているわけですので、その判断に至ったものについてはやはり丁寧に介護の判断するところにおきましてきちんと説明をすべきであるというふうに思っておりますし、その内容については明らかになっていかなければならないというふうに思っております。また、総合事業におきまして、特に短期集中型というのも含めまして、やはり3カ月から6カ月での卒業という、確かにそういった考え方は示されているわけでございます。こういったものの中で、やはり御本人の方の状況を判断いたしまして、今の現状の生活における動作ですとかそういったものの状況の維持ですとか、あるいはさらに生活の質の向上、あるいはその方の地域での尊厳の維持とか、そういったような視点に立ってやはりこのケアプラン、サービスの提供というものが行われなければならないというふうに思っておりますので、委員がおっしゃいますようにケアプランの締めつけとかそういうサービスの取り上げ、こういったものがないようにしていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 全くそのとおりだというふうに思うわけでありまして、この判定基準、こういうものをきちんと明らかにすべきではなかろうかというふうに思うのであります。モデル事業で行っているところでもいろいろ出てるわけでありまして、例えば伊勢市の判定基準では、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴うもの、あるいは退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なもの、ごみ屋敷となっているものや社会と断絶しているものなどの専門的な支援が必要なものとか、いろいろこのように判定基準によって納得できるものというのが出てきているわけでありまして、そうしたものを幸田町でもきちんとつくって、後々こうじゃなかったと、もっと本来はサービスが受けられるのではないかと、本人が納得できるそのような判定基準をつくる、その考えについて伺いたいと思います。

それから、卒業でありますけれども、これはちゃんとここにも書いてありますよ、卒業、それ以降は通所Bや地域での活動へ移行と。地域での活動というのが、これはNPOや例えばいきいきサロンであったりいろいろな、げんきかい、お達者体操とかこういうものが示されているわけでありまして。そうしたものが、やはりこれは市町村が行う事業でありますので、やはり財源の保障というものが必要であります。その点についてもお尋ねしたいと思いますが、この総合事業は上限額が設定されているわけですよ。この上限額は今年度どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、委員のほうからも御指摘をいただきました、まず独自の判定基準と申しますか、確かに総合事業のおきましては多様なサービスを設けていくに当たりまして、かなりそれぞれの市町がやはりその状況に合った、合ったというの

は住民の方々が受けやすいサービスを提供できるように努力していくべきだというふうなことが言われているというふうに思っておりますので、もちろんそういった方向に向きながら、必要に応じて独自の判定基準が必要かどうかということもあわせてこれは検討はさせていただきたいというふうに思っております。

卒業という形は確かに一般介護予防事業のほうに移行するということであることも申しませんが、やはりそちらのほうも充実を図っていくことによって、御自身にとってのよい方向によっての一般介護予防事業への参加という形になるようにもしていきたいというふうに思っております。

また、財源につきましてなんですけれども、従来の考え方から若干変わってきているところがございます、移行前年度の予防給付の実績の額に75歳以上の高齢者の人口伸び率を乗じて得た額という形を上限額とするという形になってきておりますので、計算におきますと、29年度の上限額は約5,000万円ぐらいの額になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この総合事業につきまして平成29年度の特別会計の中の予算につきまして、これはまだ今までの従来の内容から出ていないわけではありますが、そうした点で上限額につきましては、平成29年度はどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

それから、ですから今年度の場合は従来の内容でやっているわけでもありますので、まだまだ余裕はあるかというふうに思うわけではありますが、しかしながら、これからは上限を超えた場合は町単独で補填をし、そして総合事業が地域で回っていく、活用できるようにしていくのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員のほうから、今年度の総合事業にかかわる限度額についてのものがございます。確かに今年度の実施内容もまだ整っていないということでございますので、予算的にこの上限に達するというようなものではないというふうには思っているところでございます。ただ、やはり総合事業を進めていくに当たりまして、上限が設けられているということにつきまして、やはりその上限があることによってこのサービスとかこの事業をやはり抑えるという形のものではあってはならないというふうには思っているところでございます。ですので、必要な方にはやはり必要なサービスを受けていただくものであるという考え方ではあるわけではありますが、現状でそうなった場合に今どういうふうに対応していくかにつきましては、また状況も見ながらそこら辺は判断もしながら、必要に応じては町単独になるのか、あるいはもう少しサービスの組みかえをすとか、いろいろな方策があるかとは思っておりますので、サービスの後退にはならないように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 総合事業を充実させていく、そのためには現在取り組んでいるいきいきサロン、げんきかい、お達者体操、こういうような一般介護予防事業として位置づけられているものでありますけれども、この充実を図る必要があるというふうに思う

わけであります。ですから、やはり卒業というこれは名前が悪いわけでありますけれども、しかしながら高齢者の方たちが元気を維持するためには、やはりこれは総合事業の充実が必要ではなかろうかというふうに思います。そのためにはこうした地域で取り組む事業につきましてやはり財政的支援、これの拡充が必要ではなかろうかというふうに思うわけでありますが、その充実を図る考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員のほうから総合事業の充実のために一般介護予防事業の充実をとということでございますので、まさにおっしゃられるとおり一番のやっぱり介護事業の下支えになる事業が一般介護予防事業であるということでございますので、引き続き今現在行っているさまざまな事業にこだわらずに、やはり幅広く行っていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。ただ、今の財政的な支援の拡充につきましては、委員のほうから昨年12月にも一般質問のほうで伺っているところかというふうに思っております。実際に今ちょっと具体的にそのものを行っていきますという今の導入に対する考え方を述べさせていただく状況ではまだないわけでありまして、提供のための人材養成ですとか、あるいはそれに係る支援、開催場所ですとか備品の貸し出し、こういったような感じで支援のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険法の改悪によって、これからまだ要介護1・2の人たちの介護保険給付外しというものも国のほうではやっていくようでありまして、そうした点におきまして、ますます高齢者の方たちが介護を受けられない状態が続くというふうになってくるわけでございます。そのためにも今回の要支援1・2の方たちの総合事業の充実というのは避けて通れない問題であるわけでありまして、元気なお年寄りをどこまで延ばしていくかということも大事であります。そのためにもぜひこの充実を図るよう求めるものであります。

次の認知症の人に優しいまちづくりについてお尋ねしたいと思います。

認知症対策は今や国民的課題であります。2012年の認知症者数は465万人、2025年には65歳以上人口の約2割になると言われております。痴呆が認知症になって介護保険制度ができ、認知症施策推進5カ年計画、そして認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランなど国の施策は一定前進をしてきました。2月に幸田町主催の町民会館で行われた認知症フォーラムは、仙台市に住み、39歳で若年性認知症を発症した丹野智文さんが、認知症になったら終わりではなく、支援者の力もかりてその時々を楽に過ごし、認知症とともに生きることへの理解を広めたいと講演をされ、その丹野智文さんのサポーターも御一緒に来町をされました。サポーター養成もさらに取り組む必要があるというふうに感じた次第であります。認知症の人がいかに自分らしく生きることができる社会やまちづくりを進めていかなければならないということではないでしょうか。

そこで、伺いたいというふうに思います。国が定めた認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランは、早期発見、早期対応の指針であります。認知症ケアについてどのよう

に幸田町では進めているか、取り組んでいるか伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、引き続き総合事業の充実のために今後とも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございますので、またよろしく願いいたします。

また、認知症にかかわります施策におきましてということでございますが、現在地域包括支援センターに認知症地域支援員というものを28年度から配置いたしておりまして、地域の支援機関の連携ネットワークづくりですとか、認知症の人、家族への相談支援を行っております。また、認知症サポーター養成講座なども開催しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、幸田町も大分認知症対策に取り組んでおられるようでございますけれども、その一端が2月に行われた認知症フォーラム、これが広く住民に取り組みの施策をお知らせするというような内容になったかというふうに思うわけでありませう。そこで、国のほうでは2018年度までに全ての市町村へ認知症初期集中支援チームの配置というのが求められているわけでありませうが、これが平成28年度からの認知症地域支援員の配置ということで理解してもよろしいかどうかお尋ねしたいというふうに思いますが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 認知症初期集中支援チームにつきましてですけれども、これにつきましては地域支援員とはまた別のものございまして、現在、本年度この集中支援チームの発足の関係のために、岡崎市医師会及びその町内医療機関等とこちらの事業の発足のための調整を今行っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの認知症地域支援推進員、この方たちも加わりながら今回の認知症初期集中支援チームも設置をしていく、こういうことでしょうかということですが、地域包括支援センターなどで医療機関や介護サービス、それから地域の支援機関の連携を図るための支援ということであるわけでありませうが、これが岡崎市民病院ではもの忘れ外来ということで、その先生が2月にも講演をされていたわけでありませうけれども、そうした早期に発見していくための支援チーム、これがやはり大事ではなからうかというふうに思うわけでありませう、これは設置義務になっているわけでありませうので、その点について今現在は2018年度設置できる体制づくりになっているかどうか、その点についてもお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 国のほうから2018年度までに設置が求められているということでございませうので、本年度中の設置をというふうに考えているところでございませう。当然、やるものにつきましては関係機関のネットワークづくりの中で、こういった早期治療につなげていくということでありませうので、地域支援員とも協力して行っていくものであるということでございませう。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それで、この支援チームを設置したはいいいんですけれども、このサポート体制、自立生活をサポートするその体制づくりをあわせてやっていかなければならないというふうに思うわけでありましたが、その点についての考え方について伺いたいと思います。

次に、全国組織として認知症の人と家族の会というのが結成されておりますけれども、これが1980年に各地で会が結成され、それが今現在全都道府県に支部ができております。会員は今約1万1,000人ということで、会合や電話相談などの活動を行っているところでありますけれども、幸田町でも家族会の立ち上げということでそれぞれ各機関等で家族の会の方たちも参加をされているわけでありまして、幸田町の家族の会の状況それから活動について伺うものでありますけれども、民間団体ではありますがかような全国組織に加入をして、そして認知症について広く理解を深めるという形の中で取り組みが行われるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、認知症初期集中支援チームのサポート体制ということでございます。確かに医療関係の方々に加わっていただくというものでございます。また、そのためには専門の認知症にかかわる研修を受けていただく、お医者さんにかかわっていただくということになっておりますので、体制といたしましては特に認知症に特化された先生にサポートしていただく体制であるということでございます。

次に、認知症の家族の会ということでございます。こちらも現在町の保健センターにおきまして、家族の会の方々が交流会などを開催しているような活動をされているということでございます。昨年度におきましては計6回、延べ76名の参加をいただいているということでございます。当然、やはりこの方々だけではなくて全国的なつながりというものも必要な活動であるというふうに思っておりますので、そこら辺の活動については見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とりわけ家族の方たちは大変な思いをされながらケアをされているわけでありまして。そうした点におきまして、認知症の家族の会というのが世界85カ国にある民間の認知症関係団体の連合体というのがありまして、これに全国組織が加入をされているわけでありまして、5月26日から4日間、京都で国際アルツハイマー病協会の国際会議が開かれたところであります。ですから、やはり町内だけの活動にとどまらず、今は国の問題としてやはり取り上げていかなければならないというふうに言われている中で、やはりこうした家族の会が全国組織に加入しながら先進事例を学び、そして元気になっていくサポートをしていくその取り組み支援、これについて伺いたいと思います。

それから、次に認知症カフェ、取り組んでいるわけでありまして、現在どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。具体的な活動等でお答えいただけたらというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、認知症の家族の会の活動ということで、今御紹介のほうもいただいたところかというふうに思っております。今現在は、確かに町の事業の中で交流会を開いているというようなことでございます。やはり、独自の取り組みに対する支援というものが、確かに障害者も含めてもさまざまな団体の活動があるというふうに認識している中で、できる限りの支援というものをできる範囲で行っていければというふうにも考えているところではございます。

また、認知症カフェということでございますが、認知症カフェにつきましては、現在町内の2事業者ですね、まどかの郷とグループホームおり姫の会場におきまして、昨年度ですと年4回、延べ41名の参加があったというものでございます。また、あわせまして若年性の認知症カフェというものも町内ひなたの事業所におきまして、昨年度は8回で延べ37名の参加があったということで活動をされてみえるということを確認しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） メリーホーム幸田でも認知症カフェの実施をしております、ぜひ参加してほしいというようなことも言われたわけでありまして。このように各事業所も今認知症カフェも積極的に取り組んで活動を広げているようでありまして、やはりこの当事者の方たちが専門家や地域の人と集うこの認知症カフェ、これも今重視をされてきておりまして、国のほうでは2020年度までに全市町村への普及というのを目指しているところであります。そうした点で、やはり町として把握していないところも取り組んでいる、こういう実態もやはりPRしながら参加を促していくという必要があるかというふうに思いますが、その点についてもきちんと把握をすべきだというふうに思います。

それから、次に認知症になっても今までの生活を続けて、やりたいことができる社会の実現、それから安心して暮らせる地域の実現のためにはまちぐるみの取り組みが必要というふうに思います。また、きょうの新聞にも報道されておりましたけれども、大府市にあります国の機関が認知症の早期発見で効果があるというようなことも出ておりました。そのためにも重症化してからではなかなか大変になるわけでありまして、早期発見・早期治療の取り組み、これも大事ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうしたまちぐるみの取り組み、これについてどのようにやっていくか、その対策についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、委員のほうからも御指摘をいただきました、私どもが把握しきれていない認知症カフェなどの活動がまだまだあるということでございますので、そういった活動を町のほうも把握して、住民の方にも周知していく。あるいは、そういった方々が独自で活動をもっと進められるということであるならば、できる範囲でございますが支援のほうも行っていくことが必要であるのではないかとというふうに考えるところでございます。

また、認知症になられた方に対しましてのまちぐるみの取り組みということでございます。やはり、町はさまざまなサポーター養成講座を含め今いろいろな事業を展開して

いるわけでございます。そういったものをさらに住民の方の意識も高揚させながら、そういった事業をもっと進めていくということが必要であるかというふうに思っております。現状ではまだまだサービスのほうが決して十分ではないということでは思っておりますけれども、今後も高齢者の方が生きがいを持って社会参加できるような地域づくりを皆様方と一緒に推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の認知症への取り組み、まちぐるみの取り組みという点ではまだまだこれからだというふうに思いますし、認知症カフェにおきましてもそうですが、目に見えてこないわけでありまして。そうした点におきまして、やはり目に見える取り組み、これをやっぱり進めていく必要があるのではなかろうかというふうに思いますので、こうした点において、高齢者の2割が認知症になると言われているという大きな問題であります。やはり、国の機関が出しました早期発見で維持できるというのか、認知症にならない取り組みができるということが出ておりますので、そのような取り組みもさらに進めていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、学校教室のエアコンの設置について伺いたいと思います。

地球温暖化の影響で気温は上昇傾向にあります。きょうは議場もクーラーが入りまして、いい環境で一般質問もできるわけでありましてけれども、これが学校の教室におきますとどうでしょうか。非常に暑い真夏日は30度超えがかなりある中で、子どもたちは学習をしているわけでありまして。幸田町でも扇風機をとということで取り組まれ、全小中学校への扇風機は実現ができたわけでありましてけれども、しかしながら、もうそれ以降におきましても温暖化の影響がかなり上がってきて、今は猛暑対策としてエアコンはもう必需品になってきているわけでありまして。そこで、愛知県下のエアコンの設置状況について伺うわけでありましてけれども、この設置状況についてはどうでしょうかということでもあります。また、文科省が3年に1回調査をしている公立学校施設における空調設置状況、これは平成26年では愛知県は12.9%でありました。これが全国平均にしますと32.8%ということでもあります。財政力の豊かな県におきましては非常に低い設置率ということでもあります。その後、この2年間で県下の自治体の中でエアコンを設置する自治体が増加してきております。これにつきまして現在把握しておられる自治体名をお知らせいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 引き続き、認知症の早期発見のための取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 普通教室におけるエアコンの設置率に関するお尋ねでございます。愛知県下、西三河について最近の状況を聞き取りをいたしました。みよし市さんにつきましては、昨年度で小学校、中学校全校への設置を完了してみえるということだそうです。同じく刈谷市につきましては、本年度で全中学校、来年度で全小学校への設置を完了するという予定だそうです。それから、高浜市におきましては、平成30年に高浜小学校の建てかえということを計画されているということで、その建てかえの際に全

室エアコンを設置するというので、他校の設置予定はないということだそうです。それから、安城、知立、碧南につきましては、特別支援学級への設置を完了しており、通常学級への設置は考えていないということだそうです。豊田市については、一部特別支援学級に設置をしており、今後それ以上の設置の予定はないということだそうです。それから、隣接3市、岡崎市、西尾市、蒲郡市については、設置の予定がないということをお伺いしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 西三河の状況だけを伺ったわけでありますが、県下の状況もかなり進んできているわけでありますので、例えば特別支援とかそういうことじゃなくて全小中学校への普通教室に設置した自治体の数、これを把握されておられたらお示しいただきたいというふうに思います。

次に、文部科学省が示す学習環境基準、これについてお伺いをしたいと思います。また、文科省の補助事業についてどう把握されておられるか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、県下の状況についてはつかんでおりませんが、名古屋市さんについては全小中学校への設置を完了しているということです。

それから、環境基準でございますけれども、文部省が示す学習環境基準につきましては、学校保健安全法に基づいて定められているところでございますが、これによりますと教室等の環境に係る学校環境衛生基準は、温度・室温が10度以上30度以下であることが望ましいというのが基準になっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補助事業についてお答えがなかったのでお示ししていただきたいと思っております。

北部中学校の増築計画があるわけでありますが、これは軽量鉄骨造であり、この校舎は断熱性が低く、教室内の気温は外気温からさらに高くなります。増築校舎はエアコン完備という計画であります、その方針でいくのか伺いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 失礼いたしました。補助事業の関係でございますけれども、空調整備につきましては、大規模改造事業として学校施設環境改善交付金の対象となります。この補助率につきましては、通常3分の1ということでございますが、本町のような不交付団体については補助率7分の2ということです。

それから、北部中学校の増築校舎への空調関係でございますけれども、前々からお示しをさせていただいておりますように、増築等については6室全室エアコン完備ということで計画を進めさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 教室の構造に影響もあるかというふうに思いますが、一方は空調設備の設置で快適な学習環境、それからもう一方では汗まみれで授業中に集中できないという、こういうエアコン格差が生じることがあるわけであります。こうした夏場の劣悪な教室環境、学習環境を改善していくための対策としてはエアコンの設置が必要であ

ります。そこで、北部中学校等の増築校舎の空調設置の額についてわかりましたらお答えいただきたいというふうに思います。

次に、小中学校の普通教室へのエアコン設置の費用は全体で幾らになるのか、わかる範囲内でお答えいただきたいと思います。

次に、名古屋市の事例でありますけれども、この空調におきまして電気空調とそれからガスの空調によるこの設置工事費などのイニシャルコスト、光熱費、メンテナンスなどランニングコストで合わせたところトータルコストで言えば、これはガスのほうがより安価であったということであります。幸田町も都市ガスが配管が施されておりますが、こうした点でこれも一つガスの空調にし、安価で導入しやすいことにもなるわけでありますので、そうした比較もしていくべきではなかろうかというふうに思います。その点についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、北部中学校増築等のエアコン設置に係る費用でございますけれども、具体的な詳細な金額につきましては、ことし実施設計の予算をお認めいただいておりますので、これから発注する中で出てくるかと思っておりますけれども、外概算として、今までの設置傾向から見ると1部屋当たり250万円程度というような本当の外概算の額が出ておりますので、それぞれで6教室ということであれば1,500万円程度というふうな大きな押さえをしております。それに基づきまして、それでは全小中学校に設置した場合ということでございますが、小学校が108教室それから中学校が43教室を設置することになるということ、全部つけるとなるとざくっと4億円程度になるのかなというふうな試算でございます。試算というほどでもございませんが、そんなような数字を考えております。

それから、最後のお尋ねで、名古屋市がガスということ、委員に御指摘いただきましたようにガスの設置に当たっては、今まで電気ということが主流だったようですが、ガスによるガスヒートポンプ式のエアコンということもランニングコストを考えると有効であるという資料もございます。これから設置を進めていく中では、そういうのも比較対象で検討した上で考えていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 質問者に申し上げます。

発言時間が残り1分ですので、よろしく願いいたします。

○13番（丸山千代子君） 高浜も増改築に合わせて集中的にエアコンをということでございますが、幸田町でも、やはり、北部中学校の増築に合わせてエアコンの設置を求めらるのでございます。

○議長（杉浦あきら君） 発言を終えてください。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 北部中学校の中については、増築等については、エアコン完備、既設の校舎については、エアコンはついていないということで、校内での空調格差というのがあることになってまいりますけれども、それについては、増築棟については、軽量鉄骨ということで、既設校舎よりも環境的に心配されるということで、最低限必要な手立てとして町の責任において設置をしていくという対応です。

それから、既設校舎もそれに合わせてという考え方もあるかと思いますが、そうなりますと、今度は、校内格差でなく町内格差ということになるものですから、そこら辺、北部中学校の既設校舎の部分につきましては、他校とのバランス等々を考えながら、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時20分より会議を開きます。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時20分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問をさせていただきます。

ヘルプマーク、ヘルプカードについてお伺いをいたします。

内部障害者や難病、義足や人工関節を使用しているなど、外見上、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのマークがヘルプマークであります。

また、障害者や難病のある方が、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ記入しておき、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに提示することで周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのカードがヘルプカードであります。

まず、その認識についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、ヘルプマーク、ヘルプカードについての質問をいただいたところでございます。

今、議員が言われましたとおり、外見からではわからない、しかし、周囲に対して援助や配慮の必要性を伝えたり、緊急の場合の連絡先を記載したりして、理解と支援を周囲に求めるものがヘルプマーク、ヘルプカードであるということでございます。

現在、愛知県のほうから各市町村におきまして、導入状況の調査などがあるということもありまして、これらのものについての存在については、確認をしておいたところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 県から導入状況の調査があったということで、認識はしていただけておりましたが、導入には至らなかったということというふうで理解をしたいというふうに思っております。

東京都が作成したものがヘルプマークでございます。このヘルプマークを使用し、さらに施策を拡充したのがヘルプカードといい、このカードは日常的に何か困ったことがあったときに、誰かに伝えたいことを記しております。

例えば、緊急連絡先やアレルギー発作の症状、また、緊急時に搬送してほしい病院、

周りの人に配慮してほしいことなど、困ったときの対処の仕方などが記載できるようになっております。

これは、本人や家族にも心強いものとなっております。

このヘルプカードが、普及、啓発されたきっかけは、東京都において自閉症の子を持つ母親から子どもが1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京をつくってほしいとの声が、公明党の都議会議員に寄せられました。

その母親の手には、家族の連絡先や自閉症の支援方法などが書かれておりました。手づくりのカードを持っていたというふうに聞いております。

その後、東京に対して導入の要望を重ね続けていたとき、東日本大震災が発生、混乱の中、家に帰れない障害者が多くいたことから、さらに強く要請を起こしました。その結果、東京都は、平成24年10月に標準様式を定め、ヘルプカードを作成しました。そして、それを活用して、カードを作成する都内の市区町村に対する財政支援も行ったと聞いております。

現在では、東京都以外の全国の自治体にも拡大をしております。全国県内の現況をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員がおっしゃりましたとおり、ヘルプマーク、ヘルプ自カードにつきましては、平成24年10月から東京都において、地下鉄の大江戸線での周知が始まりまして、順次、バスとか病院等でマークの設置が進んでいるというふうに伺っております。

また、平成26年7月からは、トヨタ自動車を初め、民間企業での拡大が進んでいるということもかかっております。

実施している県でございますけれども、京都府、青森県、福島県、あと、札幌市というところが大きいところでは導入されてみえるということで、平成28年7月末現在、ちょっと1年前になりますが、全国でもこういったものを13万個は既に配布をされているという状況を伺っているところでございます。

今回、県が行った調査でおきまして、県内の導入状況でございます。

ヘルプマークにつきましては、導入しているのは、長久手市だけでございます。導入検討市が4市、予定なしが43市、まだ、このものについては知らないというものが6市になっているということでございます。

それから、ヘルプカードにおきましては、導入済みにおきましては、一宮市、常滑市、岩倉市、みよし市、長久手市、武豊町ということで6市町村でございます。導入検討が4市町村で、予定なしが39市町村、知らないというところが5市町村であったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） まだまだ全国でも県内でも知らないところもあるということで、今、お伺いをしたわけでありますが、県内では、トヨタ自動車を初め、民間企業への拡大もしているというところで言われました。

今、部長が言われました県のほかにも、私が調べましたところによりますと、全国では東京都を初めとして京都府、そのほかにも10件あるというふうに、私の調べではありました。

また、そのほかにも54市町村にも拡大はしているということで、これは、ホームページ等で見たわけですが、かなりの数が、市町村がもう導入をしているということで確認をしているところでございます。

それから、県内ですが、県内でマークを使用しているのは、きちんと決めているのは長久手市だけということで、あと、カードは6市町村ということで、そのカードにもヘルプマークはきちんと入れているのかなというふうに思うわけですが。

私の調べたところによりますと、常滑だとか、武豊町などは、このヘルプマークを記したカードをつくって、それを配布しているという、こういうことを確認しているところでございますが、その辺は、どうかということもお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、ヘルプマーク以外でも、周りの方の配慮を求めやすくするマタニティマークなどというものもでございます。

現在では、幅広く周知もされておりますし、このマークをつけた女性をよく見かけるようになりました。妊婦さんでおなかが大きくなる前に、優先席に座っていると不審な目で見られストレスを感じていたが、マークの普及で気づいてもらえ助かっているとの声も聞いておりますし、また、車両の優先席のもこのマークがはられております。今では、このマタニティマークというのが知らない方がいないというほど、周知がされているのではないかなというふうに思うわけですが。

このヘルプマークは、先ほど、部長が答弁されましたように、東京都のほうではかなり進んでいるということで、都営の地下鉄だとか、都営バス、また、ゆりかもめなどでも優先席でマークが掲示されているということをお聞きをしているところでございます。

政府は、ことしの3月に、全国的に徐々にではありますが、拡大をしているこのヘルプマークを、この7月に案内用図記号を規定する国内規定、JISに追加することを公表をしております。この認識についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、議員のほうから、県内のほかの市におきましては、ヘルプマーク、ヘルプカード、そういったものにつきましての導入例についての御説明もいただいたかというふうに思っておりますので、この辺につきましては、やはり、実際に導入等を想定するような場合におきまして、また、先進の事例について参考にして検討していきたいというふうに考えているところでございます。

そして、あと、このヘルプマークを、案内用図記号に規定するというところでございますが、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催を契機に、案内用図記号JISの改正が行われるということをお承知しております。そういった中におきまして、ヘルプマークを正式に追加するというので、本年の7月20日に決定されることというのを伺っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 7月20日に案内用図記号、J I Sですが、これに追加されるということが決定しているということでお伺いをいたしました。決定していれば、全国的に普及をされて、障害をお持ちの方には朗報ではないのかなというふうに思うところでございます。

まだまだ県内でも知らないところの市町が多いということで、先ほどお伺いをいたしました、これが、決定したときには、全国的な広がりとしてもっともっと拡大をしていくのではないのかなというふうに思っております。

マタニティマークと同様に周知で拡大ができるようになるのかなというふうに思っております。

このヘルプマークを、これで決定したのであるならば、広報やホームページでも本町の皆様にも周知を行っていただきたいというふうに思うわけでありますが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員が申されたとおり、せっかくJ I Sの追加がされたということで、全国的にこのマークやカードが周知されるということであったとしても、その意味が知られなくては本当にいけないということでもありますので、今、言われましたように、広報、ホームページ等での周知、それから、関連の町関係のいろんな施設にも周知を依頼するなど、町を挙げて周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、7月20日以降に、やはり、きちんとした形で広報、ホームページでも周知を図っていただきたいなと思います。

それから、今、言われましたように、関係の施設、また、その関係団体等にも、やはり、私はお知らせをしていただきたいというふうに思うわけでございます。

この普及と理解を求めるヘルプマーク、ヘルプカードを持っている方が、困っているところを見かけたら、何か困っていることはありませんかと安易に声をかけてあげられるような、積極的に声をかけてあげられるような、そんなことが大切になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それで、ヘルプカードを必要とされる方は、本町に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

やはり、必要とする方たちが、理解をしていただければいけないというふうに思います。配慮するほうもそうですが、助けを求める側も、やはり、こういうマークが全国的に普及するよ、J I Sに決定をしたよ、追加が決定が決まったよということも、やはり、私は知らせていくべきではないかなというふうに思うわけでございますので、その必要とされる方を、何人ぐらいいらっしゃるというふうにお考え化をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） このヘルプマーク、ヘルプカードのことでございますけれ

ども、これを本当に必要とされている方というものを、本当に一つの定義で何人という形で、なかなか決定できるところではないというふうに思っておりますが、一つの指標といたしましては、例えば、身体障害者手帳をお持ちの方、これは、現在、町では1,146人みえます。また、精神障害者保健手帳、福祉手帳をお持ちの方は、町内ですと278名ということです。

また、認知症に該当されるような方が、町内で、現時点で821名というようところで、もし、これを単純に足しますと、2,245名ということで、2,300人ほど、確か、この基準の中ではみえるのかというふうな想定はできるわけですがけれども、やはり、このカードやマークの趣旨を御理解をいただいて、御自身が日常生活で使いたいという方に、ぜひ、これを利用していただくということにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、人数をお聞かせを願いました。障害者手帳が1,146人、精神障害の方々が178人、認知症の方も821名ということで、2,000人ちょっとの方が、一応の、全部ではないにしても、このぐらいの方が必要としているのではないかなということでございます。

本当に、確かに、自分のそういうものを隠してみえる方もございますので、やはり、これを無理やりおしつけるものでは決してございませぬし、けど、こういうものもあるのだということのお知らせは、やはり、していただきたいというふうに思うわけでございますし、今、人数を聞きますと、かなりの方々が人数的にはいるわけでございますので、やはり、国で、JISのほうで決定したということがあるならば、やはり、私はこれはきちんとしていくべきではないかなというふうに思います。

当初、マタニティマークもそうだったというふうに思います。あれも本当にかんりの人が知らなかった、しかし、全国的にあのマークが知れ渡るようになったら、どこでもあのカードを持っている方があれば、必ず席を譲ったりだとか、声をかけたりだとか、困っているときには声をかけたりだとか、そういうことがしやすくなったというのか、支援もしやすくなった、また、求めている人も声を出しやすくなった、そういうこともあるのかなというふうに思います。

それから、これも東京の例でございしますが、やはり、このマーク、このカードを持っている方が救急車に乗ったときに、その救急隊員が意思の疎通がなかなかできなかった、けど、このカードを持っていることによって、それを見ることによって、迅速な病院への搬送、また、支援ができたということも聞いておりますので、決して無理強いではございませぬが、やはり、きちんとした周知、理解、その辺を求めていくべきではないかというふうに思いますので、ぜひとも、7月20日以降には進んでやっていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、先ほど、東京の親子の例を言いました。障害の子を持つ母親が言われたように、子どもが1人で社会参加ができるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような、こんな優しい幸田町をつくっていくべきだというふうに思っております。

そのためにもヘルプマークの入った、ヘルプマークを周知して、また、このヘルプカードを導入することを、私は提案をしたいというふうに思うわけですが、その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今の議員のほうからのヘルプマーク、ヘルプカードを実際に携行しておったことによるその方々にとって本当に望ましい対応をいただけたというような例の御説明をいただいたかなというふうに思っております。

こういったカードの有用性などを積極的に周知を図っていきまして、そういった周りの方々が、思いやりを持ってそういった方々にも援助の手が差し伸べられるようなまちになっていくことが必要かなというふうに思っておりますので、こういったヘルプマーク、カードにつきましても重要性も、そういったところを踏まえまして、導入市の情報なども確認をしながら周知、普及に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 東京都では、ヘルプマークの入ったホルダーをつくって、その中にヘルプカードを入れてバックなどにかけてもち歩くようにもなっております。これは、作成費用も安価であるというふうに聞いております。このように知っているかというふうに思いますが、このようなマークでホルダーになっているということで承知をしているわけですが、これをつくってこの中にカードを入れるということで聞いております。

それから、武豊町だとか、常滑のように、これは、武豊でございますが、武豊は名刺カード、名刺の同じ大きさで、これがヘルプカードになって裏に記入ができるようになっているということ、こういうこともございます。名刺と同じ大きさのカードであるならば、どこでももち運びができるのかなというふうに思っております。

それぞれの自治体で工夫をされてカードをつくり、わかりやすいように、例えば、東京みたいにホルダーならば外に出しますし、だけどそれはしたくない、中におさめておきたいといえ、ホルダーにして外でなくて中におさめておいていただいてもいいのかなと思いますので、これは、本当にさまざまありますので、しっかりと考えて、私は、マークの周知とやはりカードの導入は早くやっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

このヘルプカードを持つことは、本人にとっても安心でありますし、また、緊急連絡先などを本人が携帯していることは、家族にとっても安心があるのではないかなというふうに思っております。

また、緊急時に必要となる情報を備えることで支援してくれる人とのコミュニケーションも図れるというふうに思いますし、また、障害についての理解するためのきっかけづくりにもなるのかなというふうに思っておりますので、本当に早急に導入をしていただいて、本人の安心と多くの方に周知と理解を求めていただきたいというふうに思っております。その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、このヘルプカード、ヘルプマークの実際に携行されてのメリットとといいますか、重要性についてのお話を伺ったということでございますので、こういった重要性も踏まえまして、先ほども申しましたが、先進のそういったいろんな市町で工夫した取り組みがあるということもありますので、そういったものも踏まえまして、町がやはりそういった支援を必要とする方に対していろんな形で接するような場があるかというふうに思っておりますので、そういった中で、こういったものがありますよというようなことで、利用もできるように周知も合わせまして、普及には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、周知と普及を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、学校給食の無償化についてお伺いをいたします。

育ち盛りの子どもが、家庭の事情に関係なく十分な栄養をとれる環境を整えたいと文部科学省は、公立小中学校の学校給食の無償化に関する全国調査を今年度初めて行う方針を明らかにしましたが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お尋ねの全国調査につきましては、教育委員会へまだ通知等が届いておらず申しわけございませんが、現時点におきましては、詳細を承知しておりません。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） これは、4月4日の参議院の厚生労働委員会で公明党の山口カナエ参議院議員の質問に対しまして、文部科学省の副大臣が表明したことでございます。

表明大臣は、この初めて調査を行うということを明らかにしたものでございます。まだ届いていないということでございますので、わからないということございました。

この調査は、私の今調べるところによりますと、実施自治体の制度の仕組みや効果、子どもたちへの影響を調査、分析することで給食費を払えない家庭の実態調査を行うようであります。

また、実施している自治体が踏み切った理由や子どものへの影響などについて、調査、分析するようでございます。まだ、無償化していない自治体にとっては、貴重な資料となるかと思いますが、まだ、届いていないということでございますが、具体的な調査内容などが示されましたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） そういう調査等々が届きましたら、そのように対応をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、届きましたらお示しを願いたいというふうに思います。

それから、学校給食の無償化や補助制度を設ける自治体が全国的にも増加傾向にあります。国、県の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 無償化や補助制度の状況でございますが、国によれば、小中学校の給食費の無償化、また、補助等を実施している自治体につきましては、60余りあると言われております。

愛知県では、岩倉市と安城市が、18歳未満の第3子以降で無償、それから、大口町が半額、お隣の岡崎市では、昨年、そして本年度、単年度事業という形ではございますが、4月分のみ無償化したというような事例がございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、全国では60余りということでございます。これも、やはり、年々、無償化の自治体がふえてきているかなというふうに思うところであります。県内のことは、今、お伺いをいたしました。

確かに、3子以降無償化する、これも18歳未満の第3子からということですか、こういうことが条件であるようでございますが、やはり、いろんな補助制度を設けて、無償化に向けて進んでいるという、こういう取り組みではないのかなというふうに思うわけでございます。

全国でも本当に先ほど言いましたように、無償化だとか一部補助をする、そういう自治体もふえているところでございます。

本町の給食費の1食は幾らで、また、月額、年額は幾らかとなるかというのを、小学校、中学校別でお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 給食費でございますが、小学校では、1食240円でございます。授業日が、年35週で年間175日としますと、年額4万2,000円程度、それから、8月を除く11カ月で割りますと、月3,800円程度になるかと思えます。

それから、中学校につきましては、1食270円で、年間175日として年額4万7,000円、8月を除く11カ月で割りますと、月4,300円程度になるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 全国的な給食費の平均は、小学校では、約4,300円、中学校では、約4,900円と言われておりますので、本町は、若干、平均より低い位置にあるのかなということがわかりました。

これは、低所得者家庭ほど負担感は強いというふうに思います。本町での給食費の滞納があるかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 滞納の状況でございますが、平成29年4月1日現在、平成27年度までの過年度分につきましては、滞納が15世帯、21人で、79万7,862円でございます。

そして、平成28年度、現年分が4世帯、4人で、10万8,500円ということので、合わせますと現時点で19世帯25人分で90万3,362円というのが、現時点での給食費の滞納の状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 滞納もやはり年々ふえているのではないかなというふうに思うわけでございます。滞納の経済的に確かに大変なのか、また、それとも経済的にはそんなに困ってはいないけれども、払いたくないのか、そういうものもあるのかなというふうに思うわけでございますが、文科省の調査によりますと、給食費の未払いの原因の約3割は保護者の経済的な理由というふうに言われているところでございますが、全体で結構ですが、本町としては、この未払いの原因をどのように考えているのか、大ざっぱでいいのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本当に大ざっぱなことしか申し上げられませんが、やっぱり、経済的に苦しんでみえる方、払いたくても先立つものがない家庭も実際にあるかと思えます。また、御家庭の親御さんの考え方といいますか、性格と申しますか、金がないわけではないけれども払いたくない、払わないというような家庭もあるように聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） それぞれあるかというふうに思うわけでございます。その都度、教員の先生たちには、本当に御苦労もかけるかというふうに思っております。

ただし、やはり、保護者の経済的な理由があるならば、これは、しっかりとした支援も必要ではないのかなというふうに思っております。

それから、法的にも支援をしている就学援助だとか、生活保護などの制度を利用している児童生徒もあるかというふうに思いますが、どのくらいあるかというのをお聞かせを願いたいというふうに思います。その割合もお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 就学援助等の状況でございますが、平成28年度におきましては、就学援助につきましては、小学生で145人、割合で申しますと5.4%、中学生におきましては、101人、8.0%、合わせまして246人、6.4%という状況でございます。

また、生活保護によります助成については、小学生で5人、0.2%、中学生で3人、同じく0.2%、合わせまして8人で、0.2%という状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、就学援助と生活保護の制度を利用している児童生徒をお伺いをいたしました。本当に大変な家庭の中で、生活している子どもさんたちには、しっかりとした制度を使っていただいて援助をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

しかし、このような制度があっても申請をためらったりだとか、また、制度そのものを知らないケースもあるかということも聞いてはおりますが、本町では、そんなことはないのでしょうか、十分な周知がされているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 就学援助の制度につきましては、小学校の上がる際、新1年生に向けては、前年度に行います入学説明会において、全児童に対して就学援助制度のお知らせということでものを配布をいたしまして周知に努めているところでございます。

また、毎年度末には、翌年度のお知らせを全ての児童生徒に配布をし、なおかつ、前年度の認定者に対しましては、個別に全員に対しまして、翌年度用の申請書等を個別に送付をしているというようなこともやっております。

そして、申請に当たっての申請書等の様式につきましても、町ホームページからダウンロードできるようにもしてございます。

議員に御心配いただいておりますとおり、制度の利用を必要、あるいは、希望する保護者が十分に手続的にも、そして、相談等で教育委員会等に足を向けていただく気持ち的にも利用していただきやすい制度とすべく、今後とも一層、その周知と親切な対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、そのようにしていただきたいと思います。

制度を知らないというのが、一番大変かというふうに思いますので、やはり、制度の周知とどうしても敷居が高いだとか、申請もためらってしまうだとか、そういうことが決してないように、親切な配慮をした対応をしていただきたいというふうに思っております。

それから、文科省が調査に乗り出す背景には、食のセーフティネットとして給食に注目が集まっていること、家庭の事情により自宅で十分食事を与えられない子どもがいること、低所得者世帯の子どもほど朝食をとらない割合が高く、野菜を食べる機会が少ないという、こういう調査もございます。

昨年12月、愛知県は、子どもの総体的貧困率を調査をいたしました。本町の学校の児童生徒、保護者からのアンケート調査を行い、集計もされているというふうに思います。そのアンケートには、細かな項目が多々あります。

例えば、現在の家庭の暮らしは大変苦しい、やや苦しいなどの意見もあり、また、朝食は食べない児童生徒も見受けられます。

今回の調査で朝御飯を食べてこないと答えた児童生徒は、何人いらっしゃるか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 昨年、12月に行いました愛知子ども調査におきましては、私どもの福祉部のほうから、小中学校のほうに依頼をさせていただいたという経緯もございまして、私から回答をさせていただきます。

まず、この調査におきまして、児童生徒におきましては、103人の対象者の方に聞きまして54人の回答をいただいて、回答率は52.4%でした。保護者におきましては、132名に対しまして99名の回答をいただいたということで75%の回答率があったということでございます。

そういった中で、まず、小学校5年生のお子さんにおきましては、25名の回答がある中で、学校がある日に朝食を食べないと答えた方が1名、ない日に食べないと言われ

た子は2名いたということでございます。

そして、中学2年生でございますが、29名の回答をいただく中で、学校のある日に朝食を食べないと回答が2名、学校のない日には食べないと答えた方が1名あったという結果でございました。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 朝御飯を食べないということで、今の人数をお聞かせをいただきました。

小学生は、25名回答してくださったということで、その中で1人が食べてこない、また、日曜日等も学校のない日は2人食べないと、また、中学校も29名の回答者の中で、学校がある日でも2人食べない、また、ない日は1人食べないということで、この人数からしても朝食を食べない子がかかなりおったのではないかなというふうに思うわけでございます。

この結果は、小中学校のクラスだけで、なおかつ、希望する子どもだけということで、かなり限られた人数でございます。朝食を食べてこない理由もそれぞれかというふうに思いますが、家庭環境による栄養の格差をどう改善するかという点では、学校給食の果たす役割は大きいかなというふうに思っております。

調査を行った担当課としては、この朝御飯を食べない、また、給食に対する思いというのですか、この調査をどのように考察をされたのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、御説明をさせていただきましたアンケートの結果から、やはり、実際に朝食を現在の家庭の暮らしが苦しいですとか、あるいは、やや苦しいという意見のある中で、朝御飯を食べてこない児童生徒がこのような人数がいたという結果を、決して、確かに見過ごすことができないような数字であるのではないかなというふうに考えております。

今後、町全体の貧困対策を、やはり、私どもとしては進めていく必要性はあるというふうに思っておりますので、そういった中で、この数値もやはり生かしていく対応が求められていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、愛知県が行った愛知子ども調査というのを糧にしながら、本町としては、何ができるのかということ、やはり、考えていっていただきたいというふうに思います。

それが、私は、食事でもあるのかなと、学校給食でもあるのかなということを思う1人でございます。

今、部長が言われましたように、見過ごすことのできない人数だということを理解していただければ、私はありがたいかなというふうに思っております。

それから、これは、今の言われた人数は、本当の特定の数だけを抽出した結果でございますので、現在、各学校で朝食を食べてこない児童生徒の数を、それぞれ学校で把握していれば、小学校、中学校別でお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小学校、中学校の状況でございますけれども、幸田町で実施をいたしました平成28年度の食生活アンケート調査、これにつきましても、全児童生徒を対象にしたものではなく、小学校4、5年生と中学校1、2年生に限った調査でございますけれども、小学校、中学校別では数字は出しておりませんが、合わせた数字ですけれども、毎日食べるという回答が85.7%、それから、週4日から6日は食べるよという子が8.0%、週1回から3回食べるよという子が4.7%、食べないという子が1.1%、無回答が0.5%という集計状況になっており、これから見ますと、少なくとも本町で週に1回以上朝御飯を食べてこない児童生徒が14%程度いるというような結果が出ております。

この全児童生徒に向けた調査は実施しておりませんので、全体的な人数としては、把握をしておりませんが、この14%というところから推察をいたしますと、全児童生徒4,120人の14%ということになりますと、560人程度ということになり、560人程度が少なくとも週に1回は食べてこない日があるというようなことが推察されると思います。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、人数を聞いてびっくりしたわけですが、本当に食べてこない子どもさんたちが多いのかなというのを実態としてわかったわけでございます。朝御飯を食べてくるということは、その子どもたち、生徒にも体の面、勉強の面でも、やはり、私はこれは大変なことなのかなというふうに思っております。

やはり、朝御飯を食べる習慣をつけていく、そういうことも大切ではないのかな、もうちょっと力を入れていくべきではないのかなということを感じる1人でございます。

学校給食費は、それぞれの自治体で、補助制度等もあるわけでございます。先ほども、県内も紹介をしていただきました。他県のほうでも、やはり、同じように3人目以降を全額補助するとか、3人目以降を2分の1に補助するなど、やはり、低所得者世帯に絞って考えているというようなところもあるようでございますが、さまざまな補助制度を設けている自治体が多くなってきているのではないかなというふうに思っております。

本当に低所得者世帯、困窮者世帯だけに絞ってしまうと、やはり、これは、一つには貧困のレッテルをはってしまうような、こういうことにもなりますし、また、子どもの心を傷つけたりしてしまうケースも出てきてしまうのではないかなというふうに思いますので、この辺は、十分な配慮も必要ではないかなと思う1人でございます。

それでは、学校給食費を無償化した場合の本町の予算はどれくらいになるのかを、お聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 学校給食を全て無償化した場合の必要な予算はというお尋ねでございますが、学校給食にかかります費用のうち、賄い材料費の購入に係る費用相当分を給食費として保護者の方々に御負担をいただいております。

その給食費を無償化するためには、平成28年度からの実績から試算をいたしますと、小学生分で約1億1,900万円、中学生分で約6,100万円、合わせまして、約1億

8,000万円程度が必要になるかと思われます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 完全に無償化した場合は、約1億8,000万円ほどになるというところでございます。

子どもたちは、学校の中での楽しみの一つは、学校給食ではないでしょうか。毎日、配膳される給食は、バラエティー豊かで栄養が配慮がなされております。学校給食の無償化は、子育て支援などととともに、子どもの貧困対策の観点からも学校給食の無償化を私は導入すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 世の中の動向といたしましては、議員御提言のような流れが生まれつつあるというふうに認識は持っております。現状の要保護、準要保護の世帯からどれだけ対象を広げていくべきかという課題でもあるかと思えます。

近隣市の動向にも留意をしつつ、今後、検討をしてまいりたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 就園援助だとか生活保護、その他の補助、そういうようなことも考えていくというところでございます。

例えば、一家で中学生が2人、小学生が1人の家庭の場合、学校給食費は中学生が2人で9万4,000円、小学生が1人で4万2,000円、3人分は13万6,000円という年額の給食費になります。経済的にもかなり負担額が大きくなるのではないかなというふうに思うわけでございます。

先ほど言われましたように、安城市や岩倉市のように、第3子以降を無償化とするそういう制度、また、大口町のような半額、また、さまざまな負担をしている市町も県内ではあるのかなというふうに思いますので、その辺を十分に留意をしていただき、県内のそういう補助をしている市町をもう少し勉強していただいて、研究していただいて、私は、導入をしていただきたいというふうに思えます。

また、県外でございますが、藤川町というところは、18歳までの子どもがいる家庭で、第2子は給食費が半額、第3子は全額補助というふうに、こういう制度もございません。本当に、それぞれの自治体が、それぞれ工夫をして給食費の無償化、また、補助制度の拡大を行っているというふうに考えておりますので、今、先ほど、部長も言われましたが、私は、一遍にとは申しませんが、しかし、やはり、こういう制度をもう少し拡大をしていくべきではないかなというふうに思うわけでございますが、この補助制度を使っていく、拡大していくお考えについての考えをお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今、御提言をいただきました。

保育の世界でも、よく18歳未満第3子は無料、第2子は半額というような話があるものですから、いきなり全部というのは難しい、より現実的な対応を考えた場合に、第3子からだとか、第2子半額だとか、そういうような手法を、いろんなまちでも考えられると思えます。そのような先進事例を研究させていただいて、幸田町でもどうあるべきなのかということをお考えさせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、先進事例を研究をしていただいて、さまざまところを研究をしていただきたいたいというふうに思います。検討だけではなく、進めていただきたいたいというふうに思います。

それから、完全に無償化するには、1億8,000万円強が必要であるということで、今、お伺いをしました。本当に年次計画を立てて、先ほども何度も言いますが、補助制度を取り入れて拡大をして進めていくということは、私は必要ではないかなというふうに思っております。

初めに申しましたように、育ち盛りの子どもが家庭の事情に関係なく、十分な栄養の取れる環境を整えるためにも子ども支援策としても、私は、給食費の無償化、補助制度を導入することを提案をしたいというふうに思います。

これは、最後に町長にも、この取り組みの趣旨を御理解をいただきまして、御答弁願いたいなというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ただいま、部長が答弁させていただきましたけれども、社会、いろいろな情勢がございますので、よく検討させていただきますので対応させていただきますのでよろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質問を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがって質問をさせていただきます。

まず、初めに、幸田町の緑化推進事業についてであります。

平成27年度の第19回幸田町住民意識調査報告書によりますと、約9割弱の人たちが幸田町は住みよいまちといたしております。

そして、住みよいまちの理由のトップは、緑や川などの自然環境が豊かであるとしております。

また、平成28年度の第20回報告書によりますと、幸田町のよいところは、緑や川などの自然環境が豊かトップとなっております。このことは、私たちが生活していく上で、緑や川のある環境が最も大切であり、このような環境を保全していくことを行政に求めていると思われまます。

一方、今の幸田町は、区画整理事業が各地で進められ、企業誘致にも力を入れており、人口は5万人に向けてふえ続ける見通しが立てられております。このことは、これからも幸田町が発展していくために必要なことであると思っておりますが、5万人になっても緑や

川の自然環境が豊かなまちであるためには、何をすべきか考えておく必要があるのではないのでしょうか。

本町は、平成22年3月に幸田町緑の基本計画を策定し、この計画実現に向けてそれぞれの部署で着々と事業を実施しておられることと思います。その内容につきまして、少しお伺いをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、例年4月1日から5月31日までの緑の募金運動が行われておりますが、この緑の募金緑化推進事業の内容について、いつごろから行われているか、また、過去5年の募金の金額はどうなっていますかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、緑の募金緑化推進事業の趣旨といたしまして、緑化の推進及び森林整備に対する県民の理解を広め、県民全体による森林整備等の取り組みを推進することを旨としている事業ということでございます。

そして、本町においての事案の開始時期について正確に判断できる資料はありませんが、戦後、国民総参加による国土緑化を目指すことを目的として、昭和25年に国土緑化推進委員会が発足しております。

国民運動として国土緑化が始まり、愛知県においても昭和26年に緑化推進委員会が発足しております。こういった状況から推測いたしますと、幸田町の緑の募金緑化推進事業の開始時期は、昭和20年後半ごろというふうに思われます。

次に過去5年の緑の募金金額ですが、平成28年度66万7,552円、平成27年度66万7,673円、平成26年度59万7,458円、平成25年度82万678円、平成24年度48万5,916円という実績となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ただいまの金額をお伺いいたしました。日本赤十字社の赤い羽根募金に比べますと、一けた違うくらいのかかなり少ない金額かなと思われれます。

ちまたでは、赤い羽根は500円、緑の羽根は50円というような寄附金の目安を聞いたことがありますが、この募金は、区長さんを通じて取りまとめの依頼をされておられると思いますが、金額の目標などは示されておられるのでしょうか。

また、募金の金額に応じて県の委員会から交付金が支給されるということのようですが、この事業で植栽された樹木の本数などの実績はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 緑の募金運動の目的は、緑化の推進及び森林整備に対する県民の理解を広め、県民全体による森林整備等の取り組みを推進することを旨としていることから、具体的な目標額は示しておりません。

次に、緑化推進事業実績でございます。

昨年度におきましては、区及び学校の団体15団体が、購入植栽した花の苗等に対しまして、65万2,642円の補助金を交付をしております。

なお、これら団体が植栽した本数でございますが、花苗が6,209本、樹木147本で合計6,356本でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 最近では、募金の事業の目的が森林整備ということではなくて、ほとんどが花の苗の購入ということのようでございますが、今まで植栽された樹木の管理は、どのように行われているのでしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 緑化推進事集により植樹された樹木、花木などの管理について、小中高等学校等においては、校庭の花壇に植樹されたものを、児童・生徒が学校生活の中で管理しております。

そして、各区において、神社やコミュニティホーム等に植樹されたものについては、地元子ども会や地元区などが管理しているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それぞれ植栽したものが、それなりの管理をしているということが実態と思いますが、その効果はどのように評価をされていますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 評価、成果というところでございますが、緑化推進事業の目的は、国民の緑化に対する理解を深め、国民総参加による国土緑化を目指すことということでございますが、そしてこのことは、植樹事業自体が、それ自体が拡大することに重点を置いておまして、その後の成果や管理については、現時点では、具体的に評価していないという状況でございます。

これは、植樹して管理していくという行為で、緑を守り、例えば、その児童生徒たちが緑に対し愛着を持ち、緑の大切さを次世代に受け継いでいくこと、そういったことこそが重要という考え、そういった行為自体が評価に値するという考えに基づいているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この事業は、先ほどの説明で昭和20年代後半ということでありますから、始まってから60年間ぐらい、長い間続けられております。

植栽された樹木がどうなったのか、その成果はほとんどわかっていないのが現状のようであります。植樹の成果により、緑を守り育てて、その児童生徒たちが緑に対して愛着を持ち、緑の大切さを次世代に受け継ぐことこそが重要だということのようでありますが、そういうことで、効果としては把握できないということでしょうか。

それでは、次に、幸田町の緑の基本計画においては、どのような位置づけになっているでしょうかお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 幸田町緑の基本計画における緑化推進事業の計画上の位置づけは、民間の参加協力にかかわる状況として、緑の募金運動や募金を財源とした区や小中高校等を対象とした公共施設への緑化推進事業の取り組みについて記載がされており、民間における積極的な緑化推進を図る事業であると位置づけ、紹介をされているものであります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） この事業は、緑の募金により森林整備等推進に関する法律に基づく幸田町緑の基本計画で位置づけがされているということですが、なおこの計画書には、町全体で取り組んでおります事業内容なども紹介されているということですが。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づいて、行政が主体となっていて行われているということですが、この幸田町の緑の基本計画におきましては、大変厚い計画書でもあったかと思いますが、ちょっと見つけるのに苦労しました。

この森林整備が法律の題目にうたわれている事業でありますから、もう少しそういったほうにも力を入れてほしいものというふうに思われます。

ところで、この事業は、民間がこの自発的による事業という考えなのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） この事業は、緑の募金運動と緑化推進事業というもので構成されております。

まず、緑の募金運動につきましては、全町を挙げて取り組んでおるわけですが、行政といたしましては、企業や町内の学校に対して募金のお願いや、その取りまとめ等をしているところでございます。

一方、緑化推進事業につきましては、学校地元が中心となり、植栽等の取り組みなどが展開されております。

行政としては、どちらの事業につきましても主体となり啓発に努め、事業が拡大するよう努力をしているところでございます。

そして、こういった取り組みに御参加いただいた企業、団体等につきましては、愛知県下に配布されるリーフレット等でその内容を紹介するなど、民間、企業、行政が一体となり取り組んでいる事業ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 法律に基づいて行われている全国民的な事業ということで、本町においても企業を含め民間と行政が一体となって取り組んでいるという説明でございます。

それでは、この幸田町緑の基本計画の中で、民間の参加協力にかかわる状況として記載されております幸田町花いっぱい運動、それから、光明寺川プロジェクトなどの事業は、現在、どうなっていますかお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、幸田町花いっぱい運動でございますが、平成16年度に幸田町町村合併50周年記念事業の一環としてスタートしました。

花を生かしたまちづくりを町民一人一人が主役で行っていく運動で、自然環境を見直し、地域全体で花のあるまちづくりに取り組み、「潤いのある蔓しいまち幸田」の実現を目指したものでございます。

内容につきましては、各区や土地改良区が中心になり、平成16年度から平成22年度までの取り組みとして行われました。各地域でさまざまな場所に花や樹木の植栽が行

われました。

次に、「光明寺川プロジェクト」は、平成21年度に、当時の幸田小学校4年生が総合学習の場で取り組んだ活動でありました。

内容は、光明寺川の川掃除やめだかの放流をして、川の土手には菜の花を植えるなど、光明寺川を美しくする会と共同して取り組んだ事業でございます。

なお、いずれの事業におきましても、現在は行われておりません。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 今現在は行われていないということではありますが、この緑の募金緑化推進事業以外にも、こういったいろんな事業を企画され、町民の方々の参加で町内の緑化に努力されてこられました。おかげで、町内の緑化は確実に進んでいると思います。

また、公園公共施設におきましても、たくさんの樹木が植えられて町民いこいの場になっておりますが、公園、学校、道路、河川などにおけるこれら樹木の緑化樹木の管理はどのようにお粉れていますかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 道路、河川等に植栽された樹木等の管理については、基本的には地元で管理をお願いしているところでございます。

また、都市計画公園等につきましては、町が管理し、そして、学校、保育園につきましては、生徒の力も借りながら、管理されているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それぞれの部署で管理をしているという説明でございます。それでは、道路や河川敷などにボランティアなど任意団体が植栽した樹木の管理の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地域の方々や地域の任意団体等が植栽した樹木類の維も管理と全般については、それぞれ植栽をされた地元、個人、団体、区等で実施していただくように、常日ごろからお願いをしており、実際も各地域において維も管理活動を実施していただいております。

基本的には、地元管理の植栽樹木類ではありますが、例えば、植栽された樹木の枝ぶり状況等から、隣接する道路の通行に支障があると判断された場合などで、かつ、地元ではすぐにその対応ができない場合には、町にて最小限規模での緊急対応を実施することを行っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ボランティア等の任意団体が植栽した樹木は、地域の生活環境の中に存在する貴重な地域のオアシス的な緑地空間、役割もあると十分承知をしており、緑地推進の立場から道路河川管理者、任意団体等と今後の維も管理についての抱負など検討のほうはしていきたいというふうに考えております。

そして、また、愛知県緑地推進委員会に対して、植栽後の管理についても補助対象事業として認めるよう要望するなどの検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 今後、そういった樹木の管理が課題になるということだと思います。庁舎南の駐車場にシンボルともいえる大きな松の木が4本ありました。それが、2本枯れてしまって新たに2本の若い松の木が植えられています。

枯れた木のことは岡崎だと思いますが、2本が新しくなっている若い木はなかなか気づかないのではないかというふうに思いますが、これらの松の木は、その樹齢、非常に見ごたえのある価値を持っていました。

この若い植えられた木が、価値を発揮できるのは、私がこの世からおさらばしてからのことだと思います。緑は一兆過ぎにできるものではないと思います。また、さくらや椿、アジサイなどは、毎年咲きますが、その都度、見にいきたくなります。また、緑はそういうふうにして私たちの心に入り込んできて癒やしてくれます。まさに地域のオアシス的な緑化空間と思われます。道路や河川敷などへの植栽は、緑化意識の高い人たちがボランティア精神で行われたと思います。当然、管理も自分たちで行うつもりで植栽されたことでしょう。

しかし、樹木はだんだん成長していき、植栽した人々がだんだん高齢になり、管理ができなくなってきます。これらの樹木は、私たちに住みよい環境を提供してくれていますが、管理がいき届かない緑や河川は逆に害虫の発生などして住みにくい環境になってしまいます。現時点での町直営班といいますか、新設行政の作業員の方たちの活躍は大変感謝をいたしております。

緊急的対応ということではありますが、この緊急的対応でなくて、こういった管理は計画的にできる体制の構築をする必要があると思います。

公共用地とか民主とかを問わずに保全すべき緑化樹木の管理を一体的に管理をし、これからこのまちがどういう時代になっても住みよい環境を維持できるように、住みよい環境維持の体制を早急に構築すべきであると思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 民地はもとより、地元ボランティアで維も管理していただいた道路河川敷の植栽については、従来どおり、地域住民の方の管理を基本と考えております。

しかし、その植栽が荒れ果ててしまえば、結果として住環境の面からも道路河川の機能保全観点からも大きな問題があると考えます。

御提案のありました公共用地の緑化樹木の管理については、一体的に管理することも一つの方策として、また、民地については、その適正管理を公としても個人に促しながら、住みやすい環境の維持に資する方法を検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 住みよい環境の維持に資する方法を検討していただくということでございますので、安心をいたしました。

緑や川の自然環境が豊かで住みよいという、その緑は、公共用地だけにある自然環境ではないはずであります。それがどこにあるかと、住みよい環境を提供してくれる幸田町の財産であるという考え方で、今後の管理体制の構築をしていただきますようお願いをいたしまして次の質問に移ります。

次は、消防力についてであります。

幸田町の消防署は、昨年、40周年を迎えました、この40年の間に、消防庁舎の移転拡充もなされ、施設、人員ともに年々充実されてこられたと思います。これからは、先輩諸氏の御努力のたまものと感謝申し上げるところでございます。昨年の8月に平成27年度の消防年報が配布されましたが、総務省消防庁の消防力の整備指針、この基準と比較してどの程度の達成率になっているのか、よくわからない部分がありますので、質問をしてみたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

大もとは、消防法でいろいろな消防の規制がうたわれていると思いますが、消防力の整備指針というのは、消防庁の告示という形で出されております。長い前文に必要性がうたってあります。市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものとしております。必ずしも達成していなければならないというほどのものではないのかなというふうにも思いますが、本町としては、どのように受けとめられておりますか。

また、この第2条の用語の定義であります、第1項第1号でいう市街地の人口は、本町では何人になりますかお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 初めに、消防力の整備指針について、御説明をさせていただきます。

各自治体により、消防力の整備がまちまちであり、かつ、整備がおくれている現状から、総務省消防庁が消防力の強化を図るために、消防力の基準を策定いたしました、各自治体の実情が反映されていないために、平成12年に消防力の指針に改め、方向性を示し、各自治体に見合った消防力の整備に計画性を持たせるようにしたものでございます。

次に、市街地の人口についてでございますが、整備指針では、地区毎に市街地、準市街地、その他に振り分けて人口を算定するようになっており、幸田町の実情に合わせた消防力の整備が図られるように解釈し策定しているところでございます。

消防施設整備計画実態調査を愛知県で3年ごとに実施しており、直近の報告でございます平成27年4月1日現在の市街地人口においては、3万4,476人となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この整備指針の市街地の人口の基準の算定方法というのが、私ができなかったもので、・・・いたしました。

本町の消防ポンプ自動車の台数は、現在、2台となっておりますが、この市街地の3万4,476人という町の市街地の人口で基準を満たしておりますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 整備指針によりますと、人口3万人に対して消防署の消防ポンプ自動車の数については、3台となっているところでございます。現状、2台でございますので、1台不足となっており、充足率につきましては、66.7%となっております。

整備指針による市街地人口の基準に対して、消防団の消防ポンプ自動車の数は、3台となっており、現状においては3台でございますので、充足率100%でございます。

消防署、消防団合わせた充足率は、85.7%となっております。

この不足分につきましては、水槽車が化学車が消防ポンプ自動車としての機能を持ち合わせていることから、それらの車両において対応をしております。

人口増加に伴い、検討事項の一つと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 消防署自体の充足率は、66.7%である、しかし、消防団が100%であるので、合算すると19%上がって85.7%までいくが、まだ、十分とは言えないという状況が伺われます。

今後、検討事項の一つということですが、ぜひ、消防ポンプ、この台数の増加を検討していただきたいと思います。

次に、消火栓の数や能力についてはどうでしょうか。

また、はしご車の台数は1台で大丈夫でしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消防車の数を1台ふやせば、車両に対する充足率は100%になるのでございますが、それに伴う職員の充足率を維もするためには、職員を増員させなければならないという問題がございます。

幸田町といたしましては、車両に対して人員を有効に活用した対応をとっておりますので、現段階では、車両の整備を検討しつつも人材確保が最優先の課題と考えております。

続きまして、整備指針に基づく平成27年4月1日現在、消防水利算定数は、490カ所、それに対して、整備数は386カ所でございます。そのうち、消火栓は294カ所であり、充足率は78.8%となっております。

消防水利の配備は、用途地域風速により基準が定められております。また、消防水利は、防火水槽や消火栓が主で、河川、池、プール等は給水能力を常時満たしているものについては、消防水利と考えられますが、消防以外の法規もあり、消防水利としては不向きであると考えております。

それらを踏まえて、毎年、予算計上を図り、計画的に整備を行っているところでございます。

続きまして、はしご車につきましては、整備指針に基づく充足率100%でございます。幸田町管内ではしご車が必要とされる中高層に該当する5階以上の防火対象物は26の状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 消防ポンプ車が火事現場に到着しても、水がなければ消火活動はできません。初期消火はタンク車でできるようですが、最近、強風が多く、去年の糸川市のように大火になる権勢が増しております。消火栓の基準達成を急いでいただくようお願いをいたします。

ところで、5階以上の防火対象物は26ということですが、1台で何棟まで対応可能ということになっておりますか、お伺いをします。

また、最近の高層マンションに対して、はしご車の消化能力は大丈夫でありますか、

お伺いをいたします。お願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消火栓、防火水槽等の消防水利については、計画的に順次整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、はしご車1台の能力でございますけれども、1台につき1棟での対応が原則と考えております。

全国的平均では、1年間に中高層建築物のおおむね90棟に1棟の割合で、火災等の事案が発生するという統計が出ております。

また、中高層建築物は、一定の構造基準により、通常、火災において30分から1時間火災に耐えうる構造となっております。本町においては、どちらの条件も満たしていることから、1台での対応で可能と考えております。

また、中高層建築物には、消防法第17条第1項に基づく規定のとおり、消防設備が設置されており、7階以上のマンションには、3階以上の各フロアから放水されるように、消防設備を備えているため、消火活動上支障がないと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） これからも、高層ビルがふえると思いますが、基準がしっかりしておって、消火設備が万全であるということで消化のほうは大丈夫ということではありますが、このはしご車の届かないところの人たちへの被災者の救助活動、これについては、どのような対応になりますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） はしご車が届かない範囲についての活動でございます。

その場合につきましては、消防職員が屋外階段や特別避難階段を活用し、被災者の救助活動に当たります。

また、気象条件に左右をされるところはございますが、防災ヘリコプターを活用し、屋上からの救助活動を行うことも考えられます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） どこかの消防署で階段を駆け上がる訓練をしておったことを思い出しました。

高層ビルがふえますと、そういうふうに消防職員の方は、高いビルまで階段を駆け上がって人命救助をすることになるかと思えます。大変御苦労だと思えますが、よろしくお伺いをいたしたいと思えます。

それでは、町内には有毒物質を扱っている会社はないと思えますが、ガソリンスタンドなどの油火災、これが発生した場合の対応は大丈夫でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） ガソリンスタンド等の油火災につきましては、消防ポンプ自動車でございますこうた1、それから、水槽車化学車の機能を持ちますこうた4、こうた71、この3台が当消防署では泡の放出ができる機器を備えております。

従いまして、そうしたスタンド等の油火災にも対応可能と考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それでは、次に、救急自動車についてであります。

救急自動車は、人命救助に日夜活動されているところであります。本町は、高規格車救急車を3台所有しておりますが、整備指針の基準は達成していると思います。平成28年度の救急車出動件数は1,476件と聞いておりますが、この件数は、この3台で十分余裕を持って対応ができたのでしょうか。実際の稼働状況はどうなっていますか。

3台が同時に出動した件数とか4台目が必要になった件数などについてお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 整備指針によりますと、救急自動車の数は、人口10万人以下の市町村にあってはおおむね人口2万人ごとに1台整備する基準となっております。

幸田町においては、現状、救急車3台配備しており、平成28年4月1日現在、幸田町人口4万121人で、人口が4万人を超えて運用救急車3台となり充足率100%となっております。

本町において高度な処置ができる救急救命士は、各グループ4名体制で救急車に常に乗車できる体制となっております。また、国道など交通量のはげしい道路での交通事故、重傷患者に対しては、現場活動に対してマンパワーが必要になるため、別に消防車に3名が乗車し6名体制で現場対応をしておるところでございます。

昨年の救急件数1,476件に対して、救急対応ができず隣接する消防本部に応援要請をすることが平成28年に5件ございました。その内訳は、3台同時出動のためが1件、人員不足のためが2件、車両整備中のためが2件でございました。今後、人口増加に伴い、救急車4台の整備も課題となっておりますが、まずは、人員確保が最優先と考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） その人員不足、これは、どのような状況で発生をいたしたのでしょうか。

また、来年度に岡崎市幸田町の消防指令業務の共同運用が開始となりますが、この岡崎市と連携強化については、どのようなことが期待できるでしょうかお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 人員不足につきましては、職員の学校入校研修による人員減、複数の救急事案、重篤患者に対する救急支援が重なり、日勤者が不在の時間帯で発生したものでございます。

岡崎市との連携強化につきましては、これまでどおり西三河相互応援協定に基づいておりますが、共同通信化により、両市町の災害状況、車両運用状況を一度に把握することが可能となり、瞬時的な対応が可能となるものと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 人員に係る指針で救急車1台につき救急隊員の人数は3人としております。3台同時に出動し、消防自動車が1台3人体制で出動すると、消防職員残っている人員が消防署長、通信員、警防グループが2人ぐらいしかなくなってしまいます。このときに、火災が発生した場合、どのような対応を考えておられますか、お伺いをし

ます。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 日中にありましては、日勤者も消防車、救急車の有資格者であることから、消防署日勤4名をまず活用し、必要であれば消防本部庶務課予防防災課にて人員を確保いたします。

また、夜間祝日にあつては、休暇中の職員を招集し人員を確保しております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 想定外はあつてはならないということが、町長のスタンスであると思います。最悪の事態を想定した対策を立てていただくように、お願いをいたすところでもあります。何か考えておられるでしょうか。

次に、整備指針では、火災発生時に指揮車に搭乗する隊員の人数は、3人以上としておりますが、実際には何人体制でありますか。また、身分はどのような体制ですか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 職員の体制につきましては、非番招集表を作成し、災害規模に合わせて必要な人員を通信員の電話連絡により確保しております。

大規模災害や活動が長期に及ぶ災害事案に対しては、全員招集で対応に当たっているところがございます。

続きまして、指揮隊についてでございますが、消防署で指揮隊を編成し、指揮車搭乗人員にあつては3人体制とし、指揮隊のうち1人は消防司令以上としております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 消防署で編成ということですが、消防署長の権限のもとで行われるということでしょうか。

町長、消防長、次長の現場での役割はどのようになっていますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消防長、次長、所長は、日勤勤務者でございます。災害に常時対応することはできないと考えております。

初動につきましては、党務の職員が車両に乗り込むことから、分隊長を指揮隊を行います。指揮隊が現場に到着したら、指揮隊が現場を指揮を行います。指揮隊は、情報収集、活動方針等を定め、所長、次長、消防長、到着の際には、情報収集、活動状況を伝え、その際、指揮権は上位の者に移る状況でございます。

町長にありましては、消防組織を管理監督する立場であり指揮権はございません。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 臨機応変ということで、分隊長が指揮を代行して現場に駆けつけるという状況だと思います。緊急の場合の通信業務でございます。この通信業務の担当者、指針では、31条で人口10万人ごとに5人となっております。消防年報を見ますと通信担当者は1人となっておりますが、実態はどうなっていますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 現状の運用といたしましては、通信指令室に常時2名配備してい

るところでございます。

幸田町では、3つの警防グループ制のため、通信員は各グループ2名で6名となります。消防署日勤、勤務をしている通信担当1名を加え、通信担当といたしましては、7笑みの配置をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 実際には、各グループに2人ずついて、合計7人でありますよということでもわかりました。

それでは、消防年報の消防職員資格取得表で見ますと、移動式クレーンの免許保有者が1人しかいないということになっていますが、1人で大丈夫でしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 移動式クレーン免許は、5トン以上が対象となっておりますが、幸田町消防本部の車両に積載してあるものは、移動式クレーン講習終了証があれば操作可能なものがございます。

現在、移動式クレーン講習終了証所も者は20名、移動式クレーン免許所も者が1名の計21名での対応で可能であると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 聞いてみないとなかなかよくわからない状況の中で、対応は十分できますということで安心をいたしました。

次に、整備指針の34条に消防職員の総数規定があります。本町の職員定数条例では、消防署の職員は60人というふうに規定しておりますが、実際の総数は、56人となっております。これで指針の規定を満たしているでしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 整備指針に基づきます現有車両数によります人員は103名となるところでございます。

平成29年4月1日現在の消防職員数は56名で、充足率54.4%となっております。

都市部の大きな消防組織では、車両ごとに人員を固定して行っております。幸田町のように小さな組織では、職員は救急救助警防の各事案の応じた車両に乗りかえて活動するようにすることにより、最小限の人員で各事案に対応しておるところでございます。

そのために、幸田町においては、1人三役で業務に当たれるように、各車両で必要な資格を取得し、訓練を行っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 1人の職員の方が、多くの業務を担当することになっておるということでもございますが、職務遂行に必要な能力の養成や、資格の取得については、どのように計画を設定されておられるでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 学校計画にありましては、5カ年計画を作成し、計画的に研修ができるように、愛知県と供用担当課長と会議を重ね、要望しているところでございます。

この計画を毎年、見直しをしながら実施しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それにしても、1人三役ということでもありますので、1人かけると3人分の欠員に相当するぐらいのそういった重要な事態というか、厳しい事態になっていると思います。

この1人でもかけると困るぎりぎりの状況の中で、やはり、その幹部の方たちは、職員の健康状態、これはしっかり気配りをさせていただけるというふうに思いますが、産業医などとの連携はどのようにされていますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 職員の人事管理につきましては、庶務課におきまして対応しているところでございます。

職員個々の状態把握を常に観察し、変化を察知しております。

消防職員安全衛生委員会というものを消防組織の中で立ち上げるとともに、役場の安全衛生委員会、健康相談にも参加し、職員の安全、健康の確保をするとともに、快適な消防環境の整備を図っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 次に、整備指針の第3条第1項第3号においてであります。諸部横断の自立強化と相互連携を深めることなどがうたわれております。また、36条では、消防団の業務がうたわれておまして、それを見ますと、火災の鎮圧予防警戒から武力攻撃事態に関する業務、自主防災組織等の地域に対する指導支援というように、消防署の業務と同様の業務がうたわれていると思います。消防年報の組織表におきましては、町長のもとで消防長と消防団長は同格の表になっております。組織図になっております。実際の現場での業務の分担や連携はどのように行われていますか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消防団との連携につきましては、業務の分担連携等、消防団役員会を開催いたしまして、消防本部と消防団の意見交換等を行い、連携をとっておるところでございます。役員会につきましては、平成28年度は6回実施しておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 役員会を開催して連携をとっておるといっておりますが、この構成メンバーはどういう方たちでしょうか。また、実際、火災の現場などにおいて役割や連携について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 平成28年につきましては、消防団の出動事案がございませんでしたので、現場での直接のやりとりはなかったところでございます。それで、役員会のメンバーでございますが、消防職員にあっては消防長、庶務課長、庶務課の担当者の3名。必要に応じて消防署も出席しておるところでございます。消防団にあっては正・副団長及び正・副分団長が会議に参加して行っているところでございます。

役員会におきましては、年度当初、新役員体制に加わった新入団員、団幹部の練習等

による現場活動の手順の確認、また火災シーズン前の出動訓練や実際の火災時の反省を役員会等で通常は行っておるところでございます。そうした日々の活動の中で日ごろから意見交換を行い、連携強化に努めておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） いろいろと細かいことを質問をいたしました。本町の消防力の実態がよく理解できました。施設や人員が十分とは言えない中で、一人一人の職員の方が多くの資格を取得して訓練に励んでおられる実態が伺われました。足りないところを気力で補うなど、やりくりして町民の安全・安心の確保に努力されておるところであります。私たちの知らない部分もたくさんございました。今後も私たち町民が安心して暮らせるように施設や人員の充実に努力をしていただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、稲吉照夫君の質問を許します。

3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。人の行き交うまちづくりをテーマに順番に質問をさせていただきます。

現在、全国的には人口減少に向かって進んでいる中、我が幸田町は人口4万人を超え、順調に発展していると感じています。愛知県下における活気ある自動車産業の恩恵を受け、企業誘致に対する努力も並々ならぬものがあり、発展し続けている幸田町が存在していると思っております。しかし、生活全般を考えたとき、本当に発展しているか疑問に感じるところもあります。例えば、町内JR3駅の無人化の通告であります。幸田町の玄関として発展していかなければならない幸田駅がJR東海の合理化のもと、いとも簡単に切り捨てられてしまいました。本当にこのままでいいのか。人の行き交う活気あるまちづくりを目指して今から考えていきたいと思えます。

まず、3駅+1の構想がありました。相見駅が開業して5年が過ぎ、相見周辺は順調に発展していると感じますが、3駅+1構想の進行状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 3駅+1の件は、JR幸田駅、三ヶ根駅、相見駅周辺市街地にプラス、ハッピーネス・ヒル・幸田周辺の地域交流拠点を加えた4局を都市の骨格を形成する都市核と位置づけて町全体としてコンパクトでまとまりのある市街地形成を計画的に誘導していくという、いわゆる土地利用計画の中でのコンセプトということで位置づけておまして、もとは第4次幸田町総合計画、平成7年からの策定のもので、それから第5次総合計画、そして今現在の第6次幸田町総合計画においても、この3駅+1と

いう4つの都市核を中心に各地域の特性を生かした景観に配慮しつつ、住民が快適に暮らすための都市施設を適正に配置するということにより、コンパクトな市街地の形成を目指すということとなっております。その中の市街地整備として、3駅を核とした都市施設の整備とハピネス・ヒル・幸田周辺の整備を行政の役割として位置づけているということでございます。

第6次の幸田町総合計画からは、この土地利用計画を都市計画マスタープランに委ねておりまして、実際にその都市計画マスタープランについても都市拠点の形成として位置づけておるということでございます。この進捗状況については建設部のほうからお答えさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 土地利用の進行状況としては、平成24年に相見駅が開業し、平成28年には相見土地区画整理事業の完了、幸田駅前区画整理事業については、平成34年度の事業完了を目指すなど、都市拠点の形成を順次進めてきております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） まだ進行の途中ということでございます。その中で、まず最初に1の部分、幸田町ハピネス・ヒルですね。これについて考えていきたいと思っております。

町民会館、図書館、プールと文化、芸能、スポーツの総合施設としてハピネス・ヒル・幸田があります。町民会館は開業して20年が経過し、町外の人たちにも会館のすばらしさを知っていただき、平成27年度統計で町民会館15万3,000人、図書館が10万4,000人、プールが11万7,000人、ハピネス・ヒル全体合わせて37万人強の来場者があります。多くの人が集まる施設があるにもかかわらず、周辺がいまいち発展していないのはどうしてでしょうか。これだけ多くの人に来てくれるのですから、飲食店、あるいはグッズの販売店など、商業施設があってもよいと思いますが、これはできないのか、つukらないのか、どういう形なのか、お聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） ハピネス・ヒル・幸田周辺は文化施設と住宅が共存するという基本計画を持った地区計画により、建築制限をかけ、まちづくりを誘導している地区であります。今後、ハピネス・ヒル・幸田周辺地区計画の市街地が発展していく中で、カフェや雑貨屋などの商業施設もでき、活気のある文化施設エリアが形成させることが好ましいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 今、お答えをいただきましたように、やはり、そういった憩いの場所、そういったスペースが非常に大事なと思います。今後とも、そういったことを目標に進めていただけたらと思います。

先ほども申し上げましたが、年間37万人の利用者があるということで、そのうち6割が町外の利用者であります。22万人強の人たちが駐車場は広いし、道路事情もよいので、車で来て、会館で楽しんで帰ってしまいます。何か非常にもったいない思いがするわけです。私の経験ですが、体験で幸田しだれ桜まつり、これは毎年開催されていますが、その中10万人ぐらいの方が来場されるわけですが、来場者の方が桜を見て、次

に何を求めるかといいますと、やはり、飲食店はどこですか、名産は何ですか、そういったものを、特に初めての方はそういった部分に興味を持たれます。そういった情報をやはりどこかで発信しないといけないなという思いがするわけです。

例えば、今の町民会館には15万人ですか、に来る方々に、そういったものを知っていただく。やはり、車で見えた方が町内の飲食店、あるいは特産品を求めて、そういう情報を載せたパンフレットをやはり町民会館なり、プールなり、図書館なりを置いて、来場者をそういった店に誘導する必要があると思いますが、現在、そういった宣伝活動、あるいはパンフレット等を置いて、そういう誘導の活動をしているかどうかをお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今現在はハピネス・ヒルには町外からも多くの方がおいでになっておるといこととございますが、現在、パンフレットなどのものは置いておりませんが、議員御提案いただきましたとおり、町の特産品ですとか、町内のお店などを紹介する案内用のパンフレットを置くことはとても有効な手段だというふうに思います。

今後、町民会館にこういったもの、資料、パンフレットなどを設置いたしまして、町内店舗への誘導などを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ、そういった活動をお願いして、やはり町外の人にもどんどん幸田町を知っていただきたいと思います。

先ほどの申し上げましたが、町外から22万人強の方が来てくれるわけです。やはり、その人たちの中には年配の方、あるいは自動車免許を持たない高校生以下の人たちもいるわけです。その22万人の1割にでもJR幸田駅であり相見駅を利用していただくように誘導することが、また今度、幸田駅前関係ですね、相見駅、幸田駅の駅前の活気を生むのではないかと思います。そこで発想が極端かもしれませんが、朝方の中根議員の質問にもありましたように、えこたんバス等、やはり、ハピネス・ヒルとJRの駅を結ぶという交通手段、こういったものをやはり、ぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） えこたんバスの関係でございますので、こちらでお答えさせていただきますけれども、このものは平成8年の福祉巡回バスから、その利便性・快適性を引き継ぐ形でえこたんバスを平成24年から運行していると。現状では、高齢者の通院とか買い物、また小学生のスクールバスというような形での主な利用となっているということで、役場が起点となっている背景には町の中央に位置しているという地理的要因が大きく、また利用者の待合施設としての利用も役場という形があるということとございます。駅から、そのハピネス・ヒル、またハピネス・ヒルから駅へという形での人をターゲットとした、そのバス運行については明確な目的があるわけですので、有効な移動手段だというふうに考えることはできます。ただし、このえこたんバスにつきましては、そのまま移行してしまうと、先ほど来ありました、その利用者部分の巡回バス

利用者の部分としては不便になるおそれがあるというところがございます。

また、幸田町への来訪者への移動手段ということで、先ほど答弁させていただきましただけども、このえこたんバスのあり方といったもの、公共交通としての、これ以外にもタクシーとか個別の部分のものも含めて小型化、そういったものを含めて、町の交通体系に関する課題として検討していきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ、そういった前向きに考えていただきたいと思います。やはり、それは人の流れをつくるのがまず重要なことだと思います。えこたんバスのルート変更というのはなかなか難しいようですので、そういった意味で別な形でぜひ考えていただきたいと思います。

やっぱり高校生や年配の方々がこれから特にだんだんと年配の方は免許証を返納して、車よりも公共交通機関を使うということがふえてくるかと思っておりますので、ぜひそういったことの配慮も必要かなと思います。

それで、ハッピネス・ヒルに来たお客さんを少しでも駅前に集約する、集めて駅前の活性化をこれからは求めていきたいと思うのですが、まず、幸田町にはJRの駅が3つもあります。そのうちの3駅それぞれ駅周辺には特徴があります。相見駅は開業して5年が過ぎて、先ほどの言いましたが大型店ができ、マンションも建ち、住宅街として町並みが形成されてきています。それに比べると幸田、それから三ヶ根駅周辺はどうなっているのか非常に心配です。

そこでまず、幸田駅周辺を考えていきたいと思っております。幸田駅前には昔ながらの焦点を中心にしたまちづくりがいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 昨年度、都市計画課において幸田駅前広場等基本計画を作成し、将来構想を公表させていただきました。本計画においては具体的な商業地域の店舗形態まではうたっておりませんが、駅の利便性向上による利用者増加が駅前商業地域の発展につながるものと考えております。

土地利用については地権者の意向もありますが、かつての幸田駅前のようににぎわい、発展するようまちづくりを推進してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 幸田駅前商店街ですが、幸田町の玄関口として発展してまいりました。そのような中、昔のにぎわいを創出し、活性化を促進していくにはかつての五十市などのようなさまざまな対策が必要かと思われまます。

また、現在進行しております駅周辺整備と歩調を合わせつつ、既存の商店街への収穫を目的としたイベント等の開催や消費者のニーズに沿った店舗経営改善を図ることも必要と考えております。

商店街の今後の発展に関しましては、駅前商店街が幸田町の目的、昔のにぎわいを取り戻せるよう、店舗や商店、商工会、行政と地元が連携し、取り組み強化がされるよう検討のほうしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） とにかくちょっと力を入れてほしいと思うのですが。最近変わったこととしましては、この3月に駅前に金融機関が移転開業しました。移転開業したことによって、看板が夜9時ぐらいまで照らされて、近所の方も周辺が明るくなって、町らしく感じるよという声もあります。ですから、今の駅前商店街は早い時間にもう店が閉まってしまって、シャッターがおりた店があり、夜は何か廃墟化さえ感じてしまう、そんな思いがいたします。

シャッターのおりた店のオーナーさんにたまたま話をする機会がありまして、したところ「出店したい方がいましたら貸していただけますか。」という問いかけをしましたところ「はい、いいですよ。」という返事をいただきました。

また、一方で駅前に毎月1回、駅前銀座でマルシェが行われているわけですが、そのマルシェのやはり出している、出店されている方にお聞きしますと、やはりお店は持ちたいですねという話が出ています。実際にマルシェへ来てみえる方でも、ほかのところで店を持つてみえる方、あるいは出したいとして準備をしている方、それぞれありましたけれども、一様にそういうお店が持ちたい、出してみたいということでございます。ですから、そういったシャッターがおりておところに、やっぱりそういった出したい店のマッチングというものを、今後、やはりどんどん進める必要ありじゃないだろうかというふうに思いますが、今のある、そういったシャッターのおりた建物を最大限に利用する、そういったものが必要かと思うのですが、どう考えてみえますか、お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市計画課において、昨年度空き家実態調査を行い、空き家や空き店舗の利活用を希望される所有者がいらっしゃることが調査でわかってまいりました。今年度、空き家対策計画を策定する中で、産業振興課並びに幸田町商工会とも連携をとり、幸田駅前にかかる調査結果が有効に活用できるよう協議を進めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 全国的に大きな問題となっております、いわゆるシャッター商店街ということですが、駅前商店街、幸田駅前商店街でも例外なく、そうなっているというふうに感じております。幸田駅前商店街の店舗数は平成元年に73店舗でしたが、現在は35店舗というふうになっております。

議員言われましたように、これら店舗活用に関する方策の1つに空き店舗を利用した貸し店舗による新規出店、開業などが考えられます。先ほど、建設部長のほうでもございましたが、空き家実態調査の空き店舗の利活用を希望される所有者の情報を参考とさせていただきますながら、空き店舗利用における貸し手、借り手、双方のマッチング、そういった手法などについて検討し、出店、開業へとつなげていけるよう、町商工会とも協力して考えていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひいろいろな方に協力を願って幅広く情報を集め、ぜひ1日も早くそういったシャッターが開くように努力をお願いしたいと思います。

次に、駅前整備計画の中のBブロックのほうですが、先ほども言いましたように金融

機関の開業で、昼間はもちろんのこと、夜も看板の明かりでちょっと雰囲気が変わった変化を感じているのは私だけじゃないと思います。そういった意味で、今、そういう気分がちょっと出た、ムードが出たときにより具体化したまちづくりを提案する、いい今が時期ではないかと思います。といて、余り大きな経費のかかることをやっても難しいかなという思いがあります。最終的にはいろいろな大きな企画というのが必要かと思いますが、まず、余り経費をかけない形で人を集めること、例えば軽トラック市みたいな、そういった昔ありました朝市ですか、そういったものの企画というのはどうなのでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 金融機関の開業は幸田駅前地区にとって喜ばしい出来事で、共同化、Bブロック出店への関心が高まればと期待しています。Bブロックについては地権者から土地利用の意向確認をした結果から、借地による開発で参加希望の企業を当たっているところです。

御提案のありました形態であれば、借地による土地利用に合致すると思われしますので、そのような意向を持つ企業や出展者を地権者に紹介していきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひいろいろな角度で検討を願いたいと思います。また、もう一つの案としまして、コンテナハウスのようなもの、あそこであればかなりお店、10店やそこら簡単に並ぶのじゃないかと思うのですが、そういったお店を、やはりこれもコンテナハウスでいくと3坪、4坪ぐらいのスペースでしょうか。やはり、そこに飲食店や雑貨、あるいは趣味の店など、いろいろな店が来ると昼夜、人が集まってにぎわいのできるのじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 御提案のありましたコンテナハウスという形態も借地による土地利用に合致しております。そういったアイデアも含めまして土地利用が進むよう出店希望者等の紹介を進めていきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） あくまでも借地ということと言われております。それ以外にないかなと思うのですが、やはり最終的に駅前は何か大きなもの、きちっとした、きちっとしたと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういったふさわしいものは建物が必要ではないかなという気がいたします。今言った、そのトラックだとか、コンテナハウスとか、そういったものは一時しのぎと言ったら申しわけないのですけれども、やはりそういった人を集めるということをまず考えますと必要だと思いますし、今後どうするのかということがあれば、やはり、複合ビルですか、例えば役場の住民課なり福祉課など、住民の方の利用度の高い、そういう役場の出先機関と、またお店をマッチングすれば、複合施設というものを考える必要があると思いますし、これは一例ですけれども。また、駅周辺のそういった宿泊施設等、やはり、そういった総合的なものをつくる前段階として、それが必要だと思います。そういった意味で将来そういった複合施設、あるいは大きな何かをやってみたいというものが行政として考えてみえるものがあるか

どうかお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） Bブロックへの公共施設の設置や、町がBブロックに用地を取得する計画は現在のところありません。しかし、民間活力を活用した複合商業施設等の計画建物内に役場出先機関を展開することも一つの住民サービスのあり方と考えます。

どのような形となるかは今の段階では申し上げられませんが、幸田の町の顔にふさわしい景観形成に資する形での検討を進めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ長期展望を見ながら、やはりそういった、まず今の駅前に人が集まることを中心に検討を、実現をお願いしたいと思います。

そして、次に3つ目の三ヶ根駅周辺についてですが、3月20日に開業50周年を迎え、駅周辺の変化、活性化が求められていると思います。深溝地域については、深溝松平家墓所、本光寺、深溝断層などが近くにあり、三ヶ根駅周辺は歴史と文化を中心とした観光のまちづくりがよいと私は考えますが、具体的な構想はお持ちでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市計画マスタープランにおける三ヶ根駅周辺の構想でございますが、都市づくりの基本方針は南部地区の玄関口であり、地域、観光サービスや周辺観光施設との連携を図った施設整備であります。御提案のとおり三ヶ根駅周辺深溝地区は、歴史的な資産や文化遺産を有しておりますので、観光の玄関口となるよう計画に位置づけております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 環境の面からも一言、言わせていただきます。議員の言われますように三ヶ根駅周辺を含めた深溝地区には国指定史跡、島原藩主深溝松平家墓所、三河のあじさい寺とも言われておるわけでございますが、あじさいの名所となっております。県指定天然記念物であります三河地震による地震断層、深溝断層等、歴史的史跡などの観光資源がございます。昨年度、これを紹介する案内看板のほうを三ヶ根駅東口に設置いたしましたわけでございますが、これは地区を訪れた観光客が周遊、散策していただけるように設置したものでございます。

先ほど、建設部長のほうも申しましたが、都市計画マスタープランには三ヶ根駅を周辺都市の観光の玄関口となるように位置づけております。したがって、この地区にあります本町を代表する歴史的観光資源を利用し、活力あるまちづくりに向け、そして観光の玄関口としての人の整理を今後とも順次検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ありがとうございます。私と考えが同じだったらよかったなと思うわけでございますが。

それで、そのときに、今、実際にあそこにある本光寺、それから郷土資料館、本光寺には松平墓所もありますけども、一体として本光寺、そして深溝断層への来場者というのは年間どのぐらいあるのでしょうか、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 郷土資料館につきましては、平成28年度の実績で8,600人程度の御来場をいただきました。それから、本光寺につきましては町として統計的な把握はしておりませんが、近年の本光寺さんへの聞き取りによりますと、このところ大体年間3万人から3万5,000人程度で推移をしておるといってお話をいただきました。それから、もう一つ深溝断層でございますが、これは断層につきましては特に管理人を置いておらず。要は置いていないという状況でございますので、来場者数の把握は申しわけございません、できておりません。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ちょっとやっぱり郷土資料館も、やはり年間、例えば3月はひな祭りの飾りがあったり、5月は端午の節句の飾りがあったりとか、じきじきにそれぞれいろいろな企画をさせて、しておってくれるのですけれども、何かちょっと少ない、寂しいなという思いがいたします。やはり、もっともっと人が集まってくれるといいなというふうに思います。先ほどありました本光寺、お宝が出たときは即、毎日のように行列ができて見学した私もそのうちの1人でありましたけれども、そういったところのやはり今後、お宝がどうなるのかわかりませんが、そういった、あと今、奈良のほうへ行って研究材料として届けてあるということで、今、手元にないというふうに聞いておりますが、そういったものの今後のPRの仕方とお考えは何かお持ちでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員仰せのとおり、お宝で注目を浴びました平成21年度につきましては、聞いたところ4万8,000人ほど本光寺さんのほうへ来場があったというふうに伺っております。先日配付をさせていただきました史跡島原藩主深溝松平家墓所整備基本計画書の中でも、史跡活用のため、本光寺への誘導板や案内板等整備についても位置づけをしております、それらの御案内のハード整備とあわせて、そういう観光客が見たくなるようなもののPRも努めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ともかく大いに宣伝をしていただいて人をたくさん訪れるように努力をしていただきたいと思います。

それで幸田駅もそうですが、鉄道を挟んでのまちづくりというのは全国どこでも、どこの地域へ行っても苦勞しているというふうに聞いております。そこで三ヶ根駅をいつ開通するかわかりませんが、一つ大きな私の考えとして、大きな問題として、駅と郷土資料館なり博物館をあわせたものをつくっちゃったらどうだろうと。やはり、駅をおいたらすぐそこにすつと行ける。まずそこから深溝地区の文化的、歴史的なものを資料、あるいはそういったものを学んでいただいて、それで本光寺、あるいは資料館、断層に散策、あるいはウォーキングを楽しんでもらうという考えを持ちましたがいかがでしょうか、この案は。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 駅舎を絡めてということになりますと、町のやる気だけでは何ともならない部分はあるかと思えます。ただ、議員も御心配いただいておりますように

郷土資料館や博物館等、文化財を公開する施設については集客に苦慮しているという施設が多いようでございます。それらを駅舎と併設、近くということであれば、その利便性が向上することは間違いないということは思われます。駅の周辺の活性化にもつながるといふふうには思います。この先、郷土資料館について具体的に検討を進めていくときには、一つの手法として研究はさせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ大きな夢を描いて、やはりいろいろな角度から考えて駅、あるいは駅周辺が活気づくようにどんどん企画していただきたいと思えます。

それで、最後まとめとして、先ほどもお話ししましたけれども、町内にはハピネス・ヒル・幸田、また大日蔭グラウンド・ゴルフ場、そして、深溝松平家墓所と県内外に評判の高いそういった施設があります。しかし、その周辺の整備、これが非常におくれているなという私は思いがいたします。町外から訪れた人が少しでも滞在時間を長く、多く持っていただくことによって、子種を落としていただける、これを町の活気・発展と私は思えます。

また、本年においては島原市との友好提携が結ばれようとしています。やはり、本町に見える方が、見えるのは確実で、町内でおもてなしできる環境を整えるべきと私は考えます。そこで訪れた方が持ち帰ったお土産が幸田町のイメージをつくるというのが私どもの考えることでありまして、そういった名産がたくさんというもののPR・開発も町の発展に寄与するものと考えますが、こういった面の力、今後の計画等はどうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今現在、道の駅、筆柿の里・幸田では、さまざまな地域からの来客者に対しまして、町の特産物の紹介や観光情報などを発信しております。今週末には島原のほうからも出店を予定しておる状況でございます。

そういった情報の発信による交流人口の増加を図り、農林産物のPRイベント等も積極的に開催している施設となっております。また、新たな取り組みとして食堂メニューの見直しをしまして、目玉となるような商品開発についても現在、町、筆柿の里・幸田双方で協議しておる状況でございます。

そして、商工会や商店街にもこういったことの投げかけをしまして、地域の特産品を使用した新商品のアイデア等も、その敵対とも考えております。今後とも幸田町の魅力発信や、そういったところでイメージアップにもつながるような努力をしていきたいというふうを考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひどんどんとPRしていただきたいと思えます。

ことしの予算方針の中で、未来の笑顔につなげる環境づくりを掲げています。産業も活発になり、人口もふえ、我が幸田町は発展していると思えますが、しかし、見える景色は寂しい、先ほども話しましたように状況です。特に幸田・三ヶ根駅周辺の具体的な構想を示していただいて、これからも夢のある幸田町を築いていただくことをお願いして、次のテーマに移らせていただきます。

次は、自転車の活用について。これは自転車活用促進法というのが施工されて、5月には自転車安全利用月間というものがありました。5月終わってしまいましたが、自転車は日常生活において一番手軽で便利な移動手段だと思います。特に、小中学生、あるいは高校生にとっては自転車しかないと言っても過言でないと思います。また、通勤になくはならない方も多く見えると思います。しかし、道路事情も決してよいわけではありません。事故に遭ってしまえば命も落としかねない、ある意味危険な乗り物でもあります。そこで、まず自転車に絡む事故の発生件数はどのような状況なのか伺いたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員おっしゃられるとおり、自転車はエコであり、大変便利な交通手段であると思いますが、無防備であり、事故に遭い被害者となる危険性も高い一面もあると思います。幸田町内におけます自転車に関係した交通事故の発生状況につきましては、平成27年中に31件の軽傷事故の発生が報告されています。また、平成28年中には29件の事故が発生し、そのうちの3件が重傷事故でございました。ことしに入り4月末まででございますが、11件の事故が報告されています。これらは全て自転車と四輪自動車との接触事故であります。また、自転車の危険性という意味では、自転車が加害者になる危険性も近年大都市等で特に指摘をされております。幸田町内においては、自転車が加害者となる事故は2年以上発生をしておりません。しかしながら、岡崎警察署管内では平成27年に自転車と歩行者の軽傷事故が5件、自転車同士の軽傷事故が5件発生いたしました。また、28年中には自転車同士の重傷事故の発生も報告されており、町内の生活道路の一部では自動車、自転車、歩行者が混在して通行せざるを得ない危険な箇所があることも事実であり、幸田町も近年都市化されてきており、今後は自転車が加害者になる事故が発生することも十分考えられます。自動車のドライバー、それから自転車の利用者、歩行者、これら全ての方々が交通安全を意識し、交通ルールを守っていただき、お互い相手を思いやる気持ちを持つことが事故防止のための重要なことであるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 非常に痛ましい事故も起きているようでございます。そういった意味では、小学生、あるいは中学生、そういったところに子どもさんたちに、やはり交通指導、特に自転車に乗る指導というものが当然必要になってくるかと思いますが、現状、学校での指導はどうなっておるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小中学校での自転車の使い方等の指導についてでございますが、現在、本町では中学生の一部が通学に、小学生は家庭で自転車を使用しております。その使い方の指導につきましては、特に自転車の使用の初期となります小学校段階において、交通安全教室として全小学校にて実施をしております。交通安全教室では岡崎警察署員や地元の駐在官、または交通指導員さん等にきていただきまして自転車の乗り方や交通ルールなどを実際に校庭で自転車に乗りながら、体験的に学ぶような教室を行っております。また、中学校におきましては、交通安全教室という形では行っておりません。

が、特に1年生を中心に年度の初めや部活動での自転車による遠征前等、折にふれて、安全な自転車の乗り方、交通ルールやマナーについて指導をしておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひしっかりと指導してあげていただきたいと思います。そのルールもそうですが、時々見かけるのが自転車の整備不良というのですか、そういったものを見かけるわけですが、そういった整備の状況というのは実際には指導されているのか、現実、そういったことは点検を義務づけるとか、そういったことをされているかどうかお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 一部の小学校では、交通安全教室の際に整備点検も行っておるといようなことも行っております。子どもたちに、その都度、自転車に乗るに当たって、毎回点検をするということを習慣づけることはなかなか容易ではございませんけれども、使用時に異常を感じたら放置せず、速やかに点検や修理をすること等を折に触れて根気よく指導していくことが重要であると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） そういったところも徹底して少しでも事故を未然に防ぐように努力を願いたいと思います。先ほどの交通事故の件数等の中でも触れていただきましたけれども、自転車が実際に加害者になるということが最近特にふえておるわけでございます。そういった意味におきまして、大人も大事ですけども、特にこの学生、高校生、中学生等、やはりそういった人が加害者になってしまうという場合も考えられるわけですので、そういった面で、やはり加害者になってしまった場合の不幸というものは非常にはかり知れないものがあるかと思いますが、そういった面についての対策といいたいまいしょうか、準備といいたいまいしょうか、そういったものは何か各家庭、あるいは学校の中で指導されているのかお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 児童生徒が事故の加害者になった場合の損害賠償保険にかかるお尋ねであると思いますが、学校として、まとめて団体保険に加入をしているというようなことはしておりません。しかしながら、議員が懸念されるような心配も確かにございます。その関係で、全小中学校におきましては、愛知県小中学校PTA連絡協議会があっせんをしております小中学生相互補償制度、保険ですけれども、の御案内を全児童生徒の御家庭にしており、その加入につきましては保護者にお任せをするという形で少しでも転ばぬ先のつえとしての保険ということでお願いをしておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ、やはり万が一のことを考えて、やはりそういった強制はできないでしょうけれども、そういった面の心配される方にはそういった道を開いてあげていただきたいと思います。

そこで、先日の新聞紙上でも出てましたが、5月が自転車安全利用月間となっているということで、この間、新聞では交通安全大使とか、岡崎・幸田セーフティレディとい

うことが紹介されて、交通安全の啓発活動に参加したとありますが、この組織とか、このあれはどのような形でできたのか、どのような形の活動をされるのかお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、お尋ねの交通安全大使及び岡崎・幸田セーフティレディにつきましては、岡崎警察署が交通安全運動を推進するために委嘱をされているというものでございます。この交通安全大使につきましては、幸田町のキャラクターでありますえこたんが平成28年4月から委嘱をされております。また、岡崎・幸田セーフティレディについては、岡崎警察署管内の事業所から8名の女性が委嘱をされております。本年度につきましては5月17日にイオンモール岡崎にて委嘱式が実施をされ、幸田町の事業所といたしましては、デンソー幸田製作所と双葉産業幸田工場で各1名、合計2名の方が委嘱をされております。この交通安全大使と岡崎・幸田セーフティレディの活動につきましては、交通安全キャンペーン、またイベント、こういったものに参加するなど、交通安全の啓発活動の一翼を担っていただいているというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） そういった活動の中で、やはり交通安全等啓発活動をしっかりやっていただきたいと思います。そして、今、その自転車が安全に使われるというのは非常に大事なことなのですが、町内の道路の現状は、今、自転車が安全に走れるところはないに等しいと思います。そこで、各中学校、あるいは高校付近に、あるいはJR駅付近については、自転車専用道路というものを設ける必要はあると思いますが、また、今、道路の拡幅工事等を含めて、そういった工事をされる場合に自転車専用レーンというものを確保することがこれからは必要じゃないかと思いますが、そういったところのお考えはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 町内の道路は自転車専用レーンを想定した道路構造をしておりません。したがって、現状のままでは自転車と歩行者、そして車との動線を分離し、専用レーンを設置することは構造的に難しいと考えています。とはいうものの、事故原因を分析し、何らかの方法で自転車と歩行者を分離し、車からも自転車を意識させることは大切な施策の一つであると考えております。

一例として、都市計画街路、芦屋蒲郡線の幸田駅から郵便局までの区間は都市計画決定幅員が20メートルで、このうち歩道等の幅員として5.5メートルと比較的広い幅員で計画されています。本路線は、駅を利用する通勤・通学の自転車も多く通りますので、本町といたしましても、自転車と歩行者がさらによりよく共存して安全に通行できるよう、整備当初から自転車歩行者道等の計画幅員の範囲内において、啓発サインの設置や自転車専用通行帯のカラー表示を検討していただくよう道路管理者である愛知県へ働きかけてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ実現できるところからはやっていただきたいと思います。

そして、最終的にやはり自転車を使った方が置かれる駐輪場ですね。特に駅、幸田、三ヶ根、相見、どこでもそういった駐輪場あるわけですけれども、やはりそういった、

今後、駐輪場の整備もやはり必要になってくるのではないかなと思います。特に、自転車をどんどん使ってくださいということをお願いするに当たっては、やはりそういった面のやっぱり後はアフターの設備ですか、そういった使い勝手のよい駐輪場というのを必要かと思います。そういったものを今後とも駐輪場の整備も各駅においてはお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 駅周辺での使いやすい自転車置き場の整備は、駅周辺整備交渉において必須と考えております。基本的な考え方としては車両と歩行者、そして自転車の動線に配慮し利便性が向上されるよう駐輪場整備を関係課で検討してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 産業振興課のほうで所管いたしております駐輪場でございますが、現在3駅周辺に7カ所ございます。駐輪課の総数は1,600台ほどとなっております。駐輪場の管理につきましては、特に利用者が多いところにおいては自転車の見回りや整理整頓などの、そういった業務をシルバーのほうに委託し、安心して利用できる地理上環境の維持に努めておるところでございます。なお、本年度においては幸田駅西の平家建ての駐輪場2棟の改修工事を予定している状況でございます。そして、今後の駐輪場整備につきましては、駅周辺の開発計画との調整も図りながら、利用者が使いやすくなるよう前向きに検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの駐輪場のことでございますけれども、今、環境経済部長も答弁させていただきました。今、稲吉議員でいろいろなお話がございました中で、駅の南駐車場の屋根につきましては、また修繕をさせていただきますけれども、以前から東側の幸田駅の駐輪場につきましては、いろいろな方から御質問がありまして、不作だ不作だというような話もございまして、何とか形にしていきたいというふうに思っております。今、駅前の再開発をしておりますし、電線の地中化等々の工事が終了してきた段階で、現在、駐輪場の再整備をやっていきたいなというふうに思っております。それは、将来にわたる大規模な駅の橋上化ではなくして、そのちょっと前の段階でやっていきたいなというふうに思っております。先ほども車とのハピネス・ヒル等々の3駅+1の話もたくさん出ましたのですけれども、今、幸田町が行っておりますレベル4の移動走行が相見だとか幸田駅とか、ハピネス・ヒルにまたがって、それが本格的なレベル4でございますから、将来的にロボットタクシー等々が幸田駅前から町民会館へ自動で行くとか、相見駅から行くとか、そういう夢といいますか、そういうものをイメージしていただいて、幸田町としてもこの夏からレベル4のロボットタクシーというのですか自動走行が始まってまいります。そういう全体に幸田駅がもっと華やかになるような形なものを実相していきたいなというふうに思っておりますので、地域の皆さん方も大変いろいろ御心配をかけております。駅前がなかなかうまくいってないのではないかなというお話を伺っておりますので、そういうもの、ロボットタクシーだとか、新たなものを入れ込んで町が活性化することと、駐輪場につきましては何とか先般も逢妻とかいろいろなところへエレベーターがあったりエスカレーターがあったり、いろいろなと

ころを視察してまいりまして、大変狭いところでもやってらしたので、町のほうとしても簡易的に駐輪場につきましては一方前進したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ぜひ1日も早い実現をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時30分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。

本日の会議を延長したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を延長することに決定いたしました。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について順次質問をしてまいります。

まず、企業立地、誘致について問うものであります。

企業立地課が2012年、平成24年4月に設置をされて5年が経過をいたしました。5年間の仕事、その成果などを問うものであります。町長の施政方針は企業立地につきましては、企業立地マスタープランの推進、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努めます。このように述べております。しかし、この5年間、企業立地課の仕事で特徴的なことは何なのか。それは幸田町農協のジョイプラザ、つまりAコープ。Aコープの撤退。撤退に当たって幸田町がAコープに5,000万円、町の補助金出しておりましたよね。補助金適正化法によって補助期間満了前に撤退をした場合、残余の期間に応じて返還を求める、こういう規定があります。つまり5,000万円、町の補助金を交付しながら、25年のうちの半分、ちょうど半分です。ということは、2,500万円、幸田町農協、Aコープから補助金の返還を求めなきゃならんわけ。しかし、町長のツルの一声でそんなものはもうからん、補助金返還させんでもいいよと言ってAコープ、つまり農協にくれてやったと。しかし、もうその段階で跡地にどこが出てくるのか、エアウィーヴが出てくると。エアウィーヴに実質的な土地の取引、建物の取引を安価にする、つまり、Aコープに対して。エアウィーヴに対しても補助金をくれてやる、こういうやり方で企業立地だと、企業誘致だと、こういうことで進んできた。これが2014年、平成26年6月の仕事であります。私からすれば、これが立地監として、あるいは企業立地として初めての仕事じゃなかったですか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員のおっしゃるとおり、旧ジョイプラザが

撤退とする、そういう環境のもと、幸田町でほかに滋賀県の長浜市に土地があるエアウィーヴが、土地がなければ全体をもって長浜に行く、そういう情報を得た中での仕事のひとつとして思っておる次第でございます。

○14番（伊藤宗次君） 俺、そんなこと聞いたか。初めての仕事じゃなかったかと聞いているだけ。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員の言われる初めての仕事か。企業に対しての初めての仕事というところではそのように感じておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたの初めての仕事ですね。本来補助金適正化法に基づいて補助金5,000万円のうち2,500万円、農協から返還、Aコープから返還を求めなきゃならんけども、あなたの言われたようにエアウィーヴが職種を伸ばして、何とかあそこをと言って保険を確保されたわけじゃん。Aコープとエアウィーヴがここへ進出をするということで協定を結んだわけ。オーケー、いいですよ。そのときにあなた方はせっかく来ていただく中の補助金2,500万円くれてあげましょうと。こういう仕事と橋渡しをしたのがあなたの一番初めての仕事でしょ。具体的に申し上げたわけ。そうでございますというのはそうでいいの。わかったようなわからんような答弁をするのじゃなくきちっと言っておきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員が言われる企業立地課として、エアウィーヴ、当時業績の拡大であって、倉庫組み立ての作業が困難であった。そういったところのお話を受けて、Aコープのジョイプラザ等々にお話をつなげた。その仕事は企業立地課のお仕事でございました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、話を続けたよと。補助金適正化法に基づいて、本来返還を求めなきゃ、補助金2,500万円、それはくれてやったということなのですよ、実質的に。そういうことも全部橋渡しをしたわけでしょ。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員が言われる補助金適正化法につきましては、当時の産業振興課等々と町内会議を行い、そこで要項等に基づいて適切に処理をした、そのように記憶にございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 役所というのは今、森友だ加計だという中で文科省の中で、何か言うたあっても確認できませんでした。ないとは言わん。あなたも言ったように2,500万円くれてやったのだけでも町内で、いわゆる庁舎内で協議の上で適切に処理しました。これが行政用語、お役人の隠れみのの言葉、適切にしようというのは何なのか。本来、補助金の返還を求めなきゃいかん2,500万円を適切に処理をしたという具体的な内容は、具体的な内容はどういうことですか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 大変申しわけございません。補助金適正化法につきましては、当時の産業振興課のほうで取りまとめ、私のほうでは詳細な状況の資料が手持ちにございませぬ。申しわけございませぬ。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまりどういう形にしましても、あなた方が、企業立地課ができて2年目の仕事としてAコープの用地撤退に伴う施設と用地をエアウィーヴに引き渡す、それに当たってはえらい安価で、実質的な町の補助金を加えて、2,500万円加えてやったよという企業優遇のことですよ。こういうことを私は基本的にそういうことを申し上げたい。本来2,500万円、町民の税金ですよ。町民の税金をわけのわからんく、町内協議をやって適切に処理をしましたと。2,500万円、町民の税金だけど、私は知りませぬよ、担当じゃございませぬですよ、産業振興課の仕事ですよと言って責任逃れをする。それはともかくとして、そういう仕事しか今日まで基本的にしてこなかったのが立地監、あなたの仕事。で、それ以降何をやったのか。午前中の企業立地にかかわる質問もございませぬ。つまり、プレスレクチャーだとか、ものづくり研究センターだとか、そういう本来企業立地と、あるいは企業誘致というところに結びつかないで一過性でころころころ目先を変えていく、そういう取り組みの連続ではなかつたですよと、こういうことですよ。ですから、結果的には、地に足をつけない5年間でしたよと、こういうことですよ。その一つの例としては、国から5,000万円、町のほうに補助金をもらって、それを豊根村のチョウザメだと言って5,000万円。豊根村へ出したのですよ、あなた方、議会の説明では。議会の中でいろいろな批判があると、いや、あれは豊根村がやっていることに対して經由して、豊根村が經由して県のほうに来ましたよという形でごまかしてたから。で、町長は何してた。豊根村へそんなばかなことがあるかと言って、議員がバスを仕立てて現地を行った。現地を行ったときに町長はおらんかった。チョウザメを食べに来ました。5,000万円を出したチョウザメ養殖について食べにきました。食べにきまして、わずか3分の町長の来賓挨拶、3回もチョウザメを食べにきたと言って、幸田町長の極めて軽さを印象づける、そういうことをやってきたわけですよ。それともう一つは、そういうことをやりながら、名大のプラズマだ、低温プラズマだと言って、イチゴだナスだという形の中でどんどん変えていく。そして、その後、今、何かといたら、先ほども話もありましたように自動走行だと。そういうのが町民の目線、町民の生活から地に足をつけた取り組みですか。こういうことなのです。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員おっしゃられるエアウィーヴの中継ぎの後のお仕事としては、私どもとするとプレステージレクチャーズに来ていただいた蒲郡市の飯島精密工業さんが、野場に新しく指定集積業種として開発を決めていただいた。それと、町内のカンドリ工業さんが幸田のものづくり研究センターのスクール生となつていただいて、そこで先端の技術をとつていただいて、桐山に進出していただいた。そういうところを現在、次の段階でやっておるところでございませぬ。

そしてまた、議員が言われました名古屋大学との加速化交付金、推進交付金につつま

しては、総合戦略の推進委員会等々にお話をし、総合戦略の中にも位置づけてある事業だということを御理解いただければ幸いです。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 名は体を表すということわざがあります。つまり、企業立地だと。じゃあ企業立地とはどんな仕事をやるのかといたら、企業立地だ、企業誘致だよと町長は言う。じゃあ、この5年間で町外から、町外の企業が新たに町内に立地した企業はどれだけありますか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 委員の御質問では先ほど申しました蒲郡市さんから来ていただいた飯島精密さん、そして、須美の南山に出ていただきました刈谷のアイシン辰栄さん、これらが企業立地課ができてから新しく進出をされた町外の企業でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう中で、午前中の議論の中であなたが答弁したのは、財政力のない幸田町では、用地、工場用地のストックが難しいので企業誘致はできませんよと、こういう答弁をしておるのですよね。それはまあ、そういう見方もお説のとおりだろう。そうしたときにあなた方が何をあがいておるのか、今。須美の東山、前山、特に東山については、農業振興地域における農地の造成事業が完了しても完了じゃいかんと。完了しちゃったら、農地農業振興地域における農地造成事業が確定するから、まだ完了検査せずという形、一生懸命頑張りながら、船着けずと言って、あなた方が何時やっておるか。中村精機、六栗にある中村精機にあそこが適地だから、工場進出をしてみると、こういう働きをされたでしょ。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員がおっしゃるとおり、企業誘致をして、立地課ができて5年というところでございます。議員が今、言われた須美の東山にありましては、おっしゃるとおり六栗の中村精機が進出を希望され、当初は10ヘクタール等々でございましたが、1日も早く工場の第1号を稼働したいというところでございまして、開発方法の変更をされ、指定集積業種ということで、今、区域申し出を東山ではやっておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただ、そうしたときにあなた方、都合の悪いことだとちょっと手を引いてある、町長と一緒に。町長もその中の一員だ。東山が農地造成事業が完了して、農振地域であるけれども、そこに中村精機を進出をさせたいと。こんないい土地だから早いところ手をつけ、手付金を払っておかんとほかのほうに持っていかれちゃうよと言ってあおり立てて知財の1割を地権者に支払ったと。いろいろな経過を言ってるから、そのこと言いたい。今日は全額地権者に中村精機から知財が支払われたと。しかし、何だと言ったら、あなた方、二言も言わない。東山は、あれは民間開発ですよ。私どもは知りませんと言って、さっと手を引いて、農振除外、農業振興地域の除外をすること。都市計画法に基づいた地区計画、こうしたことも含めて、手続的なことをちゃっとやら

なきや、1日も早い工場建設を願って中村精機は手を上げたけども、いや、それはできませんですよと言うのがあなた方だもので、中村精機の周辺から、町長と立地監にだまされたと。全額お金を払っちゃったのです。だけど、いまだにそういうの。今、何とかかんとかへ理屈をつけて、今、事はちょこっと進み出したかなというふうに思うけど、そういう町長の言う企業立地だ、企業誘致だと。立地監が一生懸命町長をあおり立てて、町長もその気になっちゃって、ちよろちよろちよろちよろして、立地監が勝手放題なことをやっておるけれども、そういうこの東山の関係からいったら、そういう事実関係についてはどういうふうに思いますか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員がおっしゃられる知財につきましては、まことに申しわけございません。地権者のほうから情報をいただいておりますので、全体的にいただいたというところは聞いてございません。あと、地区計画でございますが、当初は地区計画を目指しておられたのですが、4月の17日に中村精機本社の方と中村精機が委託をした設計者の方が来られて開発方法の確認をし、地区計画ではなく指定集積業種で区域申し出を行うという3.5ヘクタール相当の開発区域で、現在、鋭意事務を推進している状況であるということを御報告をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、農振地域だ。農振除外が入ってくるよと。都市計画に基づく都市計画だといって、それは法をクリアしないといかんで、規模を縮小しましたよと。あと、規模を縮小して、3.5ヘクタール、当初10.5ヘクタールだった。それを縮小して、ともかく唾をつけるたちだと。工場を立地すれば、それを増築増築という形で持っていけば、10.5ヘクタールは目標を達成するわけだ。突破口として3.5ヘクタールで農振除外をしようと、こう一生懸命たくらんで地方創生の特別委員会にもあなた方が資料を出された。一生懸命企業庁に要請活動をしておりますが、その企業庁への要請活動の内容は具体的にはどういう内容ですか。東山もしかり、前山もしかり、前山の話は後ほども申し上げられるのか。受けるけれども、要は企業庁への要請の内容を具体的、そして企業庁はどのような対応をしているのか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） まず、前山につきましては、せんだって4月21日に企業庁に出向き、平成28年度の調査業務の内容を報告させていただき、当初盤面低目にし、少しでも面積を広げようとしておったのですが、若干岩がボーリングデータをやったら上のほうまで出ておった。そういったところで、来年度の平成29年度予算の調査業務をいただいて、県の企業庁とお話をさせていただき、若干の盤面計画を変えて、何とか早期に各種法律の調整をいたしまして、企業庁のほうから事業の決定を何とかいただけるように、現在、鋭意調整中でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は企業庁に一生懸命頼むわと言って、あなたが要らんことをやって、28年、29年度で前山の地質調査だ、ボーリング調査だと言って、合計1,600万円注ぎ込んだ。何だと言ったら企業庁の要請でやっておりますわというのが一番初

めの答弁。そんなばかなことをやるわけじゃないか、いつやったんだと言ったら、いや、あれは企業庁の要請があったら応えられるように地質調査をしますよと、こういう答弁ころっと変えたわけだ。企業庁がそんなことをやるわけないでしょ。あなたも言われたように4月21日に来庁したと。来庁というのは企業庁に行ったと。そうしたときに企業庁のほうに前山を何とかしてくれんやと言って、これは幸田町だけじゃないの。ほかの自治体も全部のをそうやって、要はことしの6月から7月ごろに企業庁の内部で審査会があります。その審査会のテーブルに前山をのせてもらいたいよと、のせてくれんやという話をしに行ったわけでしょ、違いますか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 今、議員が言われた平成29年度の予算につきまして私の言い方がまずく、議員さんに不愉快な、ちょっと誤解をさせてしまったということは深く反省をしておるところでございます。

今、議員が言われたように、前回、企業庁に行った4月21日におきましては、今年度議員が言われるように造成の審査会を行っていただき、その関係上をあわせて、調整区域の地区計画等々の連絡会等々を何とか県庁のほうでやっていただきたい。企業庁には早期に議員がおっしゃられる用地造成事業審査会、こちらのほうを夏に実現をしていただけるように重ねてお願いをしておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、企業庁の審査会のテーブルにのらなければ、いや、前山だ、東山だ。東山何とかはうまくごまかしちゃうぞと思うけど。いずれにしても、あなた方は自分たちじゃやれんし、やろうという気もないけれども、企業庁に何とか企業用地を造成してもら。企業庁が乗り出せば、それはセットで、進出する企業もセットでやるわけですよ。そういうことを狙って一生懸命やっておられるけれども、そうした形の中で、あなた自身がどういう今日に至るまでの活動をしてきているのかと。これは外から見ても職員の中でも言ってるように立地監の席は温まった試しがないと。きょうも出張、あしたも出張、この1週間ずっと出張だと。どこへ行ってるだと言って、職員に聞いたら、いや、私どもには、職員には立地監から一言も話がありません。じゃあ、ここの並みいる部課長が出張するときに、部下に、おい、きょうちょっと学校に行ってくるわ、ここへ行ってくるかということみんな一言も言わんで、勝手なことをやっておるのかと。あんただけだよ、後づけされちゃどうもならんと。たつたつた出張扱いを。これは監査員の答弁をいただきたいわけですが。先ほど申し上げたように立地監の出張は極めて多い、断トツだと。こういう中で、監査ですから。町長、よいしょだとか、行政、よいしょなんかはどうもならんですよ。それは、去年の決算審査の中であなたがさんざん町長を持ち上げ、行政を持ち上げた、そういうことを記憶しておりますから、官は立派だ、町長も立派だ。・・・によって監査は手心を加えたとは言いませんよね。ですから、監査とはイコールチェックですよ。立地監の目に余る出張の問題についてはどうチェックをされたのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま議員が言われた私の出張につきまして

ては、私どもの企業立地課は毎朝朝礼をやっており、朝礼の際、どここの出張というところは職員に情報を共有をさせていただいており、なお、出張2の旅行命令文につきましては、上司の副町長、町長の旅行命令文の印鑑をいただいて行っておるといところを御回答をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉浦あきら君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） お答えします。

出張先は、関係官庁、あるいは連携する大学企業と、また多岐にわたっておりますけれど、東京など遠方へのものも含め、出張旅費の支払いは特にその回数で目立っております、それが施策にどのように反映しているのかの問題もあります。ちょっとデータは27年度のものですが、ものづくりと企業立地で年間出張回数が88回と言われるのですから、かなりの回数になってると思います。ただ、この内容、支払い自体については問題はありませぬ。ただ、それが企業誘致というものにどういうふう結びついたかということになりますと、なかなか地元産の物づくりという施策の趣旨が、いわゆる、その誘致に向けての環境づくりといったようなことがありまして、そういった効果は、その長い時間を経験しないと出てこないのかなというふうに考えています。そういったことで、この出張にかかる費用についても人間環境を築き上げるだとか、あるいは情報交換を密にして、歳出の情報を入手するためということであれば、必ずしも不要な施設ではなかったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 背景説明と弁護はされたけれども、先ほど申し上げたとおり、監査というのはチェックです。チェックがきちっとされたかどうかと。チェックして結果的に監査委員として意見を述べた、所見を述べた、旅費の請求に誤りはなかったか。二重請求、三重請求と二重払いはしておらんようなことはお聞きするけど、だけど、そういうことをやっているわけです。それはチェックのいたら、二重請求して、二重いただいてノーチェックだったらとか、そんなものは首が飛ぶぞ。平然とやっておる。そこら辺についてはどうチェックされたのかということ。

○議長（杉浦あきら君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 支払いについては、逐一全ての事案について、旅行命令を確認するとか、そういうところまではとてもできないわけですが、諸費用の検査等の場では、目についたものについては、そういった変な誤りがないかどうかについては確認をしながら作業をしているものです。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がこういうことを心配するのは、立地監にかかわっては、当時は立地監ではなく課長補佐。幸田町の規則の中に職員懲戒審査委員会規則というのがあります。この審査委員会、いわゆる懲戒処分という形の中で、その委員全員が一致して懲戒処分すべきと、こういう結論を出したわけです、処分するので。けども、時の町長は外圧に屈服して、島流し1年だと、島流しをしたと。しかし、1年で帰ってこられる

と、まだ北の政所が穏やかじゃないよと言って1年延ばされたわけです。そのことについて、あなたは全然違う解釈をしているわけです。俺の能力を幡豆町が買ってくれたから、時の幡豆町長に焦がれてもう1年おったんだよと。けども、そういう形で島流しに遭ったということについて、あなた自身、何にも教訓も酌んでおらずに、懲戒処分されて、外圧に屈服した前の町長が島流しをしたよということが残っておるけれども、なぜ懲戒処分の対象になったのかと。これはやっぱり企画部長、あなたの担当だろうというふうに思うわけだ。どういう内容ですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 懲戒処分について、規定的には幸田町懲戒審査委員会規則がございまして、その中で審査されてという形で命令権者のほうへ諮問に対して答申して処分が決まってくるという制度でございますけれども、こういったものも実際には広報などで年に1回こういった処分についてもきょうと同じように公表しておりますけれども、実際のところ、そういった部分について、私ども、今、これについては実際に守秘義務も含めてございますので、時効が経過しても守秘義務があるということでございますので、そういった面でも私からの答弁は控えさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の、加計学園、森友学園、いずれも行政が身内をかばい立てて二言目には守秘義務だと。守秘義務だと言ったって、現実にはこういうのはそっと広がっておるのですよ。全会一致で懲戒処分をすると、こういうことをお決めになったと、こういう事実だけは残っておるわけです。そのことについて立地監は何ひとつ教訓も酌んでおらんと。俺の天下だという形でやりまくっておると。そうした中で町長がいいように手玉をとられておる。町長がというところの企業立地だ、企業誘致だと。こういう形の中で旅費安しと。町長が旅費安し。立地監を旅費安じゃなくて逆ですわ。立地監は、町長はちょこっとおだてりやすぐ乗ってきて、ましてや企業アートだという議会の中のキーワードだと言って広報をつくっちゃったけどね。こういうことをやって町長をおだてておるものだから、町長その気になって、立地監が結構1人芝居でよくと。こういう実態について、町長自身はどういう認識と感覚でとられておられるのか説明答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今の話が、私も余り存じない話が出てきましたのですけども、こういう場でそういう話が果たしてよろしいかどうかということをお伺いしますが、私自身は彼の今までの企業立地というのは通常の今の役場の職員だったらできないと思います。はっきり申し上げて、今のパターンでやっていったらとてもできない。今、競争でいろいろな町、市町村は一生懸命、企業誘致だとかやっています。それは一歩先を出るには単にごめんください、お願いしますじゃ済まない。私もいろいろなところへまいりますけれども、大手、トヨタ系の大手の企業のトップ、そういう人とのやっぱり面識、そういうものがなかったらいろいろ話できません。その企業へ行くと、かなりトップの人たちとみんなお会いして、それからプレステージレクチャーズにつきましても、あれに出てきていただける方はほとんど会社の役員とか上層の方が来られます。

そういう人たちとの面識がないと全然話が進みません。まず、そういう意味で私も彼の一生懸命やっている姿には、今、伊藤委員がいろいろ申されたけれども、私も一緒に幸田町のためにいい機運が来てくれて、企業誘致をして、税収が多く入れてもらって、それで税収をそういうふうによく入れてもらうような形をつくっていくということで一生懸命やっっているわけでありまして。それが、八方いろいろなことに手を出しているということをおっしゃっているわけだけでも、幸田町でいろいろな医療だとかいろいろなものに対して私どももいろいろなところの社長のところに行ってます、私も大手の企業の医療とか。その中から、幸田町にぜひ一つでも企業を持ってきていただけないかということのトップの話をしております。そういう形の中で、幸田町に一つ一つ、今、芽が出てきているといいますか、花が一つずつ移動倉庫にしましてもプラズマの問題につきましても5,000万円は豊根村も5,000万円いただいているのです。うちが向こうに渡したわけでも何でもありません。5,000万円はうちが名古屋大学に医療機器だとか、そういうものをつくるようにしているわけです。両方で1億円をいただいているわけですね、国、地方創生で。そういうことを全然関係なしに言われちゃうと、我々が単に遊んでやっているのかというふうにとられ兼ねないというふうに思っています。私ども一生懸命で今は企業立地課の職員も一生懸命でやっています。そんな浮ついた気持ちでいるわけではなくて、本当に幸田町のために、幸田町の町民のために持続可能な町をつくるために一生懸命頑張っているということをお承知おきをいただきたいなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こういう場で言うことがいいかどうか、こういう場でなかったら誰が言うの。議会はチェック機関のバランスばかり強調しておるんじゃない。議会でチェックしなきゃ、今の町政は勝手放題だよと。そういう一つの事例として立地監の行状について指摘をしながら改めようと、こういうことを申し上げているので。町長にはこういう場で言うことがいかなものかなんていう、そういうことを言ってるから、野方図になるということと同時に幸田町だけじゃなくて、多くの市町村が企業誘致でしのぎを削っておるわけです。しかし、その中でも異常なほどやり方が言ってみればせこいだ。官庁にこう名大だ愛知工業大学だ行って、あっちゃこっちゃあっちゃこっちゃ行って、レクチャーだ何だ、プラズマだ、自動走行だ。それが地に着いた町民目線の仕事かどうかという点では、やっぱり私はきちっと振り返るべきだろうなということをおし上げて、時間がないので次のほうに質問に移ってまいります。

○町長（大須賀一誠君） 議長。

○14番（伊藤宗次君） 誰も言っとらへんがや、まだ質問中だがや。

○町長（大須賀一誠君） 回答しなきゃだめかなと思って。

○14番（伊藤宗次君） 次が、これが終わったら答弁すればいいじゃないか。何をばたばたばたばたとしよるのだ。あんたにぐつぐつ言われる筋合いはない。まだ発言中だ。ふんじゃないだ。

介護保険法改悪について問うものであります。介護保険制度は2000年4月からスタートをし、ことしで17年目を迎えます。制度発足当初から保険あって介護なしとい

うふうに批判されてきた制度であります。17年がたち数々の制度改悪が強硬されております保険あって介護なし、保険料はむしり取るが介護せずの様相がますます深刻化しております。2015年から導入された利用料負担を1割から2割負担へ。・・・介護法解約で要支援者の介護サービスを保険給付から外し、市町村に担わせる総合事業へ移行させるなど、制度改悪がさまざまな分野に広がっておりますが、まず、その影響について調査をされたのか、つまり1割から2割の関係の負担について調査をされたのか答弁を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、介護保険、議員おっしゃられますように2000年から導入になってきております。介護保険料がこの制度上、確かに医療保険とは違っていて、実際に負担される方が使うということが少ないということがありますので、どうしてもやはり保険料に関しましては割高に感じられるという部分があるのかなということは思っておるところでございます。

そして、2015年の8月から利用者負担が1割から2割に上がったということでございます。私どもも月々の給付の関係のほうの確認のほうをしておるところでありまして、2015年の8月を境にこの給付等の状況が、この影響で減ったとか、そういったようなことはその中では発見することはできなかったということでもありますので、そういった影響は今のところ考えられなかったというふうに思っているところであります。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それでは、先ほどの県に戻りたいと思いますけれども。企業立地のことにつきましては、先ほど申し上げたように幸田町の持続可能のために頑張っているところでございます。ただ、特定の企業立地監に対しまして、いろいろお話がございましたですけども、もしそのようないろいろなある用事、私のほうからしっかりと、私のしっかりと指導をしながら、今後についてもやっていきたいと思っております。本人も夜中までいろいろなところに行って、いろいろ調整しながら一生懸命やっているわけでありまして、はたから見ると、あいつ、遊んでいるのじゃないかというように見られるということ自体もかわいそうなやつだなというふうに思っています。本当に先ほど自動走行につきましても、うちの副町長、一生懸命動いてくれまして、自動走行についても、これは総務部長、企画部長、建設部長も一緒に今調整をとりながら今やっております。ですから、みんなで調整、連携しながらやっていっているわけでありまして、今後の企業立地につきましては、さらに一歩進めるように職員全員で頑張ってもらいますので、その辺をしっかりと御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特定など等の人物を特定しなきゃ話が具体化せんじゃない、ね。指導するよと言ったって逆でしょということを私は思っている。手玉にとられて、町長がいいように猫じゃらしのようにじゃらされているよ。じゃらしているのは誰かと、立地監だよと、こういうことを申し上げたわけでありまして。

先ほどから福祉の関係で利用者負担が1割から2割になりましたよと。幸田町におけ

る、基本的に幸田町においてはまどかの郷、あるいは野場のほうの。要は施設にかかわって利用者負担が1割から2割にふえたことによって、施設を設置する人たちは入居者が出ていっちゃったと。負担がきつくなっちゃったと。そういう実態の調査についてされたかどうかということを知っているわけだ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに国のほうのこの制度の審議におきまして、利用者負担が2割になったことによりまして、老健ですとか特養などの施設から退所された方が数多く見えたということが言われたということは確認はしております。うちのほうも実際給付の表について全てを一応一覽では確認できるわけでありましてけれども、施設におきましても月々によって利用者の方の変動はあるわけなのですけれども、それが大きく変わるということではないということでもありますので、この表から見ると当たりましては、利用者負担による変化は余りなかったのではないかというふうなことを見ておるといってございませう。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほども猫じゃらしということをおっしゃったのですが、なかなかいろいろなことをおっしゃるわけでありましてけれども、私は町長としてみんなの生活安定を図るために職員もしっかり見て、幸田町がさらに発展するためにさらに力を出していこうというふうに思っております。ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる総合事業に移行したことによって、要支援1・2、これが介護保険から外されたよと。外されたことによって、今までの負担からどういうふうに変化がふえたのか、こういうことなのです。だから、総合事業という形の中で、特に65歳以降についての障害者福祉サービス、これは自治体によって全部違いわけだ、介護保険とかかわらず。保険として要支援1・2が介護外しされて、自治体における福祉サービスと、この福祉サービスの内容は自治体によって全部ばらばらだよと。ばらばらだけでも幸田町における介護外しで要支援1・2を外したことによって福祉施策という形の中で利用者負担どういうふうになりましたかということを知りたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、総合事業にかかわる部分で、確かに要支援1・2の方が介護保険の実際、介護給付からは確かに一部外れてくるという制度ではございませう。そういった中におきまして、ただ負担ということに関しましては、ちょっと今のところ確認のほうはちょっと私のほうではできておらないということではございませう。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、介護保険から外されて、それぞれの市町村の障害者福祉施策については、自治体によって随分違いがありますよということと、幸田町はそのことによって、介護外しで受け入れた障害者福祉については介護保険ではなくて、利用料がかからないという形の中で一律に自己負担が求められている事例はないですか。こういうことを申し上げた。そうした点で答弁がいただきたいということと、介護保険法の

改悪が、自民党、公明党、維新などによって強行成立をされました。その国会の中で厚生労働省は要介護認定率の低下させること、あるいは給付費の抑制、こういう名前で給付の適正化だよと。こういう形の中で国が評価する仕組みを持ち込んだ。そして、何をやったのか。ペナルティをつけたわけでしょ。調整交付金を餌にして要介護の認定率を低下させようよ。給付費は全部抑えようよと。そういう実績をつくったところについては調整交付金をぼんと出しましょうよと。その先進例は埼玉県の和光市。和光市が今、一生懸命ぱっと引っ張って、自治体の、さあ、俺のところについてこいとやってる。そこへついていったらみんなぼんだ。さらに大阪の大東市、静岡県のこれぐらいあったと思うのですがね、ということをやってる。そうしたときに、じゃあ幸田町における適正化、給付の適正化という点で、ペナルティの問題で今、調整交付金はどうなっていますかということと、もう一つは、この介護率の要介護認定の認定率を低下させよう、給付費を抑制しようよという取り組みについてはどういうふうな取り組み、スタンスでやっておられますか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、利用料がかなり一律に負担を求められる制度がというところがございますが、そうですね、ちょっと私のほうで、その辺のものは今すぐにちょっと思い当たるものがちょっと申しわけありません。ちょっと今、ないというところがございます。そして、あと、確かに国の今回の改正介護保険制度の関連法の成立に当たりまして、財政的インセンティブの付与ということで、そういったものの中で自立支援ですとか、あるいは重度化防止に取り組む保険者に対して、保険金を交付していくという形であるということは、これは言われておるものの中ではございますので、それについては確認をしているところではございますが、ただ、実際によく報道されておりますように和光市とか、そういったようなところで認定率が一つの指標となって、それが下がることによって、調整交付金がふえるというような形にまで制度がちょっと整っているのかというところまではちょっとまだ確認がちょっと、私どもそこまではちょっと決まっているものではないのではないかとこのうふうにちょっと今思っているところではございます。ただ、いずれにしてもこの交付金というものに関しましては、確かに市町村の保険者としての努力において、それに応じた形で給付されていってしまうものであるというふうな運用になっておるとこのうふうには思っておるところではございます。

そして、あと財政調整交付金のところではございますが、確かに財政調整交付金は国費の負担におきまして、高齢者の数、そういった高齢化率によりまして、保険料が集まらないような市町におきまして、国がその部分を補填するような形の制度であったというふうに思っております。それで今、現状、29年度におきまして、給付におきます財政調整交付金の当初の率でありますけれども、0.67%であるというふうに思っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は介護保険で今まで要支援1・2が制度の中に組み込まれておったけども、総合事業という名前で介護外しが行われ、そういう中で総合事業で支援をされるよということになります。ということは一つは要支援1・2については介護保険制

度から外れたわけです。自治体の事業として、総合事業だよと。この中にやったときに、その利用者負担は国から四の五の言われる筋合いはないわけですよ。もう制度外ししちゃったと。そのことによって財政的な支援もないよと、自治体で勝手にやれよと。勝手にやれよといったときに、自治体が利用者負担を軽減をする。軽減の軽というのは軽くすること、減免をすること、これが軽減です。そういうことですから、そういうことをあなた方がきちっとやらないと、これは一つは全国自治体の全部総合事業の中でどうせえ、こうせえというのが、今、今年度から全部完全実施ですから、そういうときにじゃあ我が町は今まで介護保険の中で制度的な形の中で組み込まれておったものが野に放たれて、じゃあその人たちの自己負担どうするのかというのは、非常に重要な問題だということと、それから施策として、政策として福祉施策としてこうした問題についてきちっとした政策なりが持っておられるのかと、その一つとして利用者負担はどうされるのかと。単独事業ですよという点で答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから申されましたとおり、介護予防生活支援サービス事業におきます多様なサービス、こういったものは市町村が確かに独自にこの住民の方のニーズによりまして、これは確かに独自で整備していくものであるというふうに考えているところでございますので、当然、そういった中で自己負担ですかね、利用者負担、こういったものを当然どういった形にしていくべきかということもあわせて、これは事業を進める中での当然な課題であるというふうには思っておるわけでございます。確かに、この流れ的には確かに国が求めておりますいわゆる持続可能な、よく言われる介護保険制をとという形の中でのこのこういった制度改正だというふうに思っているわけではありますけれども、やはり利用者の方々のそういう幸田町の介護保険を使うことによって、より事故のこういった介護状態が改善されるですとか、あるいは現状維持されるとかということ、より介護が重たくならないようなことができていくことがやはり重要だというふうに思っておりますので、介護保険も含めました福祉政策の中で、こういったことをやはり考えていくべきだというふうには思っておるところではございます。ただ、確かに具体的にこれですというところが一本大きくできておるわけではないですけれども、今、それぞれ障害者にしろ、あるいは介護保険にしろ、今、それぞれで計画は今年度策定はしておるところでございますので、そういった中で、やはり最終的には住民の方あってのそういった施策であるというところでこの事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 介護保険のいわゆる1期3年の6期目に当たりますよね。その介護保険の計画を立てる。そういう中で、制度的に介護外しがされた。そうした中で総合事業へ移行する。移行したときに利用者の負担、利用者負担を独自事業になったわけですから、国や県からぶつぶつ言われる筋合いはない。そういうことで私はこの総合事業における利用者負担の軽減についてきちっと取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員おっしゃられますとおり、この事業におきましては、
そういった独自事業であるという部分も含めまして事業設計のほうを進めていきたいと
いうふうに考えておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は6月12日、月曜日、午前9時から再開します。本日、一般質問された方は議
会だよりの原稿を6月15日、木曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間大変お疲れさまでした。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 5時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
平成29年6月7日

議 長

議 員

議 員